

第二十四回国会

参議院文教委員会公聴会會議録第一号

昭和三十一年五月十一日(金曜日)午前
十時二十分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
畑本 亨弘君
笹森 順造君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
村尾 重雄君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
専門員

公述人

学習院大学教授 久野 収君
大妻女子大学学長 河原 春作君

第六部附屬

文教委員会公聴会會議録第一号 昭和三十一年五月十一日【参議院】

一橋大学教授 上原 専様君

評論家 内海 丁三君

長野県教育委員 池上 隆祐君

東京経済大学 伊部 政一君

大学教授 森戸 辰男君

広島大学学長 森戸 辰男君

本日の会議に付した案件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会公聴会を開会いたします。

問題は地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律施行に伴う関係法律の整理に関する法律案であります。本法律案は、周知のとおり、わが国の地方教育行政に関する重要法律案であり、従って当文教委員会といたしまして、今日まで慎重な審議を行なつて参りましたが、その重要性にかんがみ、委員会の審議に資するため、本日及び明日にわたつて公聴会を開き、各界の方々の御意見を伺うことになつた次第であります。

本日の議事の進め方につきまして、先般の理事会におきまして協議を行なつた結果次のようになっております。公述人は一人ごとにその時間は約二十分、質疑時間は約四十分とするにといたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。本日は当委員会のため、貴重なお時間をとおさいただきまことに、ありがとうございます。本法律案に関しまして御意見を十分御開陳いただきたいと存じます。これより公述に入り

ます。

○矢嶋三義君 公述に入る前に議事進行について、ちよつと速記とめて下さい。

○委員長(加賀山之雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始めて。

久野収君。

○公述人(久野収君) 私たたいま御紹介にあずかりました久野でございませう。学習院大学の教授をしておりまして、本日実は病氣をしておりまして、医者から外出を差しとめられていたものであります。国会から公述人として参考意見を述べよというお話がありましたので押して出て参りました。

私は率直に申し上げますと、この法案に反対でございます。その反対の論拠は、衆議院の文教委員会でも南原先生、矢内原先生、それから東京朝日新聞の友人であります論説委員の伊藤昇さんのおっしゃった意見で、ほとんど委員は尽きていますと存じます。どうか参議院の諸公が、この議事録の中のそういう方々の述べられました公述の意見を、できるだけ御参照下さつて、賢明な判断を下されることをお願いす

る次第であります。従いまして重複を避ける意味で、私は本日私自身の専門に属しております教育の基礎となる思想や、哲学方面で原則論を申し述べまして、なぜ反対しなければならぬかという意見を申し上げたいと存じますのであります。

重複を避けまうといはしますと、私がどうしてもこの法案を讀みまして賛成できない、あるいはまた積極的に反対せざるを得ない理由は、この法案に盛り込まれた意図の問題ではありません。意図がいかなる意図であつても、この法案は実際に実行された結果において、どういふ効果をもたらしますかと申しますと、これは教育、特に国民の公教育に関する直接の責任者でありま

す教師及び父兄としての国民の位置が、だんだんと教育の問題についてわき役の位置に押し下げられざるを得ないということとです。この前教育二法が出ましたときにも、やはり私は心配いたしました。ラジオの討論会に出席しましたときに、自民党の坂田さんやあるいはその他の方々にも討論会で申し上げたのであります。あの教育二法は偏向教育なら偏向教育でよろしいの

でございませう。偏向教育というものを処理する場合に、教師よりも警察官というものがたよっている。言いかえれば、教育のプロパーな問題について、行政官に信頼を置いている。教師よりも行政官に信頼を置いている。つまり現場の教師を信用するよりも、取り締

る警察官を信用する、こういう立場にやはり立たざるを得ないようになってくるように感じないのであります。今日の法案もまた同じことが言えるのであります。なるほど公教育というものは、あるいは国家が責任を持つておるものであり、政治家が一半の責任を持つておるということとは否定できません。しかし、それよりも大事なことは、公教育についての直接の責任者は、何といつても教師であるし、父兄である。で、父母が教育に対してやはり自分の意思を率直に発言する、教師が教育に対して全責任を負うという、そういうし方で教育を運営するというのが、少くとも敗戦の教訓から、しみじみ学ばれたわれわれの再出発の基礎であつたと思う。その基礎が意図いかにかわらず、結果においてくつがえされる危険を持つてゐる。

その実際の証拠はどこにあるかと申しますと、第一番には教師でありま

す。教師について、たとえば第十九条によりましますと、指導主事の権限がなはだ拡大されております。つまり、現場の教師の自主的な活動だけではどうしても安心がならないから、指導主事に取締りをさせようとするような法規が見えておるのであります。なぜそう申しますかと申しますと、この前の現行法の法案におきましては、指導主事の仕事は五十二条の四に書かれておりますが、指導主事は校長及び教員に助言と指導を与えるが、命令及び監督をしてはならないということがはっきり

大きいのであります。従つて、今回の立法に際し、深甚の考慮を得たいと存じます。」といふことを、古垣鉄郎会長が陳情書の中で述べていらつしやいます。これは非常に控え目に大きな波紋を巻き起すとか、そういうふうな述べられておりますけれども、私が実際にこの学校放送講座というものに若干相談を受けて、委員の一人になつて携つたのであります。この経験からいたしますと、実際上は不可能になり

ます。そしてこれはNHKのこの陳情書の中にも触れられておりますが、どのくらい大きな講座であるかと申しますと、これはもう月火水木金土全部にわたつて、小学校の音楽から、国語あるいは社会科、地理、理科、英語、そういったものの全部にわたつて、このつまり講座は非常に慎重なプランのもとに行われております。私も高等学校の方に三回ぐらい出ましたが、私自身はかた論文を書いたり、いろいろなことをするよりも、もっと慎重な委員会の側からの指導なり、あるいは勧告なりを受けて、そして十五分話した内容について、意外に反響が先生や生徒の方から多くて、この点はまずいじやないかと、この点はもっとこういうふうにしてもらいたい、ああいう論じ方は困るというふうな反響が多くて、私自身一驚、実はびっくりしたような次第であります。かようなNHKの学校教育講座というものが、全部へ実際には不可能になるというふうなことを、参議院の諸公はぜひとも考えていただきたい。こういうことは二十一年にわたる教育放送そのものが減滅するといふことは、実に重大な事件なのであります。そののんきに、それはそうなんでも仕方がない、また別法を講ずるといふことはできないのであります。

なぜできないかと申しますと、今までのおさりにしておりました視聴覚教育、現に見て、あるいは現に聞いて、その人の肉声を聞き、あるいは現にテレビジョンを見て教育を行うというふうな、こういう教育の仕方は、すでに外国の国々においては、もはや初等教育、中等教育、高等教育において全く欠くべからざる手段になつております。国会においてもマイクロ・フィルムとか、いろいろの問題というふうなもの、実際上うんと利用されなければならぬ段階にきております。のに対して、日本の教育予算というものは、いわゆる各場所において、各所において、そういう視聴覚教育というものを根本的に行うことができないので、NHKがそれを代行してやる。従つてNHKがその学校放送、二十一年にわたる学校放送を閉じるといふことになれば、実際上不可能になれば、日本の子供たちの視聴覚教育というものは、ほとんど減滅状態になるのであります。そのような重大な規定が盛り込んであります。

従つて私はただ教師という側面から申しまして、教師に対する取締りの権限の強化、教材に対するつまり取締りの権限の強化に對して、教師がまた戦前及び戦中と同じように、上級の行政機関からするところの命令に對する單なるマイクロフォンになつてしまふという、そういう實際的な効果をもたらしと思ふのであります。で、教師に對する取締り教育とか、お目付け教育は、教師を行政上の役人

の手足に使うといふ、そういう旧教育の復讐としてしか考えられないのであります。そして政界の人々や、あるいは行政の官僚が、教師や、父母や教育内容を完全に支配するといふことが、これがすなわちファシズムなものであります。ファシズムの教育とはほかでもありません。それはスローガンとか、内容ではなくして、ファシズムの全体主義の教育といふものは、政

党、あるいは行政官僚が、現場の教師や、あるいは子供に對して責任を持たなければならぬ父母や、あるいは教育内容を、完全に支配するといふことなんでありまして、意図いかににかかわらず、意図にはどれだけ今日の弊害を是正しようとするよき意図が盛られてゐるにせよ、この法案の意図とは反して、結果において、意識する意識しないにかかわりなく、ファシズムの教育への傾斜を含んでゐると私は言わざるを得ないのであります。これは私たちの友人、私たち自身の、戦前から戦後にかけての長い体験がこのことを言わしめてゐるのであつて、私たち自身は政治権力といふものに對して非常に弱いものであります。教師は非常に弱いものであります。教師が団結したとか、何とか申しまして、これは政治権力に對しては非常に弱いものであります。その弱いものが、教育において、教育の場面だけは何とかして守つていきたいといふ考えからすれば、こういう法案といふものはやは非常に危険であると言わざるを得ない。

それから第二には、国民にありません。つまり父母としての国民を信頼しないといふ結果を、この法案は、繰り返し申しますが、意図いかににかかわらず、もたらして参ります。で、公選制から任命制への変化といふものに、この国民といふもの、父母、教育に對する父母といふものの持つてゐる責任といふものに、あまり信頼しないといふ結果をもたらすような気が、この公選制から任命制への変化に非常に見られてゐると私は思います。なるほど今までの選挙の仕方によりまして、往々にして不適格者や、偏向教育といふものが生れがちだといふ理屈もありましよう。しかし戦後の教育委員会というものは、教育における、教育の場面における国会の役割、国会という任務をするために、あるいは地方議會、教育における国会あるいは地方議會の役割をするために設けられたものであります。でありますからして、国会の現在の選挙に欠陥があるからして、国会議員の選挙をすべて任命制にしようといふふうな考え方が暴論である、言うまでもなく暴論であります。いたしますれば、これはやはり今不適格者や、偏向教育が出てくるからして教育委員会の公選制を改めて任命制にするといふことは、やはりそれと同じ暴論であります。私はかすに時日をもつてせよ、みずからのあやまちを直さしめるような世論を形成するために、政府は熱心になつていただきたい、こういうことを言いたいのであります。かつて学務委員会というものがございました。これは全く地方の府県の学務部長あるいは学務課長、教育課長の諮問機関でありました。もし今ここで任命制が……、任命制とつまり公選制といふものを抽象的な上で比較

いたしました場合には、それはそれでの一利一短はございませう。しかし、今の条件、今の日本の長い間の教育を虫ばんで参りました中央集権の弊害、あるいは官僚独善の弊害、この官僚独善の弊害についても、私は官僚を攻撃するといふような意図を持たないのだ。はつきりいへば、つまり官僚の方が優秀なのです。残念ながら……。

政界人あるいはつまり父母よりも官僚の方が優秀なのです。しかし、優秀であるからといって、官僚の独善を許すわけには、これは民主主義である以上ゆきません。やはりわれわれとして、は、父母が成長し、国民としての父母が一刻一刻と成長して、それからまた、教師が一刻一刻と成長して、官僚のひもつてないような、あるいは政界人が一刻一刻と成長して、官僚に押えられないような政界人、あるいは官僚のひもつてきにならないような教師、あるいは官僚の独善を批判できるような国民を作り上げてゆく以外に、つまり民主主義としての任務は、民主主義の原則はないのでありますから、現在官僚の独善あるいは官僚の統制が能率上うまくゆくからこれをやるやうといふのは、やはり戦前の経験から学ばず、戦前の経験と同じことを繰り返すことになる、私はどうしてもそう思わざるを得ません。

このような二点から考えました場合に、どうしてもこの法案といふものは教育という専門の場面において、専門家である教師に對する信頼よりも、むしろ命令系統の上な教育行政に關する官僚を信頼する。それから現場の教育、地域の教育が、子供に一番責任を持たなければならぬ、また、一番愛

いう公務員法にしろ、何にしろ、やむを得ぬものであるかもしれせんけれども、教師の一人々々をこれだけ悩ましておられることを、どうか参議院の諸公は考えていただきたい。教育においては政治におけるように進歩と保守が対立するのではなくて、教育においては進歩の原則が第一に必要であります。これはルソーの場合を見ましても、ベスタロッチの場合を見ましても、中江藤樹の場合を見ましても、福沢諭吉の場合を見ましても、これは大教育者というものは十五年、二十年先の未来を見通して論じておるのであります。私のようなものは、つまらない教育者として一年、二年先しか見通せない。ちょうど言ってみれば、幕末の佐藤一斎という儒学者は教育とか学問というものはつらいものだ、暗夜にちようちんをぶら下げて行くようなものだということを申しましたが、私の場合はちようちんであります。しかし中江藤樹であるとか、あるいは福沢諭吉であるとか、ベスタロッチであるとか、ルソーであるとかいうものは、大体十一年、二年先を照らすサテライト、ちようちんサテライトを持っている現場に教師を作り出していくということ以外に、日本の作り直し、日本のつくり直し、日本のつくり直しと復興ということはあり得ない、私はこのように考えております。

このような危険があればこそ、この問題に直接の利害を持たない学者、あるいは大新聞、あるいは民衆が大きな声で、この法案に対して批判の声をあげておられます。現にここに傍聴者としてお見えになっている方々もこういうところへ傍聴にくるという

のは、庶民としては大へんなことです。自分でつまり電車賃を払ってそうしてここへやって来て、そういうところへ傍聴者として見えておられることが、いかに関心が切実であるかということが現われておるのでありますから、どうか参議院の諸公の良識と信念に従って、厳正な逐条審議を行なうて、教育を百年の安きに置いていただきたいというのが、公述人としての私の公述内容でございます。

○委員長(加賀山之雄君) ありがとうございます。

ただいまの久野公述人の公述に對しまして、質疑のある方は御発言願います。

○雨森常夫君 非常に御熱心な公述をお聞かせ願ひまして、まことにありがとうございます。次第でございますが、私が聞いておりますと、久野先生は非常にこの法案について先走った心配をしておられるように考へるのであります。これは私のお聞きしておる感じでありまして、たとえば例にあげられた十九条の三項で、どこにこの指揮命令監督をするように考へられるか、指導主事……あるいはまた三十三条の教科書以外の教材、これは今おあげになりましたように、教科書以外の教材を使うのは、毎日々々のスイッチを入れて、たとえばラジオのスイッチを入れるのにしように、一々届出をしなきゃならぬというように考へるお考へになるのは、少し心配し過ぎる、第二項は前の基本的事項についてということでありまして、それを受けて第二項でありますから、そういう点まで御心配になる必要はなからうと思つてあります。

それからもう一つ、私はこれは御注意願ひたいと思つてあります。御陳述の中に政党人よりも官僚がはるかに優秀だということをおっしゃったのであります。私は実は官僚であつたのが、今政治家なんだとあります。そういうことを言われまして、まことに愚劣になったような感じがいたすのであります。そういう点……

○公述人(久野収君) 今の御質問にお答え申し上げます。第一に私が政党人を侮辱したような発言をしたということでございますから、これはつづいて取り消します。過去においてそういうことがあつたかもしれませんが、現在はもうないかもしれませんから取り消します。

それから第一の御質問の十九条であります。これはつまり現行法において指導主事を繰り返して申しますように、命令及び監督をしてはならないという明文がちゃんと現行法にうたつてあるのであります。それがこの今度の法案において削られておる、繰り返して申し上げますように削られておるということは、やはり私の思い過ぎではないかと、指導という名前のもとに、命令及び監督をしていいという解釈が通るということをお私に深く確信します。それから第三十三条におきまして、基本的というところを今お述べになりましたけれども、この基本的ということとは、ばく然としておりまして、どこからどこまでが基本的であるかというふうな判定というものについては、別に法文に明記されておられません。うやむやいから、やはりそういうものも単なる杞憂であれば、二十一年間学校放送に携つて参りましたNHKが、

会長の名前でこのような陳情書を出すはずは、僕は絶対ないと思ひます。○笹森順造君 お尋ねいたしたいと思ひますが、一番最初にお述べになりましたお言葉伺つておきますと、この法案の目的、意図はよいと思ひます。だが結果的にはいろいろ危惧されるところがある、こういう場合にお話しになつたように聞きますが、その通りでございますか。

○公述人(久野収君) いいえ。○笹森順造君 そこで、私はつきりお尋ねしたいのですが、この法案の目的とするとところが、少くとも立案者の意図が善意であつた、こういうことをお述べになつて、しかも結果としては非常に危惧される、こういう印象を得ましたが、それをお尋ねしたいわけでありまして。

○公述人(久野収君) 善意であるか、つまり教育を取り締まるような意思があるかというところは別として、私は論じました。これについてはいろいろの議論の余地があるから、これについてはつまりこういう意図のいかんにかかわらず、結果としてこのようになる、だからいいという意図でお考へになつたかもしませんが、あるいは悪いとお考へになつたかもしませんが、そういうものではない、結果として現われるものは、そのような教育に対する非常な大きな脅威であるということをお申し述べたのであります。

○笹森順造君 この言葉で、もう一度一つはつきりしておきたいと思ひます。公述人は政府の提案の意図が、これがよくない、意図がよくない、悪意から出た、こういう御認定でありますか、お尋ねいたします。

○公述人(久野収君) 私はやはり政治の立場、官吏の立場から教育の問題を考へておられる結果、能率とか、あるいはまた統制とか、あるいは基本的、つまり原則を通すというふうな、いわゆる教育上における行政中心主義の立場から立案されたものだと考へます。従ひまして私の主張するところの教育の問題は、父母と教師というものが中心にならなければならぬという考へ方に対しては、つまり対立するような考へで立案されておると思ひます。

○笹森順造君 私どもの理解によりまして、特に、義務教育は、国民がその責任を持つて、子弟に対してやはり教育の責任を持つておる。これはやはり憲法の規定する通りで、さうに理解しております。しかし、これは法の定めるところによつてやるものである。同時に国家もまたこの教育に対しては、重大なる関心を持ち、しかも責任を持つておるものだと、こういう場合に私は理解しておりますが、この点はいかがでございますか。

○公述人(久野収君) 私は国家の教育に対する、国家と申しますと、具体的には政府であります。中央政府の教育に対する責任というものは、衆議院の公聴会で矢内原先生がお述べになりました通り、民主主義の社会においては、行政の中では教育を特に独立さすという建前から申しまして、消極的であるという信念を持つておる。つまり予算の整備であるとか、いろいろな事柄について配慮する。つまり教育的環境、教育に最も好ましい環境を作るといふ、そういう消極的な使命しか持たないのが、それが私は民主主義社会に

おける文部大臣の責任である、そういうふうにご了解しております。

○笹森順造君　もう少し立ち入ってお尋ねしたいと思いますが、この教育基本法において示されておりますところを、私どもは忠実に見てみましても、やはりこれは国家の形成者としての人間を作るのだということが大きくうたわれている。従つて自由はどこまでも尊重しなければならぬ、基本的人權はあくまでもこれを尊重していかなければならないということともに、国全体がやはり個々の人間の社会形成の一人としての資格をこれは十分持つてもらわなければならないということ、教育者のみならず、国自体が考えなければならぬ点だと私は考えますが、この点はいかなる御理解を持つておられますか。

○公述人(久野収君) この点については、私はこのように考えております。やはり国を中心とする教育、国家の教育とか愛国の教育というものは、従来の最もいけなかったのは、愛国教育がいけなかったのじゃなくて、愛国教育の内容がいけなかった。なせいけなかったかといえば、それは政府に対する無条件の、つまり批判を没した忠誠というふうなものだけを要求する。それを政府の命令に対して唯々諾々と従うような、そういう愛国心を愛国心の基礎において、国家的ものの基礎においておりました。私自身ここで申すのも全く恥であります、戦争が敗北に終わったときに、私たちにはもうわかっておったのであります。もちろん私自身は日中事変が始まったときに、昭和十二年にわかっておりました。それから十四年、十五年になれば議員の

諸公もおわりの通り、わかつておりました、日本は敗北すると。しかしそれが言えない。言えなくて敗北を迎えた。なぜ言えない、なぜ言えないかということを反省して、これはやはり一旦政府で決定したものは、もう国策として決定されているのだから、それに對して反對し、それに對して批判するような者は非国民だというような考え方で、われわれは忠君愛國の教育を受けてきたのであります。そういうつまり愛國の教育の仕方というのは、国があやまちを犯そうとしているときに、そのあやまちを深みに一そう追ひ

やる事がわかつているときに、反對ができない。たつてそれは危いよということを言うことができないといったような教育だった。理解してはいけな
い。だから愛國教育の基礎というものは、言うまでもなく、国土を愛し、同胞を愛するというような点においてけ
ちであつたり、条件をつけたりしては
ならないと思う。しかし同胞を愛した
り国土を愛したりする、そういう人間
の生まれながらの持つてゐる氣持とい
うものが、時の政府の政策を無条件に
愛し、それを信奉せよというふうなこ
とになれば、これはやはり教育として
は問題であつて、もちろん教育者も国
民の一人でありますから國家の定めら
れた法律を順法するのは当然でありま
すが、しかし順法しながらも、その法
律なり、あるいは特に現場の教育につ
いていろいろな問題を起すような規定
なりについては、批判をしていくこと
の方が、そういう國民を作っていくこ
との方が、私は長い伝統から見た場合
には、つまり新しい國民を作る第一歩
になるのであつて、それから今の委

員の方が御質問になりましたように、積極的な愛国心というものは、そういう古い私自身涙と恥とでしか思い出されないような、私自身の怯懦を作り上げた、卑怯さを作り上げたそういう教育から脱却して、同胞愛やあるいはまた、国土愛については無条件であるがやはり法律として施行された場合は守りながら、しかも批判の目をゆるめず、批評の自由を確保するような、そういう国民を、教師、父兄を作っていくことが、私は愛国教育の一番肝心なことではないかと思うのでございます。

○笹森順造君　先ほど来時代が非常な勢いで進歩発展し、変化をしておるといふことをお述べになったのは、私もそうだと思っております。ところで今のお話は大体戦前における日本の過去の政府のとおっておりました方針なり、あるいはまたその性格なり、それから生まれて参つたいろいろな御体験を通しての現代の変化しておる民主主義の時代の政府に対する認識との間にお述べになったことに、非常な矛盾があるような感じがいたします。われわれは過去におけるああいふ戦前のファッショ的な、あるいは独裁的な、君主的な日本の政府ではなくして、新しい憲法によつて新しい時代ができた、またこれが民主主義である。しかもこれは単なる国家主義あるいは愛国主義といふことではなくて、建設された民主主義国家の上に、私どもの教育といふものは成り立つべきものであつて、しかしてその中にいろいろと働いておりますところの人々あるいは官僚とおっしゃるかもしれぬが、これは私は公務員だと思つております。この公務

員に對して、この公務員をどう一體處法が資格を要請しているかというようなことを考えてみますれば、今のあなたのお話は非常に先の変化的ことを仰せになりましたけれども、戦前のことにまだこだわって、現代の日本の新しい進み方についての御理解に欠けておるのではないか。ここに私は理論の矛盾を発見する。あなた自身は矛盾を御発見なさらないか。やはり戦前のこのような民主主義國家を批判し、かかるが故に戦前に反對したと同様な態度で反對されるのが、それが正しいと思つておるかどうか。それをお伺いしたいと思います。

○公述人(久野取君) 私はその点については、衆議院の公聴会で矢内原先生がお述べになった通りであつて、現在のこの教育法案はたった一つだけの法律的な現象でないと感じております。その他一連の小選挙区法案であるとか、あるいは憲法調査会法案であるとか、国防会議法案であるとか、その他一連の法案の、つまりそういう全体が流れていく方向が世界の変化、世界自身に変化していく方向に逆行して、前のところは帰る非常に危険な傾向を持っているのではないか。そうしてその持つているということは、政治家は現実の要求のためにどうしてもそういう問題を認めてないのが通説でありますが、教育者、学者というものは、やはり先立つてそういう点を警告する。そういう点で矢内原先生が衆議院の公聴会にお述べになりました全体としての古いところへ日本が帰ろうとしている。しかも世界は新しいところへ出ていくこうとしている。ギャップが非常に大きくなるから、その点について私は

實際上こういうことが申せましよう。教育において進歩の原理を確保しておけば、革命はできてこないものであります。なぜなら、二十年後に、二十年に應じたその後の変化において子供がおおとなになるわけでありまして、革命は回遅されます。しかし教育が政治に屈服して、政治の現在の要求に奉仕しているときには、二十年後のコンディションが教育を取り巻くところの条件、政治を取り巻く条件が激変した場合には、これをつまり適応せしめるためには、根本的に破壊しなければならぬというような考えが出てくるのでありますから、私自身が教育において進歩の原理を主張するのは、実は政治において革命というものを少くとも好ましくないと思っているから、このことを主張しているのであります。

○笹森順造君　ただいまのことでは明確な欠点をいふことができませんが、学校で先生をおきたいと思いますが、父兄に対する信頼は、私これはあなたのおっしゃる通り信頼すべきだと思います。また、信頼しなければならぬことになっております。とともに、これと協力する公務員に対する信頼がないように、あなたのお話からうかがえますが、つまりこれを官僚という、強い言葉をお使いなさいますが、私どもはこの教育に携わるところの公務員と考えております。この公務員なるものが、全体の牽引者としての立場が明確になっておる。この理念に全部がなっておるかおらぬかは別として、現在のわれわれの観点とし、立場とし、また教育を一つの基準としてそこに私は置くべきものと考えておる。ところがあなたのお話しだと、公務員に

対しては不信である、信頼できぬという御発言があったようであり、やがてあなたは公務員に対する不信ということをお述べになるお考えでありますか、お尋ねいたします。そこを明確にしておきたいと思ひます。

○公述人(久野収君) それは御意見の相違になると思ひますが、つまり近代における官僚システムというものは、機構という言葉をいわれております通り、メカニズムという名前前で呼ばれております通り、巨大な組織であります。そして一方のところに刺激すれば自動的にこういふふうになる。そういう点は機械と同じであります。この官僚機構の持つております大きな動きというものを、政治家がどのようにコントロールするかという問題は、これは政治学上、哲学上、あるいは思想上の最大の問題であります。機械が人間を支配する場合と同じであつて、機械に比するやうな巨大な官僚機構というものがあるに現れてきて、これは私の説明を要するまでもなくマックス・ウェーバーが詳細に官僚論の中で表わしたものであります。つまりそういう一種のフランケンシュタインのやうな性格を持つておると私は思つております。それは個々別々の官僚機構の中にお勤めになつておる、その一つ一つの歯車を形成していらつしやることの方々の御意思いかんにかかわらず、一つの大きな歯車になつておりました、その歯車が教育をとらえたときには、どうしてもやはり教育が官僚に從属し、官僚と政治が競合して、かつての戦前の教育と同じやうな教育が官僚機構と政治機構のマイクローフォンになつてしまふ、あるいはメガフォンになつて

てしまふ非常に大きな確率があるといふ認識に立つて、つまり私は官僚個人個人を攻撃するのではなしに、政治家の皆さん、教育家の皆さんに、つまり官僚機構というものが持つておる原爆の機構にも比較するやうな、そういう大きなものが教育としてどうしても近代国家に必要なものであります。しかし、それをどうコントロールするかについては、今も申し上げました通り非常に政治家も、たとえば日本の戦争に入つたときの状況をお考えになればわかりましよう。日本の軍人というものが一つの軍事機構、軍閥、つまり軍人の官僚的なものを築いておつて、もう政治家の齋藤隆夫や浜田国松あたりがこれに御批判なさつておつて、一たんそれが戦争をやるとなると、満州事変を起してこれからこへ行くのだと軍が一方的にきめてしまつた。天皇個人は非常にそのことを憂えておられるが、天皇個人も、重臣層も、あるいは資本家の人も、あるいは政界の人々も、一切の人々がとめようとしたけれども、どうすることもできなかった。これは軍部というものが武器を持つて官僚であつた、官僚機構の上にさらに武器を持つておつたからというところもありまふけれども、官僚機構というもののコントロールは割合案にできるとお考えになつておることは、少し私と意見が違ひ、そこはちよつと委員の今御発言なきさいました方と私の見解の異なるところで、私は官僚機構の非常に重大さを考えます。

○篠森順造君 ただいまの御発言をもう少し明確に理解したいために、繞いてお尋ねいたしますが、お話しはやはり戦争中の例などが飛び出しますけれども、私どもはお話しの通り、そういうことは、この法案についても考えてない。つまり、この法案は時の政治によつて教育が左右されてはならないといふことは、私自身も堅持したいと思ひ、また、この法案もそういう趣旨でできておると思ひます。さらに今私のお尋ねしましたのは、公務員は全体の奉仕者であるといふので、私は信頼を置きたいし、現に信頼を置いておるし、国民に信頼をさるべきものとしてこれが取り扱われるべきものを、いろいろのお話して今修正されましても、個々の人間にすればなかなかに信頼ができたといふうなお話しでありますけれども、現在において、御案内のように内閣ができて、その内閣のもとに大臣がおつて、その大臣は全部これは民主主義的に選挙された者によつてでき上つていふ。しかし、その一つの手足として一つの機構はこれはございまいしょう。しかし、この機構は日本の新しい作り方であつて、総理大臣、各大臣以下、日本の国が民主的の一つの機構の中に動いておるということに對するこれは御理解が十分ないのじやないかと、いふやうな疑いが起る。そこに今の公務員に對する不信といふやうなものも起つてくるのじやないか。そういうことを私どもが新しい時代の建設面において、なおお話しする官僚的な勢力の、私どももお考え直してらわなければならぬ点があると思ひますが、そういう根本の物の考え方が、日本の新しい基礎の上に立つておるのだ、そこに一つの進展を持つておるのだといふことに對する理由がない。これは意見の相違であれば、それでよろしゅうござ

います。しかしながら、新しい日本の国がそうあるべきだといふ、そこに私は學者にせよ、政治家にせよ、国民全体にせよ、ここに作り上げてきたといふことが、互いの責任だと思つておるがゆゑに、この点に對する公述人の御見解をもう一歩進んでお尋ねしたいと思ひます。

○公述人(久野収君) 私は官僚機構といふもののシビリアン・コントロールというものは、やはり政治家あるいはリーマン・コントロール、つまり普通の人々によるところの支配といふものは法文にうたわれておつたり、あるいはいろいろの仕方で行われておる。これは簡単なものでなく、これは非常にむずかしいことであるといふ点で今の委員の方と少し見解を異にする。この点についてはほんとうのコントロールの仕方というやうなものを、やはり政治家などはほんとうに考へていたのだ。い。そうでなければ教育の場合をせうかく、つまり教育行政から独立さして、そして実施しても、その教育行政に從属さしてしまふ、シビリアン・コントロールといふものが名だけのシビリアン・コントロールであつて、そしてそれは形式上大臣は判を押すけれども、實際上は全部そういう官僚機構がそれをこなすといふことになつて、そういう危険性についての評価の相違かと思ひます。

○矢嶋三義君 私はききよあすの公聴会を開くに當つて、委員長にまず御要望申し上げたいと思ひます。今までのこの国会でよく公聴会が開かれる場合のことを私は回顧して、そしてあえて申し上げるわけですが、公述人は同僚諸君から詰問されるために出席して

るのでもございませぬし、また、公聴会には質疑するに當つては、若干の最小限の同僚諸君の意見が必要とはいひませぬ。従つて先ほどある委員から冒頭に詰問的な語勢をもつて御発言がございまして、いつも参議院にあることでございまして、きよあすはこの公聴会を開かされるに當つては、特にその点を委員長において心して運営していただきたいといふことを御要望申し上げておきます。

そこで二点だけ伺ひます。それは先ほど以来先生から政治と教育との関係、さらにこの法案が成立、施行された後における教育の国家統制、中央集権化によるところの憂うべき事態について、まことに該博なる知識をもつてあんどんならぬサチライトにおいて警告的な公述をいたしてありましたが、拝聴いたしました。また、先刻来同僚委員から熱心に質疑が展開されましたが、これも私の聞く限りにおいて、まことにあざやかに明白に警告的な公述をいたしたことを、ありがたく傾聴いたしました次第でございします。私が伺ひたいところは、あなたはこの法律が成立、施行したのちにはどういふこととおそれられるといふことを御発言になつたが、私はここで伺ひたいのは、現在におけるわが国の大学から幼稚園に至る教育行政並びに教育の現状、動向といふものをいかにうに見ておられるかといふことでございします。これと関連して、先ほどから愛国心教育といふことが出てきたわけですが、われわれは本委員会でも審議しておりますといふと、文部大臣は、教育基本法的第一条の教育目的の中に国

を要するという愛国という活字がないので、どうもそが足りない、だからそういう活字を入れる必要があるということを非常にたびたび力説されております。これを現状のわが国の教育といかように考えておられるか。先ほど愛国心教育というものはかくあるべきだということを公述いただいたわけですが、そういう教育というものは、現在のわが国の教育においては行われていないのかどうか、そういう立場からお答え願いたいのであります。

それからもう一点は、私これは先生は哲学者であるし、先生にお伺いするのが最も適当かと思つたので、伺うわけですが、それは、終戦後わが国の文部大臣というものは、ある時代には学者、ある時代には政治家という方が文部大臣になられたわけですが、御承知のように憲法六十八条には、総理大臣が国務大臣を任命する場合には、半数は国会議員でなければならぬ、こういう規定があるわけですが、従つて、国会議員でないあいわば党籍を持たない党人でない人も国務大臣になれるし、もちろん文部大臣にもなれるわけですが、終戦後本日までに至る各内閣における文教政策等ともあわせ、一体文部大臣というものは、政党所属の文部大臣がよろしいのか、それとも他に御見解があるのか、まあこれは人にもよるし、政党にもよるかと思つたので、一応どう御見解を持っておられるか、承つておきたいと思つた。

の形式式的に、古い愛国心は、かつては国民をたばねるだけの力を持っていたのですが、今ではそういうものはありまじから、形式的にお題目に唱えることになる。元来愛国心というものは、そういうお題目として唱えられたいやうなつまみ概念的なものであつてはならない。静かに水のようにわき出てくるものでなければならぬ。そういうものはだんだんと国が悲運に際会して参りまして、国の独立が名目上何であれ傷つけられてくるというふうになれば、これは自然とわいて参ります。そういう自然とわいて参ります愛国心を基礎とした教育をやるべきなんであつて、ことさらに上の方から愛国心の教育というやうなものを押しつけても、それに呼応してわいてくるやうなそういう愛国心というものは、まさかの用であるいは日常の用にはほんとうには立たない。私は新しい教師たちによつて、新しい愛国心がだんだん育ちつたやうな実例を、きつと本日午後公述なさいます池上公述人、長野県教育委員会の副委員長であります、長い間しておられる、私の友人でありますけれども、その方がきつと御質問に應じて生き生きと具体的に述べにやうと思つた。で、第一点については、私はそういうものを入れることには反対だ。

家であられる党人でない方に大臣になつてもらつたときの方がわれわれ教師はずつと安心感がありました。党人であるいろいろな大臣が、とんでもないいろいろな思いつきとしか思われないうやうな声明をなされるのに対して、われわれはいつも危惧の念と、ある場合には憤りの念を持っていた、そう率直に言つて差しつかえないと思つた。

○秋山長造君(答へ) 許可を求む

○委員長(加賀山之雄君) いかがいまして、あとも公述の方が見えておりますが、それじゃ簡単に秋山君と申すので、もうちょっとお伺いしたいと思つたので、よく清瀬文相はおっしゃることなんでしょうけれども、今の教育基本法はついでにいい、いいけれども、それはコスモポリタンとしてりつぱなんだ、日本人としての自覚ということが欠けておるのだ。だから現在の徳目、まあ徳目という言葉は語弊があるけれども、人格だとか、勤労だとか、あるいは平和だとか、健康だとか、あるいはいろいろな徳目にプラス愛国とか、あるいは日本人としての自覚、何かプラスアルファをやりたいんだ、こういうことを言つておられるのですが、私自身は日本人だとか、コスモポリタンとかいうやうに類型的に分けて、そして何か別な型のような扱い方をしようというやうな意図的な表現の仕方だという感じを持つてすけれども、そういう問題について教育的にどうなのかということ、それから第二点といたしましては、こういう問題と関連して道徳教育ということが依然としていわれておる。具体的に修

身、倫理科を設けるということがいわれておる。私自身が考えるのは、こういう道徳教育というやうなものを修身科というやうな形に固定して、そしてその修身科によつて道徳教育というものが一体実質的に推進され得るものかどうか、私は非常に疑問を持つてます。そういう問題について教育本質論としてどういふやうにお考えになるか、その二点を教へ願ひたい。

○公述人(久野収君) 今の委員の方の御質問は、大体御質問は答えももう含んでおりますが、そのお答えについては原則的に賛成であります。第一番には、徳目を羅列するやうな仕方は、封建時代の教育でありまして、封建時代の教育というものは、徳目を羅列しながら、その徳目を実際の人がやつてみせて、つまり親のまねをする、上長の先生のまねをするということだけで、道徳というものは成り立つたのであります。市民社会の道徳ということになりますと、徳目を羅列するやうな仕方で、道徳教育は行われません。つまり非常に遠く離れた環境、先生とは違つた環境で自主的な態度をとるといふやうなそういう子供に育てるためには、徳目を羅列したやうな教育ではなしにかえつてそういう徳目をこなし得るやうな、そういうつまり主体性を持ち、自主性を持った子供を環境との相互作用の中で、どのように鍛えていくかということが、それが大事なんです。であるならば、徳目の基礎にまづ知育がなきゃならぬ、徳育の基礎に知育がなきゃならぬであつて、その知育というものの教え方ということこそ、実は一番大事な問題だと思つております。ですからして、徳目を羅列する、それ

からまた、コスモポリタンであるとか、つまり、日本人としての心が欠けておるといふやうな考え方も、あくまで日本人は日本人であつて、結ぶればドイツやオロギーが違つて、結局みんな日本人の行動の仕方、日本人のものの考え方というやうなものを脱却することはできません。ですから、意識的に申しました場合には、教育の使命というものは世界の公道に反しない、世界のどこへ出しても堂々と通用する使命をもつて、そういう目標をもつて、子供をほんとうに育てていくことの方がいいのです。なぜいいかと申しますと、前は日本の国旗といふものにも実力がありました。おれは日本人だと言へば、何か相当なことを中国へ行つてできたかもしれない。今はキャッシュ・ヴァリューの力しか持たない。われわれ一人々がほんとうにどこへ行つても、徳目において世界万国に通ずるつまりいろいろな資質において、能力において、才能において、現金としての力を持たなければならぬ、その現金としての力を持つて子供をどのやうにして作るかということが、教育に課せられた使命であつて、徳目の談議であるとか、あるいは愛国心とコスモポリタニズムの談議であるとかいうやうなものは、私たち教育の理論を研究しておる者の立場から見ました場合には、やはり閑葛藤である、ひま人の談議であるという感じを免れることができません。

○委員長(加賀山之雄君) 以上をもちまして久野収君に対する質疑を終了することにいたします。どうも久野先生ありがとうございました。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、河原春作君から公選をいただくことにいたします。河原先生どうもお忙しいところがありとうございました。

○公述人(河原春作君) 私は初めに申し上げたいことは、新聞や、雑誌や、あるいは放送などで、この問題は政治上、教育上、社会上相当大きな問題としてあるにもかかわらず、法案の内容実質について議論されているように見受けられないのが非常に遺憾であります。ほとんど全部、その全部と申しますのは、いわゆる十大学長の声明をも含めて内容に事実の裏づけのない声明、宣言の放送というような印象を受けますのは、ほんとうに遺憾であります。数年前ですか、いやもっと前でありましたか、あいつはアカだといって第一線から薙り去り、あいつは親米派、親英派だというので、社会生活の上から姿を消したという実例がすいぶんありますけれども、近ごろはこれに反して何かあると、あいつは反民主主義者だ、非民主主義者だという一言で片づけてしまふようなやり方が多いように思うのは、ほんとうに残念に存じます。

この法案の問題となる点は二つあると思います。第一は、地方における教育行政の主管機関としての教育委員会はこれを存置するけれども、教育委員の公選制を廃止して任命制とするという点であります。第二は、文部大臣と都道府県並びに都道府県教育委員会との間、都道府県委員会と市町村委員会との関係を、従来よりも密接にしたという大体この二点が要点だろうと思います。元来この教育委員会の制度というものは申し上げるまでもなく、昭和二十

一年にアメリカの教育使節団が参りまして、そこで検討をしてその報告に基いて、連合国総司令官から日本政府に勧告された教育制度に従ったものであります。それでそのアメリカにおいてはどうかと申しますと、御承知の方には重複して恐縮であります。全部の教育委員会が公選ではあります。ステートすなわち州の教育委員というものは、知事の任命する州の方が六割ぐらい、あるいはそれ以上になつておるのであります。学区は日本で申せば、大体市町村と同じだろうと思ひますが、これははるかに公選の方が多いのであります。しかし、ニューヨークとか、その他の大都市では、任命の方が多いためです。なおその上に、教育委員会そのものを置かない、教育委員会制度を採用していないステート、州も一割あるいはそれ以上あると思ひます。いずれにしても、教育委員の公選制を廃して任命制とすることによって、直ちに教育民主化の精神に反するなどという観念的な議論は、この制度をもたしたアメリカにはないようであります。

私考えますに、この公選制度は、日本の官吏が満州国を作った当時に、その満州に参りまして、白紙のところへ、自分の考えを全部実行に移したと同じように、教育使節団の一部である人が、その関係者が少し言葉は悪いかもしれませんが、いむゆる点数かせぎに、一つの制度を非常に賛美して、それが報告書に載つたものと思ひます。なお、都道府県、市町村の当局者が、ほとんど全部公選制廃止に賛成なことは御承知の通りであります。また、地

方行政調査委員会においては昭和二十六年、政令改正諮問委員会においては同じく昭和二十六年、地方制度調査会においては昭和二十八年、いずれも新教育委員会法、たゞいまの法律は長いですが、新教育委員会法と申し上げますから、さう御了承願ひます。新教育委員会法のように、長が議会の同意を得て教育委員を任命することを適当と認める旨決議しております。また、文部省に設けられました教育委員会制度協議会におきましては、昭和二十六年公選制、任命制いずれを可とするやの議論が伯仲しまして、委員の説がほとんど同数でありましたがために、とうとう結論を出さなかつたために、私は、昭和二十八年公選制を維持する旨決議いたしております。

以上私が申し上げたことは、現行公選制と新任任命制とのいづれがいいか悪いかということを示し上げたものではあります。人によってその可否得失を主張することを否定したものではありません。ただ、公選制度のみが民主的の制度で、公選制の廃止が民主主義教育の破壊であるというような説は、初めに申し上げましたあれはアカだ、あれは親米派だというような簡単な議論のやり方であつて、必ずしもわが国有識者階級すべての同意を得ておるものでないということを申し上げただけであります。

さて、それじゃ私はどつちに賛成するかということになるわけであります。が、先ほど申し上げましたように、アメリカ自体においてもステートにおいては任命制の方が六割以上を占めておる。ニューヨークその他の大都市では

任命制が多い。市町村としては公選の方が多いけれども、大都市においては任命制の方が多い。これはひつきやう、どういふわけかと考えますと、結局教育委員会はいむゆる行政委員会でありまして、執行機関であります。やはり大都市のように事務が多く煩瑣な場合にはたゞ選挙された委員だけによつて事務を執行するといふことは、なかなかむづかしい。従つて大きなところ、事務の複雑なところにおきましては、どうしても任命制による方が委員の構成、選擧等の点において実際必要であるという自然の要求から出たものであらうと存じ、結局さうならざるを得ないのぢやないかと思ひます。なお、かつ任命制、任命制といふことを非常に力強く申しますけれども、これをそれじゃ任命する人はだれかと申しますと、自分が直接選挙した地方団体の長であり、そうしてその地方団体の長が推薦した人を、自分が選挙した議会によつて同意を求められておるものでありますから、その点について別にこれが反民主主義とかというやうな議論を立てるやうな問題ではないと思ひます。

それから第二は、先ほど申し上げました文部大臣と都道府県委員会と市町村委員会との関係であります。私はただいまちょっと先ほどの公述人の御意見も少し拝聴いたしましたのであります。私は元来都道府県、市町村各別に全然独立した教育なんというものはある道理がないと思ひます。教育基本法は「国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」と定めており、どんな市町村の教育だつて国民全体に対して責任を負わなければなり

ません。ただ地方における教育行政は、地方の実情に即して行われることを必要とするところはこれまで言を要しません。ただ、現行法はあまりに個々の地方団体ごとの教育事務の処理を強調し、国民全体に対して責任を負うという点を顧みないのぢやないかと思ひます。数年前のことを考えてみますと、たとえば山口県の夏休み日記事件、あるいは京都府の旭丘事件、世間の問題となりましてけれども、どういふ結末をつけたんだかわかりません。おそろくやむやみになつたのでありましよう。かりに私たちの子供が、あゝ教育を受けていると考えると、そのお父さん、お母さんはどういふうな考えになるでしよう。しかし、現在の制度では、かりにその学校の児童の両親があの学校の教育のやり方はどうも困ると思つても、自分の住居を動かさない以上、ほかの学校に転学することはできません。憲法、教育基本法、その他の法律によつて日本の国民は義務教育の間は、その子弟を学校に通わなければならないと強制して、しかもその学校はお前の子供はどこのどの学校に入らなければならないと強制しておいて、そうしてその学校においては、どうもあゝ教育をされたのでは困るというやうな教育をしておる場合において、国が何にも関係する、関与することができないといふことは、私どうしても了解ができないのであります。先ほど申しました通り、日本では昔からでも、現在はおさら地方自治庁がありますし、また地方におけるすべてのこともさうであります。ことに教育などさうこまかいことを上か

ら干渉されることは適当であります。私もその点はそうだと信じております。ただ、現在提出されております教育委員会に関する法律の内容に盛り込まれた程度の関与が生じることは、私はむしろ望むべきことではないかと思ひます。

第二の点でこまかいと申し上げますが、内容の説明を少しく申し上げますれば、第一は、おそらく教育長の任命について、文部大臣あるいは都道府県教育委員会の承認を受けることを必要とする点であると思ひます。しかし、これは何も昔のように文部大臣が任命するのでもなければ、また、文部大臣が勝手に罷免することができるとを認めたわけではありません。ただ、これを任命する際に、適任かどうかを認めることを法規に規定しただけであります。これは何も日本に限ったことではなく、イギリスなどでも大体そういうふうになっておる。およそ国の一部をなす団体において、全然その仕事に国が関与することができないということとは、どうしても了解ができないのであります。

第二の点は、おそらく教育予算交付権の廃止という問題だろと思ひます。これは元來教育税というものをこしらえて、そうしてその教育のために税を取るくらいは権限を認めることとまでいかなければ、実際のところほとんど意義がない。過去数年間の経緯にみましても、事務の複雑化をきたすだけで、そうほんとうの力はないのであります。先ほども申しましたアメリカの教育使節団が参ったときに、向うの人が教育税のことも申し出ておりましたが、必ずしも、むろん全部がそう

なっているようでもないし、ほとんどやっていると少いじやないかと思ひますが、実際のところ教育税といふことは、なかなか実現はできない。できないければ、ほとんど意味がないのじやないかと思ひます。

それからその次に問題になりますのは、第三十三条第二項、いわゆる教材使用についてあらかじめ届出させるか承認を受けさせるようにする定めを設けるものとするという規定であります。これは何かおそろしく例外の場合を考えて、どんな場合でも規定しなさいといふふうな解釈されることがあるようですが、私はそう解釈してはおけません。ある場合を想定してそういう定めを設けるものとする。教育委員会の規則で定めればよろしいわけでありまして、大体先ほど申しました山口県教育委員会の学校で問題は、大体県の教育委員会が学校であらうものを使っているのかどうかからいふのが、もう大体適当な措置ではないかと考えます。中央教育審議会におきましても、副読本については届出制をとる方がよろうという決議をいたしましたことでもあります。大体あの夏休み日記などというものは、夏休みが済んでしまふともうほとんど使用されないものでありますから、みんなで騒いでいろいろ議論して、いろいろいう点について、教育委員会において適当な措置をあらかじめ講ずるといふことは、やはり必要なじやないかと思ひます。

その次に、問題になりますのは、おそらく県費負担教職員を都道府県委員会に任用することでありまして、

うが、それはもう人事交流のために大に体要であるといふことは、これはもう初めから識者はそう言っておつたので、現在これに対して反対されている人でも、前はこれに賛成した人があつたようにも存じます。

大体二十分というところから、あと御質問によりまして……
○田中啓一君 河原先生に、二お尋ねを申すのでございますが、いわゆる教育予算の点でございしますが、教育に関する支出と収入に両面やればともかくも、片方だけの現行法ではほとんど意味がないのじやないかといふお説でございしました。大へんこの点も世間で議論をされて、これをなくすれば、骨抜きだといふような論も行われておるのでございしますが、ただいま河原先生は、この教育委員会制度の由来といふものは、アメリカ教育使節団の報告書といふものが一つのもとなつていふようなお話しでございまして、かつまた、そのころからこれらの新制度の樹立につきましたは、ずっと御関係なさつておつたろうと思つたのでございしますから、そこでお尋ねするのでございしますが、私はどうもアメリカの教育使節団の報告にこういうことがあつたのかないのか存じませんが、あつて、こういうものが現行の法に入りましたのでございしますか。

それからまたこれはどの予算にしましても、それぞれの行政の主管省は自分のところの予算を取るには、きわめて熱心でございまして、結局地方においてこういう強力な予算を取るような力を持たしておけば、自然文部省関係の予算も多くなるはずだといふようなことでもありませんか、どうもそういう

動機はわかるのでございしますが、しかし、私はどうも行政制度と申しますか、あるいは国、あるいは地方公共団体の議決機関、あるいは執行機関との能力、配分の関係、ことに国にしましても、また地方公共団体にしましても、統治体としての一つの法人でございしますから、予算編成権を持つておるものが二人おるといふことは本来変でなかつたか。これならまあ一つ大いに教育尊重の意味で文部大臣には、一つ原案執行権を認めようじやないか、これなら大いに教育予算が取れるだろう、こういうことにもなりかねないのではありませんけれども、国についてはさうに今日憲法に書いてあります予算編成権といふものを、二つに分けて考へる必要はないのであります。ところが地方公共団体に対しては、現行法は予算編成権が二つあるようになつてい

る。先ほどアメリカの例をお話ししましたので、その点もお伺ひしたいのであります。私はアメリカでは中には教育委員会ではなくて、一般市町村とは別の教育自治体という組織のものもあるやに実は聞いておるのであります。そういうところであれば、むろん先生のおっしゃつたように、それはもう予算は編成もし、議決もし、同時に税も取らなければならぬ、こういう完全な教育予算がでることになろうと思ふ。どうも一つの自治体の中の教育の行政を扱つておる委員会、こういうのがあります。どうでございしますか。私は国なり地方公共団体なり予算といふものの性質上、編成権が二つあるといふことは、どうもこの教育委員会法は初めから変である、こういう感じを持つておりますので、その

辺のもし御説明が願えましたら幸いです。○公達人(河原春作君) 先に申し上げたのですが、私はこの教育委員会法の制定につきましたは、全然関係いたしておりませんでした。従つてその経過についてお答えを申し上げるわけにきませんですが、ただいまお話しのように、一つの団体における予算編成権は一つであるべきだといふことは、最初から当然の話だと思ひまして、ただ先ほどの方もお話しになつたやに思ひますが、あの当時は、とにかく教育といふものを全然独立させようといふ空気がいろいろ、その当時の為政者あるいは司令部の考え方から、ただいま申し上げた予算交付権といふようなものが生まれたのだと思ひます。結論としてはただいまお話しした通り私も考えております。

○荒木正三郎君 河原先生に若干お伺ひをいたしたいと思ひます。

その第一点は、公選制廃止と任命制に関する問題であります。これは理念として論じた場合はいろいろ意見があるといふことですが、私は現状といふものを考へて今任命制を実施するといふことが、何らの心配がない状態にあるのかどうか、そういう点について御意見を伺いたいと思つたのですが、河原先生も御承知の通り、これを都道府県に例をとつてみましても、現在の知事諸君はほとんどが大部分が政党内であるか、あるいは政党内の背景を持つてい

占めております。また、議会を見ましても、大体同様のことが言えると思うのであります。そういう実情の中において、果して教育委員にふさわしい人が選ばれるかどうか。何らの心配なしにふさわしい人が得られるかどうか。御承知のように知事選挙といひ議会議員の選挙といひ、非常に激しい選挙を経て当選している人たちがおります。こういう議会の承認を得て、そうして知事が任命する現在のこの事情から言へば、こうして選ばれた教育委員によつて構成された教育委員会は、現在よりもさらにひどい政治的な対立がその内部に起つてくるのではないかと、うふうに私は考へてゐるわけなんです。そういう点に対する御判断を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

ておるといふことは、これは必要なことではないかといふふうな実情から考へて判断をしておるわけなんです。そういう点について一つ御所見を伺ひたいと思ひます。

最後に第三点といひまして、教育と国の責任の問題でございます。これは非常に重大な問題であると同時に、非常にまた私はむずかしい問題でもあると考へておるわけでございます。私は現行の建前といたしましては、先ほど久野先生がお話しになりましたが、教育については政府といへども干渉しない、干渉できないといふのが建前になつてきておつたと思つてあります。そして、たゞ国の責任として強調されてゐる点は、教育がしやすいようには施設を充実するとか、あるいは環境を整備するとか、そういう点に重点が置かれてきた、そういう方針でございます。ところが今度の法案におきましては、先生は先ほどこの程度では大して問題ではないのじゃないのかといふ御意見でございますが、それで先生の御意見は明白になつておるのですが、ただ、私は今度の法律では教育長をきめるのに文部大臣の承認を経なければならぬといふふうな点、そういう必要がどこにあるのか、了解に苦しんでおるわけでありまして、なお、そのほかに教員の行方研究集会についても、文部大臣が直接指導をする、あるいは主催する、こういうふうな研究の内部にまで文部大臣が立ち入るといふことも、規定されておるわけでありまして、そのほか教育委員会が行なつたいろいろな執行について、これが是正を要求する権限もございまして、私は非常にこの権限はむしろある意図をもつてこの権限を

行使するならば、それこそ国家統制という非常にわれわれが心配してゐるそういう結果が生れてくると思つたのであります。これはもちろんその運用に私はあると思うのですが、しかし私どもが法案を研究する場合は、それはその運用をする人のことを条件にして考へることはできないのです。どうしてもこういう法律がある以上、そういう国家統制を行つた危険がこの法律から考へられるといふふうな私は思つておるわけなんです。そういう意味において、国家統制の心配が全然ないのかどうか、私も非常に危惧を持つておるわけでありまして、以上の三点について先生の御所見をお聞かせをいたしたいと思ひます。

○公述人(河原春作君) たいだいま荒木さんからの御質問にお答え申し上げます。第一点の、その任命制につきましても、私は、私の教育委員会の制度を日本に持ち込んだアメリカでも、任命制の方が州では六割以上、市町村でも多数は公選制ですが、ニューヨークその他ところは任命制によつてゐるというところを申し上げましたから、その問題をなくして、ただ荒木さんがたいだいまおっしゃいましたような現実の問題として適當と思ふかどうか、こういう御質問のように存じますので、それをお答え申し上げますが、そういうしかし御心配をなさると、今度それじゃ社会党内閣になつたらどうか、いつまでたつてもその任命制がいかに悪いかといふことは議論できないことになつてゐる。私は自民党内閣がつぶれれば、当然社会党内閣ができるものと、二大政党の上からそう思つておられます。そのときに任命制がやはり危かし

くてやれないのだといふのでは、この問題は永久に解決する道がない。ことに先ほど繰り返してアメリカの例も申し上げましたが、この公選制を日本でも施行するときに、おそらく文部大臣は森戸辰男先生だと私は思ひますが、何いいますと、午後こちらでやはり公聴会に公述人として御出席になるそうでありまして、私は希望するならばその当時日本の政府といひますか、文部省がどういふ態度であつたか、どういふふうなやり方でやりたかといふ案をこしらへて司令部へ持つていつて、CIEといひますかね、シビル・インフォメーション・アンド・エデュケーションですか、民間情報教育局の方はある程度耳を傾けたんださうであります。が、何といひますか、もう一つの民政局長ですか。何かその方面がんとして聞かないのでどうもその現在のような教育委員会法ができたといふお話を伺つたことがあります。そこで根本的には私はやはり任命制の方がいいんだ。なぜかといふと、これは執行委員会なんだから、行政委員会なんだから、こういうものを審議会と同じような方法で委員を選ぶのは、適當でないといふ私は根本的に考へて持つておりますし、それからまた、たいだいまおっしゃいました現在の地方における長とか、道府県会議員の数の多数とかといふことをおっしゃると、これは私は永久に解決しない。今度社会党内閣になつてやれりやういふ反対論が出るかも知れない、そういうことは私としては議論いたしたくない。私はやはりただ理屈の上から任命制の方が適當だと思ふ、こういうことだけを申し上げて、あるいは御不満であるかもしれま

せんが、御返事にかへたいと思ひます。

第二のその予算原案、予算案の送付権、これは私も長いこと教育のことに關係しておりましたから、教育予算があまりに少いといふことは常に考へておつたところで、それをなるべくいわずに荒木さんのおっしゃる教育を守る最小限度の点まではぜひ確保したいといふ点については全く同感であります。けれどもね、そうかと申しまして、何かね、ある一部の人の言うように、教育だけが国家の行政から切り離し、府県の行政から切り離すといふ考へ方は、実は私はどうも納得できないのです。やはり教育といへども、全体の行政の一部であるといふ考へ方を私は持つておるのであります。従つてその原案送付権といふようなものも、ほんとうはあり得べからざるものであると私は考へてゐるのです。これは意見の相違になるかも知れませんが、ただ繰り返して申し上げますが、私も教育をやつてきたのですが、教育を守るに最小限度の予算だけは確保したいといふ点については、もう全然御同感であります。

それから第二番目の問題といひまして、これは予算の原案送付権に關係をするのでございまして、私どもの判断では、いろいろの事情がございまして、教育を守る最小限度の線を割ろうとしてゐる。私はその一つの例として現在一学級に六十人を収容してゐる学級、そういう学級は相当あります。これは私も教育に若干経験を持つておるものでございまして、とうてい満足な教育はできないといふふうな考へております。これはやはり教育予算が最小限度のものすら容易に獲得できないといふふうな事情になつてきてゐるといふふうな私は考へておるのであります。そういう現在の事情から考へまして、やはり教育委員会の予算要求といふものに、何らかの支柱を与える必要があるのじゃないか、そういう意味において教育委員会が予算の原案送付権を持つ

ておるといふことは、これは必要なことではないかといふふうな実情から考へて判断をしておるわけなんです。そういう点について一つ御所見を伺ひたいと思ひます。

第三点の教育と国の責任といふ点であります。これはその一部相当有名な学者と称せられる人の中でも、国はただ予算を取つてやればいいんだ、施設をしてやればいいんだ、そのほかに關係してはいけなないんだ、これはその人の学説としてなら一応伺つてもよろしい。けれども現在の制度の上においては、どうもそういうふうには解釈できないのであります。私はまたそれでは困ると思つたので、先ほど申し上げた例をまた繰り返すのも非常に失礼に

第三点の教育と国の責任といふ点であります。これはその一部相当有名な学者と称せられる人の中でも、国はただ予算を取つてやればいいんだ、施設をしてやればいいんだ、そのほかに關係してはいけなないんだ、これはその人の学説としてなら一応伺つてもよろしい。けれども現在の制度の上においては、どうもそういうふうには解釈できないのであります。私はまたそれでは困ると思つたので、先ほど申し上げた例をまた繰り返すのも非常に失礼に

第三点の教育と国の責任といふ点であります。これはその一部相当有名な学者と称せられる人の中でも、国はただ予算を取つてやればいいんだ、施設をしてやればいいんだ、そのほかに關係してはいけなないんだ、これはその人の学説としてなら一応伺つてもよろしい。けれども現在の制度の上においては、どうもそういうふうには解釈できないのであります。私はまたそれでは困ると思つたので、先ほど申し上げた例をまた繰り返すのも非常に失礼に

当るから、もう申し上げませんけれども、いよいよ国民を教育するんですから、宮崎県人と青森県人と全然別個で、その間の関係がないというようないか、そういうやり方は私はいんじやないかと、やはり国はある程度の責任を持たなきゃならぬ。ただそれをあまりに干渉にわたるとかいうことがあれば、それはよろしくないけれども、それを是正する道がないようにおっしゃるけれども、私はそう思いません。なぜ国会でそれを取り上げて下さらないんですかと申し上げる。御承知のように、戦争前は教育というものは予算を伴うもの以外、この国会の決議を経たりしていませんでした。大学に関する規定でも、方針でも、高等学校、中学校、小学校、全部文部省で立案して、その当時ありたいというのの審議会、現在別に御提案になっているような、臨時教育審議会というやうな、大体あたいものを設けてそれにのけていく、そうしてその会議で大体これでよろしいとなると、文部大臣はその案を一応天皇のもとに提出して、さらに枢密院で慎重審議して、昔の大学令でも、高等学校令でも、中学校令でも、小学校令でも、その他の学校法令というものは、全部それでできて、国会というものは全然それに関与するということができなかった。従いまして国会の議論というものは、文部省の関係は非常に少い。私も文部省の役人をしておりましたが、私は国会よりも枢密院の方が実はこわい、枢密院で法令をすみずみまで突つかれると困るから、非常に苦勞をしたものであります。ただ、国会に出ると、そういう点は非常に楽であります。国会に

来るのは、義務教育費国庫負担法とか、そういう予算を伴うもの、金を伴うものだけしかかかっていないし、議員さんの質問も少しい、割に楽であります。戦争前はそういうものであった。しかし先ほど佐藤さんからもお話がありましたように、現在の状態と昔の状態とを混同して、昔の状態でもって議論を進められるのは、実はどうかと思う。現在はすべてのものがこの国会を通過しなければ、文部省としても一つも仕事ができない。そのあらゆる問題について国会議員の方々の御意見を吐露されることができ、かりに文部大臣が研修会にどうかしたとか、もしそういうことがあったら、それがまた不当ならそれが国会で議論になれば、文部大臣といえどもさういひの間違つたことはなし得ない状況に現在はある。すべてのことが国会で議論され、しかもこれは白昼堂々と議され、文部大臣がかりによこしまなことを考えられる人がありと仮定したとしても、そういうことは抑制し得られるのじゃないかと考えます。

○安部キミ子君 先ほど先生は、山口県日記のことを申されましたが、私は当時山口県のある教育委員をいたしてありまして、二十八年に東京へ出てきて、その後には問題が大きくなったのです。少くとも山口県の記事については先生よりか、私の方が事情をよく知っているんじゃないかと思ひます。あなたがたどの程度に山口県日記といふものを認識しておいでになりますでしょうか。

○参考人(河原春作君) 私は東京におりましたし、それに関係する職責を持つておりませんでしたから、むろん私の方が知識は少ないかと思ひます。ただ私は、あの山口県の小学生日記を見て、かりに一つ今記憶していますのは、要するに朝鮮事変といふものは、あれは南朝鮮の李承晩が北朝鮮に攻め込んでさうして来たから、北朝鮮がさかしまに討つてこれを海岸まで押しつめたんだとかいふやうな、詳しい正確なことは記憶しませんが、とにかく南朝鮮から攻めて入ったんだという記事、まあほかにありますけれども、私はさう記憶しておりませんが、私はそれだけで、こゝろが事案かどうか、これはあるいは百年を待たなければ決しないかも知れません。しかしさういふことを小学生に教える必要がどこにあるんでしょう。私はもうそれだけでも、山口県の小学生日記といふものが非常に不当なものであると考えておる。

○安部キミ子君 今のお説によりまして、私は先生の学識を少々疑うことになりまふ。私も今まで教育を受けたいものは、やはりある約束のもとに、その説がどのやうに違つても、ただいまのこの法案にいたしても、あなたはこの法案はいい法案だといふ建前で公述をしていられる。賛成の建前、ところが先ほどの先生は反対の立場を持っておられるやうに、やはりもの見方によつて違つたのだと思ひます。ありますから私は山口県日記について、あれがいいという断定に立つて申しておるのではありませんが、もう少し実情を申しますと、あの問題は県の教育委員会といふものが今日まだこの法案が出ます……

○委員長(加賀山之雄君) 安部委員にちよつと御注意申し上げますが、質疑をなさるやうに。それからお忙しい中を出ていただいておる公述人の方に批判をされることは、先ほど矢嶋委員の発言もありました通り、お慎しな願ひたいと思ひます。

○安部キミ子君 それでは実はあの問題は教育委員会が処理さるべきだと思ひます。山口県教育委員会といふものがございまして、しかし世間にあるなればと大きくつたのは、今度参議院の選挙に立候補しようといふある政党の方が問題にされてますます大きくなつたのです。さういふやうな実情もありまして、さういふやうな実情です。委員会制度といふものがある時代でも、そのやうに教育を利用するといふ傾向が多分にあるのです。今度この法案が出ましたから、さういふやうなことが絶対にない、さういふやうにお考えになりますでしょうか、その点も……以上でございます。

○公述人(河原春作君) 委員長から御注意ありましたけれども、私たたいまあなたのお話のうちに決して不愉快な感じを持った点は一つもございませんから、「その通りだ」と呼ぶ者あり。ただですね、山口県の記事のことを申し上げましたのは、ただああいふことをして、ああでもないさうでもないと言つていふうちに、夏休みといふものは二カ月くらいすくたつてしまふんですからね。問題にならないですよ。あとあとから議論しても、私はさういふことがしかるべく教育委員会に届け出か何かあつて、この日記はお互いにとどうしようといふやうな考えさせる期間があつた方がいいところ、私は考へる。それから第二の点ですね、あなたと私とあるいは立場が違つたかもしれ

ません。従つて教育委員会法、新しい法律が施行されましたから、あなたの御心配になるやうなことが絶対にないと思ひます。私はさう信じていません。申し上げません。大い人がいるんですからね。なかなか法律なんといふものは、全部に徹底するまでには相当期間がかかるのですから、さうは思ひません。けれども私はさつき最後に申し上げましたやうに、今はすべてのことがこの国会で審議の対象となり得るんであります。しかし幾らかさうだといつたつて、間違えたことを提出するといふことは、できないと私は思ひます。

○矢嶋三義君 簡単に二点お伺ひしたいと思ひます。先生は長いこと日本の教育に携はれた方で、文部省の次官まで進まれた方でございますので、その造詣も深いと思ひますので、伺ひますが、教育委員会法が成立した当時、教育委員がまず第一にやらなければならぬ一番大事なこととは、その教育委員諸公が信頼してまかせることのできる、教育の専門家である教育長を選ぶことは最も大事なことで、さういふやうに法律ができたときに解明されて参つたわけですが、このたびの法案によりますと、教育長は教育の専門家でなく、市町村においては五人ないし三人の教育委員の中から一人選ぶといふことに相なつておりますが、これをどうお考えになりますか。これを伺ひたいのです。いろいろな場合をまあ考えますといふと、首長が議会で推薦を求め承認を受ける場合に、あるいはこの人は教育委員であり、あるいは教育長であるといふことを予想してやることがあるかもしれせんし、さうし

た場合に、一体三人あるいは五人で構成される教育委員諸君の主体性というものはどうなるのかと、いろいろな問題が出てくるかと思うのですが、それと一体教育委員諸君の職務内容と、それから当初法が定めたときに、あくまでも教育専門家でなければならぬという教育長の規定、それはすいぶん実質的には変ると思うのですが、どういう御見解を持っていますか、というのが一点と、それから他の一点は、先生は昭和十一年から十二年におつたと、それから終戦前後文部次官をお務めになつていらつしやるようですが、終戦後教育刷新審議会が定足しまして、いろいろと検討されております。衆議院における南原公述人の速記録を讀みますと、自分も教育刷新審議会の委員であつた。委員は四十五名前、後の委員で構成して、多数の専門委員も委嘱されておつて、そしてここに強調したい点は、この戦後の教育刷新審議会によつて行なつた教育の根本が、たとえばアメリカの強制によつたとか、当時の司令部の指令に基いたとかいうことは断じてございません。こういう当時の刷新審議会の委員であつた南原先生は、こういうふうにご述べて、さらにこういうことを言われているのです。それは教育予算の適正なる確保という立場から、教育委員会は現行の予算二本建制、原案送付権、これではあき足らぬ、もう少し教育予算が適正に確保されるように、もう少ししっかりと規定をしなければ、とうてい戦後の日本の教育はだめだと、こういう強力な意見があつたが、そうもいまいというので、やつと現行法の予算の二本建制、原案送付

権というところに落ちついたのです。それが今後削除されるということでは、非常に今後の日本の教育が懸念される。こういう公述をされておられるのです。先生が文部省におられた昭和十一年、二年といひますと、ちょうど支那事変の起つた前後でございますが、それと終戦前後、文部省の事務次官をやられておられるので、すいぶんと御造詣が深いと思います。その当時の日本の識者が教育刷新委員会を構成されて、こういう結論を出され、その後、教育委員会法が定足した当時、やはり予算の二本建制原案送付権というものはよくないという、こういう御見解を持っておられるのでしようが、それとも最近になつてお變りになられたのか、もしお變りになられたとするならば、どういふ御見解のもとにお變りになられたか、その点を承わりたいと思います。一つの小さな自治体で予算を二つこしらへることは云々と言いまするが、結局議決機関である議会への予算の提案権というものは知事と、それからどうしてもまとまらぬ場合は、委員会が出せる。しかもそれに知事の説明、その他もなせることになつておりますので、私はそれほど制約されなくてもいいのではないかと、かように私は考へておるわけですが、その二点について、先生の御所見を承わりたいと思ひます。

○公述人(河原春作君) 第一点の教育長を選ぶことにつきましての御質問は、大田市町村の例の一人で教育委員も兼任するといふ点についての御質問のように拝承いたしました。それでよろしいですか。

○矢嶋三義君 そうです。

○公述人(河原春作君) それは理想からいへば、むろん専任の教育長を置く方が私はいいと思ひます。けれども市町村と申しましても、経済状態、財政状態の非常に悪いところもありましようし、そこで市町村長が教育長として適當な人を教育委員の中に加えて、市町村会の同意を求めるといふやり方は、必ずしも悪いとは思ひません。それは私たちが教育行政をやつて来た関係者として、教育のことはできるだけ豊かにやりたいという気持は持つておりましたが、しかし全体から考えますれば、市町村というものは、それぞれ一つの生きものであるから、その生きものの暮らし方を考えますということ、これはやむを得ないじゃないかと思ひます。しかし私は市町村が充実して、今のような赤字市町村といわれないうような時代になつてくれば、これを御變更になるのは、むしろ私も賛成で、これは当然だと考えます。

第二に、私の履歴をおつしやつていただいて恐縮なのですが、私は二回次官をやりましたが、どちらかというのと、終戦前の古い役人ですから、その後のことについては、その口はばつたことを申し上げるわけにはいかないのですが、ただいま南原先生がこの法案について司令部から何も圧迫を受けなかったか、どうかという御発言をなされたが、どうかということであり、それが、圧迫とか何とかということとは、その解釈論でいふぶん違ひがあると思ひますが、これは全然司令部の意見に従わないうで、独立でやつたのだというの、それはうそです。それは断然うそです。文部省の役人は一々司令部からOKをもらわなければならなかつたのです。それで、それはあまり突つぱつたりなんかするといふと、お前をページにかけると、その当時メモランダム・ページと称するものがあり、あまり言うことを聞かないと、それにかけるとおどかされた。こういうときにできたものを、日本国民の総意によつてできたといふのは、それは全然間違ひだと思ひます。それから先ほども申しましたように、森戸さんを、ここに引き合ひに出しては失礼かもしれませんが、森戸さんの教育委員会法原案といふものは、現在の原案とは違ひます。それは先ほど申しました通り、民間情報教育局の方はある程度耳を傾けたらしいが、もう一つの民政局というのか、何というのか、その方面がんとして聞かないので、ああいうことになつた。従つて私はこれをはつきり申し上げます。これを全然司令部とは関係ないのだ、司令部からただ資料をもらつた程度だ、というお話は、それはうそです。

○矢嶋三義君 私の述べ方が悪かつたので誤解されたようで、私のお伺ひしたポイントをお答えいただけなかつたのですが、南原先生は教育委員会法を立法するに當つて、司令部と何ら交渉はなかつたと言つたというのでなく、教育委員会法ができる前に、教育刷新委員会というものがあつて、教育委員会制度の実施についていろいろ協議をなさつた。その協議の中に、教育委員会の予算の編成権を確立ということがあるのですが、これらを協議するに當つて、何ら抑制といふものはなかつた。そしてある人はやはり今行われておる二本建という形も必要だが、それ以上のものも必要だといふ非常に強い意見もあつたが、しかし自治体を考へるときに、そうもいまいというので、現行法のようになつた。それを今この二本建をとつてしまつと、教育は予算面から非常に懸念されるのではないかと、こういうことを述べたということをおし上げたのです。そこで先生は戦前からずっと日本の教育予算を御存じなのですから、今は二本建を今度廃止することは適當だと公述をいたされたわけですが、当時教育刷新委員会が大骨をきめて、そして教育委員会法ができたわけですが、そしてこの教育委員会法に二本建といふことが盛り込まれたのですが、当時からこの二本建といふものはいけないというお考えであつたのかどうか、あるいは当時はこうしなければ日本の教育は守れないと考へておつたか、その後、二本建制に改むべしというお考えに變られたのか、變られたとすれば、何か理由がござつと、どう伺つておるのです。ちよつと誤解されておるようですので、南原先生にお氣の毒です。

○公述人(河原春作君) あるいは私の聞き違ひかもしれませんが、それはおわび申し上げます。教育刷新委員会という議論のあつたことは、私陰ながら承知しております。教育刷新委員会で議論、討論は多かつたかもしれませんが、結局司令部のOKが要つた。これは確かだといふことを一つ御了解願ひたい。

それから予算送付権についてお話しございましたが、予算送付権なんというものは、私が役人、小役人をしていた時代には夢にも思ひなかつたことですから、従つて私は私の在任中そういう考

えをしたことはございません。それからまた、教育刷新委員会が御議論になつてゐる最中は私は公職追放を受けていたもので、そんなことはかりに考えても発表するといふことはとてもできない時代だつた。従つて予算送付権をやめてもよからうという今日申し上げた議論が、公けの席上では初めてでございますというところをお答え申し上げます。

○湯山勇君 簡単に二点だけお尋ねいたします。なるべく簡単に尋ねたいと思つておりますから、お許し願ひます。その一つはアメリカの例をお引きになつた点から考えまして、州と市町村とは、非常に様子が違つておる。そういうことから考えまして、私はおそろくそれらのものはその地域の、あるいは自治体の住民の直接意思によつて、そういう形態がとられておるのではないかとしように考えます。今日日本でも申しますか、現在の法律によつては、これを一律に国でやろうと思つておる、こういうところに私は問題があると思つたので、その辺の消息を先生はどのように御把握になつていらつしやるかが第一でございます。

第二点は、先生が文部大臣の権限のところでおつしやいました、たとえばこれは例でございまして、たゞと宮崎とどこでございまして、たゞとそれが全然違つた教育がなされては困るというような意味の御発言がございまして、これは現在の状態におきまして、全部文部大臣が所管しております。それから学校教育の内容の基本を

なすところの学習指導要領というものは、これは文部省が作つてこれによつてやれというものを法律でもつてきめてございまして、そういういたしますと、そういったものはこれは国が定めるべきものであつて、そういうことによつてこの教育の不統一は是正できると思つております。なおまた、それでできない分については、文部省設置法の第五条の第十九号に「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること」とこれが文部大臣の責任であり、権限としてちゃんと出ております。で、こういうふうなことで参りますと、今新たに教育長について承認するといふ新たなそういう権限とか、あるいは新たな措置要求をする、しかも市町村末端に至るまで文部大臣が措置要求を求める、こういうような新たな強い権限を与えなければならぬという根拠が、私にはなお先生の御説明では了解いたしかねますので、その二点について御説明いただきはと思ひます。

○公述人(河原春作君) 湯山さんの御質問に私も簡単に答え申し上げます。教育委員会の制度です、私は実は教育使節団の来たときには、まだ追放を受けなかつたんですから、私はその仕事の向うの話を、英語だからよくわからないけれども大体聞いたんです。で、私はこう思ひます。つまりアメリカというものは申し上げるまでもなく植民国家です、ヨーロッパから来て、未開地に入つて来て、そこで仕事をしして部落を作る、部落を作ると、そ

こへ固まつて子供ができる、子供ができれば、教育のことも考えなければならぬ、お互いに委員を出してそれにまかしてやらせようじゃないか、これがどうも教育委員会の発端のようです。ところがだんだん大きくなると、先ほど例にしましたようなニューヨークとかシカゴとか、シカゴはどうか知りませんが、ニューヨークは確かにそのとき聞きましたから覚えておりますが、ニューヨークとか大都市、州なんかでは、教育行政というものが非常に複雑になつてくると、とてもやれないんです。いわゆるレマン・システムはやれない、執行機関なんです。そこへでだんだんと、数字が示すように州とか大都市の教育委員会は任命制になつたんだと思ひます。ところが日本のは、全然昭和二十一年以前には予期してはなかつたことを言われてやつたんですから、必ずしもうまくいかない道理かとも思ひます。日本ではそれが逆に都道府県の方は教育委員会を置いて市町村の委員会をやめてしまふというふうな説が、これは百人のうちおそろく九十九人うだつたかもしれません。それは私はほんとうは成り立ちからいふと間違つてゐるんだと思ひます。しかしその市町村委員会をやめろという人が設置論者になつたり、設置論者が廃止論者になつたり、私、聞いても何が何だかさっぱりわからぬので、これはやっぱ現在の教育の方がいいんじゃないかと、ただそれだけのことを申し上げたんです。

それから文部大臣の権限についてお話しございましたが、現在の文部省設置法その他の法律規定によつて、さつき安部さんに申しわけないんですが、

山口県の小学生日記、旭丘中学事件といふものが、少くとももう少し早くその地方の当局者にわかつて、そうしてこれはやむを得ないじゃないか、うっちゃつておいてもよからう、あるいは相当の処置をしなればならぬだろつたといふ、何らか都道府県の教育委員会あるいはさらにそれが大きくなれば、文部大臣によつて要当な処置がとられる機関を置くようなことにするためには、現在の文部省設置法その他の現行法では不可能だと私も考へておる。従つて現在このぐらゐの程度、私は役人上りですけれども、結局どこまで文部大臣の権限を拡張しようなんでも論に賛成するわけではむろんございせんけれども、それぐらゐのことはどうもやむを得ない。しかも教育長の選任については、先ほど申し上げましたが、やはりイギリスなどにもその例があつて、あれは民主国家ですが、それでも別に民主主義の反対だなんていう意見は別にないやうに伺つております。

○委員長(加賀山之雄君) 以上をもつて、河原春作君に対する質疑は終了することになりました。どうもお忙しいところを大へん時間もおそくなりまして、ありがとうございます。午前中はこれで休憩いたします。午後の公聴会は、大へん時間が詰まつておりますが、一時十五分からはじめます。

ことといたします。どうもお忙しいところ、御苦勞様でございます。○公述人(上原専祿君) 急のお呼び出しでございまして、いただきました資料などを丁寧に拝見している間もあまりないままに伺つたわけでございますが、まず今までの、現行の教育委員会法といふものと、今度御提案になつていられます地方教育行政の組織及び運営に関する法案、こういうものと比較いたしますと、いろいろな点で非常に大きい違いがあるように私には感ぜられるのであります。もつとも現行の教育委員会法は、何と申しますか、決して完備したものとは私には考えられないうのであります。どこか、表現はあまり適切ではありませんが、間の抜けたところがあつて、これで日本の教育といふものがやつていけるのだらうかといふやうな印象を与える点もあると思ひます。これに對しまして、今度の法案といふものは、拝見いたしますと、大へん行き届いてゐる。一般的な印象からいへば、行き届いておるといふ印象を受けるのでありますけれども、問題は、どうか間が抜けたやうな現行の教育委員会法と、行き届いた今度の法案といふものと、どちらが今日の日本の教育行政のあり方として適当かという問題だと思ひます。

今度の法案の提案理由の説明として、清瀬文部大臣が理由を説明していられる。それを拝見いたしますと、この法律は、現行の教育委員会制度といふものは、占領下早急の間に、ほかの諸施策とともに採用実施せられた制度でもあり、検討を加えなければならぬ問題多数包蔵してゐる、こうおつ

それと同時に、やはり文部大臣の提案理由の御説明の中に、今度の法案には二つの重要な点がある、その一つは地方公共団体における教育行政と、一般行政との調和をはかるということだ、教育の政治的中立というものを確保して、教育行政の安定をはかるということが、そこに含まれておる、これがこの第一点。第二点といたしましては国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度の樹立、これが第二点だというお考えでありまして、その御説明に基きまして法案を拝見しますと、なるほどそういうことがある程度まで行われておると思うのであります。しかし問題はその先にごいしまして、果して地方公共団体における教育行政というものと、一般行政との調和というもの的大事であるというのは、一体どういう意味において大事であるのか。

れがすっかりばらばらになつては困るけれども、教育というものが一般行政とは違つた特色を十分發揮し得るような玉合にできている方が、いいのじゃない」という問題もある。それから第二は、**国、都道府県、市町村**一体としての教育行政制度の確立ということも、これも一般的な考え方としてはごもっともだと思ひますけれども、どうしてそのような国と都道府県と市町村というものにおける教育行政の一体化が望ましいのかということ、それそれ問題でありますし、またそれが望ましいとしても、どういう仕方でその一体性とな

それと同時に、先ほども言いましたように、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和というような問題は、深く掘り下げて参りますというとき、單に地方公共団体のみならず、国の一般行政と教育行政との關係はどういうものでなければならぬかという問題を含んでいる。ないしは、それを前提にしているわけだと思ふのであります。確かに教育も、何かそれが行政という角度から見られる限りにおいて、一つの組織を持たなければならぬことは当然でありますけれども、一般行政と教育行政とをどう調和させて

それから国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度の確立も、抽象的な考え方としてはけっこうだと思ひますけれども、そこに、ことに日本の文化とか日本社会の基本的なあり方として考えてみると、どのような意味でも、日本には地方というものが非常に文化的にも社会的にも希薄な存在になっている。これは西ドイツなどの場合と比べて非常に顕著な違いがございます。本来日本の社会や文化の構造というものは、日本の全体がそこに中央におつて統一されている、あるいは一様化されている、そういう状態

も、日本の教育における教育行政の一体化は可能だと考えられる。そういう点をこの法案の上ではお考えになったかどうか、こういう問題があるのでございませう。

そういう疑問を持ちまして各条を讀んで参りますと、各条それぞれ問題があります。一番初めの第一条は、現行の教育委員会法にございませう教育委員会の存在理由というようなものについて、ほとんど触れられておらぬ。現行の教育委員会法では、「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行

いくかということとは、そう簡単な問題ではない。決してその二つの間に摩擦が起ることは望ましくはないけれども、一般行政のあり方と教育行政のあり方とは違つてもいいのではないか。例は必ずしも適當でないかもしれないけれども、立法というものと、司法というものと、行政というものとをそれぞれ區別して、まあ三権の分立という考え方自体をここでやかく考えるわけではありませうけれども、そういうものと並んで、教育というものは一般行政の外に立たせてもいいという考え方もあり得る。教育というものは、第一、一般の行政とは違ひまして、ペースが違ふ。それからねらつてゐるところも違ふわけでありまして、できるのならば、教育というものは一般行政の外に立たせるようなことが望ましいという議論もあり得る。そういう問

われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。これもただいま申し上げました現行法に対する所感と同じように、教育本来の目的というものがあるに考えられておるところに、あまい点があると思います。が、実は教育本来の目的というもの、それ自体をはっきりさせるその仕方として、それは教育は不当の支配に服しない、国民全体に対する直接の責任を持つということと、それからもう一つは、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行う、そういうようなことが内容としてまあ考えられておる。一口に申しますというと、それは教育というのは、これは政治の手段になってはいけないのだ、こういう

意味だと思つてあります。

一体、教育というものは何かということば、国民全体が考へていかなければならぬことであつて、それから国民全体がその教育の主体になつて行わなければならないのだと。そういう教育の主体のあり場所というものをそこに明記すると同時に、實際さういうような教育をどうしてやっていくか、行政的な措置面としては、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行う」と、こういう工合に書かれておる。公正な民意というものは、これは教育の主体は国民であるという考へ方をはつきりさせるということであるし、地方の実情に即したというものは、これは文字通りではなくて、先ほど申した日本文化や日本の社会における地方というものの持つておる独自のな意味と、これが顧慮されてなければならぬことだと理解するのであります。全体としては、先ほど申しましたように、まだどこかはつきりしない点がありますが、そういうような問題意識で教育行政のあり方というものを考へてみたいというのが、現行教育委員会法の第一条の精神だと思つておる。第一、そこが、それは今日の法案では全く事務的に考へられておる。教育行政の問題が事務的に考へられておるという印象を受ける。現行の教育委員会法の精神というふうなもの、これは全然そこには明記されていない。事務的にそれが扱われておる、こういう工合に感じるのでございます。

五十五條の二項に、文部大臣というものが顔を出すわけですが、それ以後は文部大臣というものは顔を出さない。この五十五條の第一項によりまして、それは都道府県の委員会、地方委員会に對して年報その他の必要な報告を提出させることができるということ。その第二項に「文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に對し、行政上及び運営上指導監督をしてはならない」と、こういう指導監督上の権限がないということが明記されておる。それでどうして教育なんというものをやっていくののだから、こういう疑点が起るかもしれないが、それはまあ教育というものは野放しに、手放しにすべきものではないから、それは監督するものがないと、それはだめだ。だが監督するものがないと、それは国民が監督をするということが現行の教育委員会法の精神だと、こう考へるのでござい

ます。で、現行の教育委員会法は、ただいま申し上げましたように、あくまで教育の主体は国民である。それからそのためには公正な民意に基いた教育委員、そしてそれは地方の実情に即した教育委員が教育行政の責任を持つ、こういう仕組みであります。新しい法案におきましては、そういう教育委員はこれは地方公共団体の長によつて任命される。その任命にはもとより地方議会の承認を経ることになっておりますけれども、結局地方公共団体の長が教育委員というものを任命することによつて、その上位に立つ。これによつて地方一般行政と教育行政との調和をはかるというおつもりであらうと思つておる。そういう仕方では、政と教育行政との調和をはかることが、果して日本の今日にとつて望ましいことであるかどうか、こういう問題があまり考へられておらない、こう考へるのであります。

そういう工合に見て参りますと、いろいろ問題が多いわけですが、そういう教育委員会の教育長、その教育長はやはり、都道府県の教育長は文部大臣の承認の上で都道府県教育委員会によつて任命されることになっておる。教育長というものは、やはり文部大臣の承認を要するということになつておる。こういう点で、文部大臣の意思は教育長の任命の上にも作用するというわけでありませう。

それだけでなく、この教育委員会の権限であります。この権限は、今のようないふ地方公共団体の長によつて任命されるその教育長というものは、文部大臣の意思というふうなものを反映させながら任命されておる。その教育委員会と教育長はどういうことをするの、その権限は、ちよつと見ますと、現行の教育委員会法における規定と大差はないようですけれども、たとえば第三十三條の二項というふうなものを見ますと、これはどうかと思つた。第三十三條の二項は、これは「教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする」と、教科書の取扱ひについては、すでに前の条項に規定がございまして、ここでは教科書以外の教材の使用のことだけが問題になつておるわけでありませう。

ういう教科書以外の教材、たとえば新聞であるとか、ラジオであるとか、そのほかのものが現在小学校においては教材として使われているわけですが、そういうものは「あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする」規定がございまして、まあ届出をしさえすればいいじゃないか、承認を得さえすればそれでいいじゃないかというところになるかもしれない。けれども、事実さういふ場合には、新聞であるとかラジオであるとか、そういうふうなものが教材として学校で使われなくなつてしまふ。で、この点は新聞やラジオの立場からいふ問題があると思つておる。特に教育の側からすると、始終新しい生き生きとした社会現象というものを理解する国民が持つように、それは子供のときから育成していかなければならない。特にそれは今の日本の教育にとつて非常に大事なことでありまして、日本の教育というものは、この戦争前の教育は国民の一人々々が自主的な、自立的な判断が持ちにくいような工合に行われておつた。それではいけない。非常にむずかしい状態であつていかなければならぬ日本のこれからの国民といふものは、その一人々々が生きた社会現実に対する自主的で自立的な判断が行えるような工合になつていかなければならぬ。そのためには、常に生きた現実を教材として用いていく必要があると思つた。それが第三十三條の二項などがございまして、事実行えないことになつてしまふのではないか、そういうような工合に考へられる。

それから、さらに最後に、文部大臣の権限がいろいろ強化されております。その点は第四十八條であるとか、あるいは第五十一條、第五十二條などに、文部大臣の権限が強化されているということがはつきりわかるわけでありませう。先ほど申しましたように、教育の一体性というものを打ち出すためにはどうすればいいかという問題は、何も文部大臣の権限を強化するという仕方だけで行われるのはいささか限らない。むしろ現在の教育委員会法の不徹底さを改めるならば、教育委員会の全国的構成というふうなものを考へて、そこで全国一体的な教育行政というものを考へることも可能だ、こういうふうな考へられる。で、そういう問題について今度の法案は十分お考へになったかどうか非常に私たちに疑問があるのをごさいます。つまり教育行政の一体化、また地方公共団体における一般行政と教育行政との調和、そういう点に力点を置かれておる。確かにこの法案が作られておると思つた。そのために、たとえば教育哲学の問題、教育社会学の問題、教育史の問題、そこではいろいろむずかしい問題があるわけだ。そういう問題についての御考慮がなされておる。あるいはそういう点についての御考慮がなされておる。それは何か非常に機械的にされておる。教育といふものは非常にデリケートなものだ、どうすればそのデリケートな教育のなかに内容を与えていくことができるだろうか、そのような教育は日本の国民生活の進展というものの支えにほんとうになり得るような工合にしているのかという問題については、一体教育をやるのはだれかという問題、これ

は差しあたつては教師であります。教育行政のあり方について直接に心配するものは国民だ。その国民と教師がどうすればそういう教育にりっぱな内容を与えさせることができるか、そういうことを考えるのが実は今日の日本の教育にとって一番大事なことである。何か事務的にこれを一まとめにしてしまふ、一般行政と教育行政との間にいざこざが起らないようにしてしまふ、これは一応ごもつともでありますけれども、そういう観点からだけの考慮では、今日の日本の教育というものをうまく伸ばしていくことはむずかしいのではない。

先ほど申しましたように、現行の教育委員会法にはいろいろ欠陥もありまして、それを聞かされたという言葉で私は申したのでありますが、そういう点があるにもかかわらず、今日なお存在理由があると思ひますのは、そのために、つまり国民が直接に公選する委員が教育の問題を扱う、その中で教職員が自分の創意を生かしつつ教育が行く、その二つの特色は、比較的短い期間でありましたけれども、発揮されてきたのではないかと。一体そういう点を今度の法案ではどう考へておられるか。今まで国民は教育に熱心でなかったとは言いませんが、その国民が教育に熱心であるというものは、特に父兄としての国民が自分の子女に対して熱心であるというだけで、日本の国民、日本の国全体の教育について一般的な関心を持っていたとは言えないと思ひます。教育委員会の制度ができて、自分が公選した委員が教育行政の責任者になるという体制ができました。それをきつかけにいたしまして、

日本の国民は、単に父兄としてではなく、国の教育という問題について関心を持ち始めた。と同時に、そういうような国民を主体とする教育の中で、教師は、あるいは教職員は、自分の創意というものを十分に生かすような気持になり始めた。この二つの点だけは、ほかに教育委員会法から生じたいろいろの故障があるにもかかわらず、今後とも現行の教育委員会法というものを存在させていかなければならぬという理由になると思ひます。そういうような教育のエネルギーの根源がどこにあるかという問題が、一体今度の法案では考へられているのだろうかと思ひます。私は考へられていない、少くとも法案の上には具体化されていないと思ふ。非常に残念に思ふ。そしてそこでこの権限の強化された文部大臣の意思というものを、これを、りっぱな方が文部大臣になつていかれるわけですから、不安はないとはいへるものの、実は問題は、文部大臣が教育全体について心配をするよりは、国民が全体として教育について心配をしていくような体勢の方がより望ましいのではないかと。意味で、文部大臣の権限強化というものは考へるものだ、こういうふうにも思ふのであります。

いずれにいたしましても、この法案の背景になつてゐる教育哲学や、あるいは教育社会学や、教育史的な認識というふうなもの、どの程度のものであるか、この法案自体からはほとんどうかがえないような、単に行政的措置がここに考へられているというのを私は非常に遺憾にするのでございます。一応、これで公選を終らしていただきます。

○委員長(加賀山之雄君) たいだいの公選に対し、質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○笹森順造君 たいだいの公選人のお話を伺ひまして、大体お考へのことは一通りわかつたような気がいたしますが、なおお尋ねしたいと思ひます。

○御承知の通り、昭和二十一年の八月になりましたから、田中耕太郎氏が文部大臣でありました当時、教育刷新案ができました際に、ちょうど今あなたのおっしゃつたような思想が現れておつたのじゃないかという気がいたします。つまりあの当時は、いわばこのフランス式の中央集権形態を、官僚的ではなくて、そうして教育的に考へるような考へ方があつて、そうして今の教育委員会というものが全国的にできて、それでやつたらどうかという考へもあつたやうであります。これはその当時の一つの意見としてあつたにもかかわらず、これは実現しなかつたということがあつたというように記憶しております。今公選なされましたお考へ方は、これと同じやうなお考へは含んでおられますので、その辺を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○公選人(上原専祿君) お答えを申し上げます。その当時のお考へと同じものであつたかという御質問だと思つて、それと同じやうな線でお考へておられるわけではないのであります。これは特に今日の日本の歴史的事情、歴史的な問題、状況というやうなものを考へまして申し上げてゐるので、考へる性格は今御質問になつたやうなものに似ている点があるかもしれせん

が、それから独立に考へておるわけでありませう。

○笹森順造君 そこで今のお話は、現在の教育委員会法に対して新しいこの法案が出たわけでありまして、これに對しまして、今の点は先ほど述べましたことは變つたものとして、実は現在のこの教育委員会法ができてゐるわけでございますが、それを今度新しい法案において性格がだいぶ變つたやうに印象を受けられるというお話の中に、特に強調せられました二点あつたやうであります。そのうちの一つは、この教育というものはやはり国民が責任を持つてやるべきである、また實際担当しておるところの教師がこれと協力してやるべきものである。従つて、もしもそこに監督等の必要があれば国民がこれをやるべきものである、そこに文部大臣などが出てくるということでない方がよろしい、大体こういうやうなお話のように伺ひましたが、さうでございますか。

○公選人(上原専祿君) さうでございます。○笹森順造君 そこでお尋ねをしたいと思ひますのは、私の言うのは、一体どういふことで具体的に行政の面に現れてくるか、つまり教育委員会という形だけが一体正確な国民の総意として現れるものか、そのほかに国民の総意を現わす教育の上に適切な行政の中心になるものがあり得るとお考へにならないのかどうか、そこを一つお尋ねしたいと思ひます。

○公選人(上原専祿君) むずかしいお話をさせていただきますが、問題は一般行政といふものと教育行政と一緒にしていいかどうかという問題がもう一つ前にあ

るわけでございます。一般行政について国民の総意を現わすあり方といふものは、これはあり得るのであります。私が特に問題にしておりますのは、一般行政と教育行政といふものとは必ずしも同じものではないと、ペースが違ふという点からして、一般行政のワタの外に立ち得るやうなあり方というものが望ましいのではないかと、さういふ考へ方でございます。

○笹森順造君 教育目的なり、教育哲学なり、あるいは教育目標といふものは、お話のごとく、私も決してそれに不同意ではございませんけれども、一般行政となる場合には、これはやはり国家統治の一つの働きがあり、地方自治体の一つの働きでなければならぬ。ですから、私はその間をはっきり区別して考へなければいかぬ。しかし教育思想であるとか、教育社会学や教育哲学であるとかいふ面については、お話の通りでありましようけれども、一たんこれが立法化されたものの行政となりますと、そこにやはり別のものが出てくるのじゃないか。何かそこは紛淆したように、私は理解の仕方が悪いのかしれませんけれども、御発言では、その教育思想といふものと教育行政といふものをこつちやませに聞えるやうなことになるので、その辺の御理解をもう少しはつきり伺ひたいと思ひます。

○公選人(上原専祿君) 先ほど現行の教育委員会法がどうか問が抜けてゐると申しましたのは、その点でございます。現行の教育委員会法では、都道府県教育委員会までしか存在しない。その高次の全国的な教育委員会というやうなものができてそれが教育行政に關

する統括をするということはありません。お明かにしておきたいと思ひます。これは、この文部大臣というものの存在は、特にある政党人であるというがゆえに、その政党の政策を行うものとは私どもは理解したくないし、またそうあつてはならないものだと考えておりますので、新しい憲法下においてできたこの内閣の、その代表者であります行政の任に當つておられます文部大臣は、今あなたのお話の、そういうこともあり得るというような表現を私どもは育成強化していくことこそ、これは私どもの責任ではなからうかと思ひますので、それがもしも無視される、あるいは否定される、それがまた不信用になるということになります。ならば、これは非常に現行の憲法なり、われわれの意図する法制の立て方とは違ふのではないかという気がいたします。そので、それに現在の状況は不信ではあるが、しかし理想的にはそれはいいんだという御観念でありますかどうか、そこまでつづめてお伺ひしたいと思ひのであります。

○笹森順造君 そこで先ほどのお話を焦点を合せてお尋ねしたのであります。この文部大臣というものの存在は、これはやはり国民の総意を一つ焦点を合せる場所だと私どもは理解してゐるのであります。つまり教育委員会というものはばらばらにある。しかし、前の式ではなくて、こういうものになつてしまつたのであります。ところが、そのばらばらにありますが、ものが文部大臣という一つの存在においてそれが国民の総意を表わすところのものとして、しかもこれは謙虚に、決して自分のある特殊な行政力を發揮するとかあるいは意図をそこに表わすのではなくて、国民の総意をそこに結集したものの存在としての行政官としての文部大臣はあり得ないとお考えでございますか、あるいはまたそういうものはあり得る、またそうあるべきだということをお考えでございますか、その辺の御理解を伺ひたいと思ひます。

○公述人(上原専禄君) 一般的にはあり得ると思ひます。一般的にはあり得ますけれども、今日の日本の教育の現実とか、今日の日本が置かれてゐる、世界の中に置かれてゐる日本全体の今日の状況とかいう点から見るといふと、教育の一体的な、あるいは統一的な、統一というやうなもの、文部大臣の意思を通すというあり方が望ましいとは私は考えないわけでありまして。

○笹森順造君 私のその点についてなつて言つても同じことだと思ひます。つまり、その点はどうも私のお尋ねに對してはつきりしたお答えがないように思ひますので、重ねてもし御質問ができれば、また別な問題を御質問いたしたいと思ひます。

○公述人(上原専禄君) その問題の裏側には、今も御質問の中にありますように、どうすれば国の教育を一つとしてつかむことができるかという問題については、やはり御心配になつてゐるのだと思つてあります。けれども、そのつかみ方としては、文部大臣が統括の任に當るといふことではない。ところが、日本の国民が教育というものに對して熱意を持つていく、総意を出していくそのやり方としては必要だ、適当だと、こういうふうには考えます。文部大臣はやはり現行の教育委員会法に規定されてゐる通りの非常に消極的な立場で十分ではないか、これが私の考え方でございます。

○公述人(上原専禄君) その問題につきましては、もう先ほど来申し上げたことを繰り返すわけでございますけれども、現行の教育委員会法の弱点をもっと強化することによって、教育行政に關しては文部大臣が教育の指導と監督とかをやらなければならないやうな方が望ましいと私は考えております。

○笹森順造君 どうも、望まなければどなたが実際の何に當るかといふと、結局教育委員会ということにまあ御発言になると思ひますが、その教育委員会というものが、いろいろとこれからわれわれ考へて、しかもその総意の結

○公述人(上原専禄君) その問題の裏側には、今も御質問の中にありますように、どうすれば国の教育を一つとしてつかむことができるかという問題については、やはり御心配になつてゐるのだと思つてあります。けれども、そのつかみ方としては、文部大臣が統括の任に當るといふことではない。ところが、日本の国民が教育というものに對して熱意を持つていく、総意を出していくそのやり方としては必要だ、適当だと、こういうふうには考えます。文部大臣はやはり現行の教育委員会法に規定されてゐる通りの非常に消極的な立場で十分ではないか、これが私の考え方でございます。

○公述人(上原専禄君) その問題につきましては、もう先ほど来申し上げたことを繰り返すわけでございますけれども、現行の教育委員会法の弱点をもっと強化することによって、教育行政に關しては文部大臣が教育の指導と監督とかをやらなければならないやうな方が望ましいと私は考えております。

はまた国民の税金になりましようけれども、その責任を負うところのもの。予算を作り、あるいはまたこれを支出するといふことは、やはりこれは文部大臣の責任においてなされてゐる。うことは明確であつて、今までの委員会法においては、それさえあればよろしいのだと、監督やら指導やらは要らないのだといふ建前で來ておるやうであります。しかしこの新しい法律では、つまり統一という言葉は少ししかた過ぎるやうでありますけれども、国、都道府県、市町村の教育政策が有機的にこれがやはりある水準に達するといふことに對しては、国が責任を負うことが當然ではなからうか。そういう場合に、やはり文部大臣といふものはそこに監督して、これをいろいろと變う、悪いところを是正するといふと變でありまして、そうではなくて、非常なよい意味において、これをもつとよいものにするための責任を感じる意味において、文部大臣がもつとそこに出てくるという親切な考え方を、往々にして誤解して、これは困るのだといふやうな偏見があつちや困るから、そういうないのだといふ点がございまして、ならば、はつきりしていただきたい。特にこの教育財政の面についてどうお考えになつてゐるか、国の責任とこの法案に對しての御理解を伺ひたいと思ひます。

○公述人(上原専禄君) いろいろ御質問が出て参りますのは、一般行政といふものと教育行政といふものの本質が同じだといふやうな御認識の上に、いろいろな御質問が出るのではないかとと思ひます。教育といふものは確かに、それを行政のルートに乗せて措置

○公述人(上原専禄君) いろいろ御質問が出て参りますのは、一般行政といふものと教育行政といふものの本質が同じだといふやうな御認識の上に、いろいろな御質問が出るのではないかとと思ひます。教育といふものは確かに、それを行政のルートに乗せて措置

していかねければならぬ面は持つてゐるけれども、教育行政といふものと一般行政とは同じではない、本質上は違ふ。従つて、今の教育委員会法の精神をもつと徹底してやるならば、この教育については、政府外に国の教育全体を心配する機関があつてしかるべきではないか、こういうことでございまして。これはそこで中途半端だといふことを申し上げたのです。中途半端なままでもこれでやつていく方がいいのか、それとも、今あなたのおつしやるやうな、文部大臣の権限を強化する親切な気持ちでやつていくとすれば、その方がいんじやないかと、こういう比較の話になつて思ふのですが、一体いかに善意でやりましても、いかに主観的にこれでこまかく心配してゐるだけで、決して統制をしようとか思想統制をしようとかいふ意思ではなくても、結果においてどういふことになつてしまふだらうかといふことを考慮いたしますと、今の教育委員会法といふものの中にはいろいろ欠陥があるにもかかわらず、その方がいいと、こういうことになつてございまして、別に財政的措置につきましては、やはりこの司法の系統が、国の中にありながら、なおかつ一般行政のうち外に立つてゐる、そういうこともあり得るわけでございます。そういう工合になるのが望ましい。しかしそこまで行けなければ、現行の教育委員会法のままで、欠点を含みながらも、やつていくといふのは今日の段階としては望ましいのではないかと、私の見解なんではございます。

○笹森順造君 私の特にお尋ねしております点は、教育財政をもつとこの必

○笹森順造君 私の特にお尋ねしております点は、教育財政をもつとこの必

要にかなうだけのことをしていく配慮をする者はだれであるか。これは今お話しのごとく、教師も究極には税金を出してやりましようし、父兄も出してやりましようし、この企画を立てて必要な財政の需要に應ずるものを捻出して作り上げていく責任は、どこにそれがあるかという点、これは言うまでもなく、内閣にあるわけでありませう。しかもこの内閣は、特に教育委員会において文部大臣が責任を持っているのである。この責任の所在を一体どう明確にしていけば、これが私の究極の目的の教育について必要なものを作り上げるに便宜か。少くとも便宜であるかという点を考えます場合には、やはり文部大臣というものはそこに進出してくるといふことが、これは私に當てないかという点、またこれがいいんでないか。さらにまたお尋ねしたいのは、この国の財政状況については、これは国民及び国会に報告しなければならぬ義務がある。しかもまた、会計検査院の検査を要することになっておる。こういうことを考えてみます場合に、この支出の責任者である文部大臣は、当然その財政の最終末端の使用せられるところまで、これが適当であるか適当でないかを知らなければならぬ。往々にしてこの問題については私どもが不徹底なものを過去においては見てきたというふうなことは、国民に對するところの一つの責任もこれはあるのではないかという点などもございまして、そこで文部大臣が、不当なことがあったならば阻止要求権があるというのは、国民に對して忠実なやり方でないか。こういう意味で、文部大臣が決して時の政治の権威によつ

て自分の意思において左右するのでは

ないので、こういう理由がこの法律の中にあるのではないかと思ひますので、この点に關する御見解を承わつておるわけでありませう。

○公述人(上原專機君) 御質問の意味はよくわかつておるものでございませう。それはよくわかつておるものでございませう。与えられた現行の組織の中で、文部大臣というものの権限を多くしな

ければ文部大臣の責任も足らないような状態になつておる、こういう角度からの御意見でございませう。で、私の申し上げるのとはそれとはなくて、国民がやらなければならぬ教育、そういうもののエネルギーをどうすれば發揮させることができるか。それからもう一つ、根底には、戦後まだ日本の民主主義というものはまだ幼稚であり、文部大臣の権限が強化されると、これは非常に残念な話でございませうけれども、国民はそれを文部大臣なり文部大臣を通じての指揮というふうなものに對しては決して主體的になれないような、まだ残念ながら未熟な状態である。

○その通りと呼ぶ者あり) その民主主義の考え方だけでなくて、民主主義の意識をどうして国民が持つておるに

あるかという、そういう問題が片つ方にあるから、今私が申し上げたような意見が出てくるのであります。その日本の教育、それから教育をめぐつて日本の民主主義をどうすれば育て上げるか、この新しい法案の方ではどの程度

考えられておるか、ほとんどその点については考えられていないのではな

いか、こういうふうに思ふのであります。

○篠森順造君 よほど話が核心に觸れてこられたようで、私の心配しておられます点に御触れになりましたから申し上げたいと思ふのですが、文部大臣に對する認識が、私がもう一つ先生から伺いたいと思ふのですが、文部大臣は、言うまでもなく、これは公務員であつて国民全体に奉仕すべきものだと、こういう認識のもとに私は信じておる。またそういうべきである。その認識と、そういうふうな風習と、そういうふうな考え方が国民の中に浸透していくといふことが一番大事なことだ。それをどうでないかと、また

考へておること自体が、考へ方が少し私とは違ふので、すでに私もそういう最高理想である日本の憲法なり、あるいはまた教育基本法なり、あるいは教育理想なり、教育哲学なりが、そこまで徹底しているといふことを強調されていくことによつて、御懸念の点がなくなるのではないか。多くの方のお考へは一つの仮定の上における御懸念であるところ、そういう御議論が出るのではないか、こういうことを実は伺いたいのであります。

○公述人(上原專機君) 仮定とおっしゃいましたけれども、私の見ておりますのは、日本の現在における民主主義の現実がどうかということ、結局教育の点についても国民が主體的でなければならぬといふことがほんとうであるにもかかわらず、何か教育といふものは上から下へかかるといふものではないかという考へ方がまだどこかにあるという考へ方、その現実をどう民主主義徹底化の方向へ是正していくかという問題、そういう問題がありま

するので、別に仮定の上に立つておるわけではないのでございませう。

○田中啓一君 大へんいろいろ御懇切に御答弁願ひまして、まことにありがたうございませう。ただいま篠森委員との質疑応答を拝聴いたしておりました。またさきに御公述願ひしました点を

拝聴いたしまして、どうもお考へえの基礎が、教育は政治の下にあつてはな

らぬと、こういうことをおっしゃいましたのでございませう。そういうところから来ておるのではないかと思われ

ます。それからもう少し具体的に申し上げますと、学者方のうちにも、少くとも現在の政治と教育との關係から申せば、あるいはもつと極端な言葉で申しますと、現在の議會や文部省のあり

方では、せいぜい教育に良好な環境を作つてあげるといふことにもつぱら努力すべきで、その他のことは教育は教育者にまかせておけ(法律や規則があるじゃないか)と呼ぶ者あり)といふ

ようなふうにも受け取れる御意見があるように実は思ふのでございませう。何か先生のおっしゃつたところと通ずるところもあつて、そういうようなこと

でないかと実は考へますので、お伺いするのでもございませうが、今日私も新憲法下に国民生活あるいは国家生活といふものをやつて参ります場合に、その憲法のもとに方向を定めていく責任を持つものはやはり国会でなからうかと、私も実は思ふわけでありませう。国会はひとり環境をただ良好に置く、それは大いに眼前の必要事として今力点を置くといふことについては、何も異論はございませう。環境は今必ずしもよくございませうから、急務だといふことはよくわかるのでございま

すけれども、さりとて、教育全般のことについては、国民に對して議會が責任がないとは私は言われぬと思ふ。これが私は一番最高の責任者でないかと思ふのであります。

国会は、御承知のように、予算を通じ、または法律を通じて以外には仕事はできませんのでございませうから、あとはただ国政全般の調査権があるだけでございませうから、議會の意思というものには予算または法律を通じて出ますので、まあ法律で規定できないようなことまで教育についてどうしようもないのであります。これはどうしても先生方、教師の方たちに待たなければならぬことだと思ひますが、そう考へますと、やはり私がまあ、あるいは先生の申し上げた教育は、政治の下にあつてはならぬといふ点を誤解して

いるのかもしれませんから、これは忌憚ない御意見を承わりたいのでござい

ますが、しかも政府あるいは内閣といふものは、国会がやるべきことにつきましては、法律といわず、予算といわ

ず、全部提出権を持つておるというこ

とは、すなわちやらなければならぬ、立法的にも原案を出さなければならぬ責任があると私たちは考へるのであり

ます。

そう考へていきますと、どうも下とか上とかいふことがよく私にはわかりませうし、かつ環境だけ整えておるのにとどむべきだといふことにも、私にはどうしても了解が行きかねる。実は私も個人としては、分不相応な、身に余る重責だとは思ひますけれども、(「そう謙遜するな」「質問、質問」と呼ぶ者あり)やはり国会としてはそうであり、国会議員もそうである、こ

実は考えておるのであります。その辺のところを、まず一応御見解をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(上原専様) 単に教育の問題だけではなく、行政一般というものの、さらに進んでは国民生活の全体というものについて、国会というものが持つてゐるその権限と責任の大きさと、そのものについては、私も承知いたしております。教育というものはただ教職員だけがやればよいものだ、あるいは教職員というものが教育に關して責任を国民に対して持つてゐるのだというふうな、そういう乱暴な考えも私にはございせん。従つて、国会とされましてこの教育の問題についてどういふ態度や御措置をおとりになるのが一番国民に対して責任をお負になる最上の道か、こういうことについて今あなたがいろいろと御心配になる点、これはごもっともだと思ふのであります。しかし、問題はそういうところではないのであります。問題の本質は、戦争前のように、日本の教育というものが政治の手段にされるやうなことになるのはいけないが、どうすればそういうことがなしにやつていけるか。それと同時に、そういう消極的な方面だけでなくて、日本の教育の正しいあり方というものが、かつ日本の教育の能率というものをどうすれば一番上げていくことができるだろうか、こういう積極的な一面もあると思ふのであります。しかし教育の問題は、ただそれだけではなくて、もっと学校教育とかあるいは社会教育以外に、日本国民がまだ未熟な民主主義の状態にある、それをどうすれば日本の社会に民主主義的な精神と生活態度を打ち立ててい

くことができるだろうかということも、同時に問題だと思ふ。学校教育の問題だけではなく、実は国民自体の自己教育の問題がそこに含まれてゐる。そういう多くの問題を同時にとらえて、国会としてどういふ工合に教育の問題をお考えになるのはいかがかというのを問題でございまして、すべての問題を文部大臣という一点に集中させるやうな仕方であるならば、確かに形式的な責任体制というものはそれで立つたやうな外観を呈するわけですが、そうすると、今のやうな未熟な未発達の日本文の民主主義の生活状態では、決して戦争前の通りになるとは思ひませうし、またなつては困るし、世界の現実というものが、それを許さないでしようから、その心配はありませうけれども、文部大臣の権限が強まり、その意思が直接教育の末端にまで行くやうな仕方になると、教育そのものは萎縮してしまふ。はなはだ残念なことでありませうけれども、日本国民の今のやうな未熟な民主主義の意識の状態では、これを絶対的なものとして受け取つてしまふといふ危険がある。それをなくしていかねばならぬ、こういうふうにかへるのをごさいます。大へん抽象的なことを申し上げますやうですけれども、教育というもののに対する責任体制を外形的に整えることが問題ではなくて、どうすれば日本の教育の实体を民主化していくことができるか、それと同時に、日本国民の生活の中に民主主義の生活の態度なり原理がどうすればもつと深く浸透していくことになるだろうか、そういう問題こそ国会でお考えいただきたいと私は思ふのでございませう。

○田中啓一君 もう一点だけ。先生の御心持はよく了解いたしました。従つて、こういうことになるのでございませうか。政治理論あるいは行政理論等から考えれば、今度の改正はそれはそれで意味はあるのだが、現在の、まあ民主主義というものが戦後十年の経つてございまして、国民全体の教育的な立場と申しますか、考慮から考えれば、もう少し国と地方とを通じての有機的な、何と申しますか、一体性として申しますか、一貫性として申しますか、というやうなことをやろうとするにも、もう少しよい方法があるのじやないか、こう自分は思ふと、こういうふうな御議論でございませうか。

○公述人(上原専様) お答えいたします。現行の教育委員会法は、先ほど来たたび申し上げておりましたやうに、中途半端だと申し上げたのも、その点でございませう。そういう心配がございませうから、教育委員会法を改正するならば、それは全国的な教育委員会組織というものを、その全国的な教育委員会の中で、今の各都道府県において処理できないやうな、当然処理すべきものだと国民が考えながら処理できないやうなことを処理する、その事件の措置に誤りがないようにしていけばいいのでございまして、そういう御疑問がございまして、都道府県以上の全国的な教育委員会組織というものがございませうか、こういうふうにかへてございませう。

○吉田高次君 時間がありませんから、簡単に、実際問題として私は二、三質問したいと思ひます。うちの一つだけ質問いたします。それは、先ほど上原先生は、地方に完備したところの教育委員会というものが、県あるいは都道に置いてあれば、それにまかしておけば、文相がそれまでに関与する必要もないし、その必要を認めないといふやうな考えのやうに御聴いたしました。ところが、山口県におけるあの有名な山口日誌を見ますと、この問題について、かような天下の耳目をそばだたせるやうな重要な問題であるにかかわらず、県の教育委員は何ら施すことなくして、結局やむやみに終つてしまふ。もし将来かような問題が各地に起きた場合において、だれがそれじゃ教育委員会というもののに対して覚醒を促し、あるいはその方針を指示するという指針になることができるでし

○公述人(上原専様) お答えいたします。現行の教育委員会法は、先ほど来たたび申し上げておりましたやうに、中途半端だと申し上げたのも、その点でございませう。そういう心配がございませうから、教育委員会法を改正するならば、それは全国的な教育委員会組織というものを、その全国的な教育委員会の中で、今の各都道府県において処理できないやうな、当然処理すべきものだと国民が考えながら処理できないやうなことを処理する、その事件の措置に誤りがないようにしていけばいいのでございまして、そういう御疑問がございまして、都道府県以上の全国的な教育委員会組織というものがございませうか、こういうふうにかへてございませう。

○公述人(上原専様) 教育委員会が教師の利益代表になつてはいけない、これは一般的な御心配としてはごもっともだと思ひます。その場合に選挙をする者は、教師だけが選挙するのではなくて、日本国民でその地方に住んでゐる住民がこれを公選する。従つて、教育委員の選任、それから現行の制度では教育委員の解職を求めることも選挙権者にはできるわけですが、国民がそれを監督すればいいのでございまして、教育委員会としてのあり方をコントロールするのは、そういう仕方である。○矢嶋三義君 先ほど先生の公述を承つておきますと、非常に高いレベル、広い視野から、きつめて深みのある意味深長な公述をなさつておられますので、よほど注意して承わらないと先生の本意が十分つかめないほど、先生は非常に御配慮なさつて慎重に公述なさつておられます。私はこの国会という所は若干直接法で話さないとお通じかねる傾きがあるやに、私自身は考えておりますので、(笑)の質問を二点いたしますから、直接法でお答え願ひたいと思ひます。

第一点は、先ほどいろいろ承つたわけですが、もし先生が今の日本の国会に席を置かれてこの法案を審議される立場に立つた場合、あるいはかりに——私は私がわかりやすいお答えをいたしたくためにお伺いするわけですが、あなたが今の日本の文部大臣の席にいたしたならば、どういふお取扱いをするかという点、お答え願ひたいと思ひます。いや、仮定ですから、

けつこうです、御遠慮なくお話しした
きたい。

もう一点は、三月十九日付で東京都
内の東大の矢内原総長以下十人の学長
さんの声明を私どももいたしたいわけ
です。この「文教政策の傾向に関する声
明」というのは、本委員会並びに本院
の予算委員会等でもういふんと論議さ
れたのでございますが、この十人の方
で今回公述において願ったのは、先生
だけでございます。従って、私はここ
で先生に明快にお答え願いたいのです
が、それは、この声明は私ども文部大
臣の所見をたざしたところが、文部大
臣は、教育を政争の具に供してはなら
ぬとか、民主的でなくちゃならぬ、そ
ういふ点は同意見であるが、どうもこ
の声明は法案の内容を十分検討されて
やったものではない。で、この現実か
ら非常に浮いた声明で、もう少し現実
をしつかり把握した声明ならなおよ
かったらう。(その通り)と呼ぶ者
あり) こういうお答えを何回もなさっ
ているわけですが、私どもいよいよ
もこのわが国の最高学府の十人の学者
の方々が、国会にこういう声明文書
を送っていただく以上は、私は相当責任
ある態度と覚悟をもってなされたと思
いますので、院内におけるこの声明
の質疑応答においてはさようなこと
になっておりますので、この声明に署
名されたお一人として、この文教政策
の傾向に関する声明の本意のあるところ
を明快に一つお答えを願いたいと思
います。

○公述人(上原専修君) 二つの御質問
でございますが、最初の御質問、これ
は全く想像なんぞでございます、まあ
私個人としては国会議員になりたいと

思っておりませんし、文部大臣になり
たいと思わないのです、かりにそ
うでございましたら、この法案を撤回
いたしまして、もう一度この問題につ
いて考えてみたいと思います。(笑)

それから第二の問題につきましても
は、そのもつとこまかい現実的な問題
や何かも研究した上であいつう声明を
出すべきだ、一般的な民主主義を尊重
するといふふうなそういう考え方とし
ては大臣も同感だとおっしゃったとい
うお話でございましたが、こういう声
明は実は、日本において民主主義の確
立といふものはどうすれば可能なんだ
ろうか、それがちよつとでも脅かされ
るおそれのあるようなことはすべきで
はなからうと思う、こういう考え方
でございます、決して教育の現実がど
んなものであるかを私たちが存じない
わけではない。確かに日本の教育は現
実に、現大臣も御同様のと思ひます
けれども、お互いに心配なことがたく
さんございます。また現行の教育委員
会制度自体についても問題があること
も存じております。それにもかかわら
ず、今日の日本の民主主義の現状がま
だ残念ながら未発達な状態であるとす
ると、いかに善意でこの法律をお作り
になりました、結果においては、教
育を通じて国民の思想統制をやつてし
まうような結果が出てくるようなおそ
れが十分ある、それはよろしくない
と、こういうふうな判断したわけでご
ざいます。もしその点につきましても
いろいろ御疑点がございましたら、つ
いででございますから、その声明の
内容につきましてもっと詳しいことを申
し上げておけつこうでございますけれ
ども、その趣意はそういうところでご

ざいます。つまり立法者の善意な意思
というものは、必ずしも結果において
その善意を反映するものではないか
う、そういう現状認識に立つた声明で
あります。

○委員長(加賀山之雄君) 以上をもつ
て上原専修君に対する質疑を終了す
ることにいたします。どうも上原先生
いろいろありがとうございます。

○委員長(加賀山之雄君) 次に内海丁
三君から公述をいただくことにいたし
ます。

○公述人(内海丁三君) 私はここには
評論家でございますが、実は新聞記者
でございます、時事新報に就いて
て、最近の産経時事で論説を担当して
いる一人でございます。そういう立場
から、少し自分の方の仕事に関連した
見地から、今度の問題についてここで
御参考までに申し上げたいと思ひ
ます。

法案の内容は、すでに衆議院でも長
く審議されて、それから参議院にも
でに配付になっておるのであります。か
ら、十分御承知でありましよう。た
だ、私の結論的賛否を申し上げます
と、概観しまして、これはやはり広い
意味の占領改革行き過ぎは正の一端
だ、こういうふうな理解しております
で、二つの点だけ言ひますれば、
公選制度を全国の市町村に津々浦々
まで行き渡らした、こういう点の
実問題としての行き過ぎ、それから
う一つ、教育の国家統制を排除する
という理想から、文部大臣の発言とい
うものを極度に押えた、こういう点に
行き過ぎがあった。その他いろいろあ
ったかもしませんが、これが若干引き

戻された、こういうふうな理解してお
ります。つまり引き戻すというのは、
よく言われます逆コースであります。
若干逆コース。もしこれが、今度の地
方教育行政の問題に関する法案の内容
が、このまま占領改革として当時実施
されておりましたとするならば、実
十分に民主的であり、十分に地方分
権的であり、十分に自治的であり、十
分度であったらうと思う。それがあ
る行き過ぎがあった元へ戻るところに、逆
コースという意味がある。

ちやうど、本案に關係ございませ
けれども、たとえば警察法でございま
す。警察制度は中央の権力を警察から
排除するためにあらゆる考慮が加えら
れて、御承知のような人口五千以上の
町村にまで強制的に自治体警察を持
たした。その弊に堪えかねて、だんだ
ん改良されて、一昨年の警察法の改
正にまで来たのであります。しかし、
これも、現在の警察制度なるものを戦
前の警察制度に比べますと、実に民主
的であり、地方分権的であり、りつぱ
な制度ではないかと思うのでありま
す。これも一つの行き過ぎを元へ戻し
たがゆえに、その過程において非常
な非難を受けた。あらゆる最大限
の反対の言葉が、非難の言葉が加え
られて、非常な問題を起しました。こ
れはよく御存じであります。ちやうど
この教育委員会制度もそれに当る意味
の逆コース性があって、その点が非難
されておるのだらうと、こう思うので
あります。全体を私はそう理解して
おります。

で、この逆コースというものは、む
ろんある方向へ行ったものが元へ戻
るということ、そうしてそれは一言に

て尽せば、占領改革が理論といいま
すか、理想と申しますかに従って、少
し極端にまで行き過ぎた。それが現実
の経験、経験に照らして、いろいろの
点に不十分の点あるいは不都合の点
があるのが、元の方へ戻る、こういう
わけでありまして、元の方へ戻る方
をどんどん遠くまで発展させていく
と、戦前の制度の方角に向いておる
という意味において、それが非難され
ておる。そこへ行つては大へんだとい
う議論と私は理解するのであります。
でありますから、今回の法案に対する
反対、非難その他は、この法案その
ものが企図しておる制度がいけない
議論は、先ほどから言ひましたよう
に、あまり聞きません。そこに内在
しておる一つの角がいけない、その裏
にある保守勢力の根性がいけない、
これが当てにならない、こういう意
味のように理解するのであります。先
ほど問題になりました大学総長の
文教政策の傾向に関する声明、こ
ういふふうな言われておりました、
そういうものが問題になった。これは
ひとりこれに限らず、あらゆる場合
に今まで問題になったことは御承知
のとおりであります。

で、私は新聞記者、特に論説担当
の記者の立場から、こういう問題を
世間であるいは新聞で、ラジオで、
あるいは識者の批評の面、こういう
問題が扱われているある一つの特徴
について御参考までに申し上げたい。
これは法案の内容から離れますけれども、
この法案の非難されている一つの根
拠が、この法案だけの問題でなくて、
いわゆる逆コース理論に連なる占領
以後、独立完成以後の日本のい

ろいろな政治的

な改革に伴う共通のものであるがゆゑにここで申し上げるのであります。反対論者の論法なんか非常に明白な特徴がある。それは私は悪い言葉で、悪く申し上げますが、それは歪曲と誇張がある。このことはしばしば新聞の批判をする上に、私も今までも表明して参りましたのであります。今度のようないくつかの反対意見が今までも多々あったということは、今度参考にしていただきたい。その著しい前例は、前にも教育二法案という問題がありまして、その当時、新聞の論調に出た言葉を二、三引用してみます。昭和二十九年五月の半ば、ちょうど今時分でありました。ちょうどそのときあの教育二法案が衆議院を通過しまして参議院の委員会に参りました。この委員会の委員長である加賀山委員は、当時中心の一人となつてこの法案の成立にあるいは修正的な調整に努められたように記憶しておりますが、そのときにある東京の大新聞の社説であります。「教育二法案は廢案とすべし」という題で、その理由として、全部読むわけにいきませんから、その一部を引用しますと、こういうことがあります。その理由、政治権力が教育内容に干渉したり、警察権が教育の場に入ること、を許し得ずとするばかりでなく、この文句があります。つまりこの二法案は、政治権力が教育内容に干渉する、あるいは警察権が教育の場に入るとするということを前提としたこれは反対意見であります。もう一つの大新聞、これは同じころであります。「教育二法案の不成立を望む」、やっぱり反対意見であります。その理由をちょっと引用します。「それは明らか

に吉田自由党政府が政治権力をもって教育を不当に支配し、ひいては思想言論の自由までも抑えつけようという専制的な権勢へのほしきまなる意図から生まれたものであるからである」というのであります。もう一つ引用します。同じ新聞の東大教授の海後宗臣先生、その海後先生の時評の中では、「最も重大なことは、国民教育全体が政治教育の点から、ちょっと意味がはつきりしませんが、多分政治教育の面においてという意味でしょう、「窒息させてしまふからである。」、こういう極端な言葉が使つてあります。ところが、この二法案というのは、すでに皆さん御承知であるはずだと思いますが、しかし今われわれの同僚でありますが、ほとんどだれもその内容を覚えていない。一般には知られていない。ちょっと申し上げます。このとき二法案というのは義務教育の教職員が自分の所属する市町村以外の地区においては政治活動を行うことが認められておつたのであります。それまでは……、その特例を廃止して一般公務員並みにやつてはいけないというふうな教職員の主たる構成要素とする団体、つまり日教組のような団体の組織並びに活動を通じて偏向教育を扇動あるいは教唆してはいかぬ、こういう二つの点であります。この二つの法律がどこをたたけば、政治権力が教育の内容に干渉したり、警察権が教育の場に入ったり、それから言論、思想の自由が押えられたり、国民教育が窒息させられたりするいかなる要素があつたのでありましょうか。当時全然内容に關係な

く、一般の人が知らないのを、もし悪く言えばいいことにして、そして声を大にして、さつき言った逆コースの点をついていくわけでありました。その傾向を誇大に歪曲、誇張して、そうして非難したのが当時なんでありました。その後何年かたちまして、私は国民教育の窒息も、言論自由の弾圧も、警察権が教育の場に入つたことも裏聞にして知らない。もし御承知の方があつたら、実は覚えていたいただきたいくらいで、その後何もなかったではないかと私は思います。「なぜ修正したんですか」と呼ぶ者あり。修正したのは、世論のためにしたのであるから、世論が入ることはよかつたと思う。廢案にすれば、不成立にしよう、こういうときにおいては修正しつつあるときのこれは議論でありまして、全く修正ということとは關係ない全部やめにしろ、しかも極端な言葉を使つて言っているんです。破壊活動防止法、それから警察法の改正のときも、あるいは一切の国民の自由はなくなるかのようなことを言つたり、それから警察法のときは、政治警察が横暴をきわめる……、これらはどういう結果になつておるか、せんが、おそらくこれも過大な表現であつたろうと今では思つております。過大な表現をだれがするの、西大野人がしているのではないのであります。大学の先生や、一流大新聞の論説委員、記者がやつているのであります。こういうのが世論であつて、それに従わないのは反動、横暴、多数の横暴というような声が当時天下に満ちておつたのであります。今度の学長声明、大学総長声明を見ましても、やは

り誇張されております。「民主的教育制度を根本的に改変する」、あるいはもう一べん繰返して「根本的にくつがえす」という言葉があります。それからこれのあとで六百十七人の学者の諸先生のお出しになつた声明でも、學問と思想の自由を脅かす、こういう。これは先ほど委員のお一人から上原先生に質問が出た、つまり法案の内容を讀んでいないのじゃないかといわれる点であると思ひます。これは私が再々申し上げたように、根本からくつがえす意味のものは、私は何ら発見できない。私の頭があるいは悪いのかもしれない。私の頭があるいは悪いのかもしれない。私も、根本からくつがえすという過大な批判の表現を、大学の總長がするやうな内容は全然見当たらない。こういうふうにするね、私もから見ると世論というものがときの法案を、そのあるキャラクター、つまり逆コース、逆コースであるという点をとらえて、それを過大に吹聴する、しかも内容に關係のない、事の内容を知らぬのではな

いかと思ふほどの極端な歪曲をするというものが過去の事例であり、現在の眼前にある事例であります。このことを頭に置いて、そうして委員会の皆様は法案の内容をよく審議して、そうして実情に合つて、当然そうしていらつしやるだろうと思ふけれども、こういう過大な表現の圧力、あるいはそういう空氣の中でばく然と賛否をきめないようにしていただきたい。これが私が今日申し上げたかったただ一つの点であります。

○湯山勇君 公述人にお尋ねいたしますが、公述人は現在の新聞の論調なり、国民の声なりは、これは歪曲誇張されておるといふような意味の御答言がございました。そうしてその根拠をなすものは、公述人の言葉をそのまま借りて言えば、保守勢力の根性という言葉をお使いになりました。そこで私は単に歪曲誇張ではなくて、そういう心配をしなければならないという事態をもつてお尋ねしたいと思ひます。その一つは、憲法改正の問題、これは講和条約同時に、日本の憲法はあの条約によつて改正されるのではない、憲法改正があるんじゃないか、憲法改正反対という声が起りました。ところがその当時は、やはり今のお話のように、それは誤解である、そういうことは絶対ない、当時の政府の責任者からもそういうことが述べられておりました。しかし、今日においては、それは決して杞憂ではなかつた。また、軍備の問題にいたしまして、当時これは再軍備につながる問題ではないかと、再軍備反対という声が出て参りました。しかし、これも今公述人がおっしゃいましたように、それは杞憂だ、それは歪曲だという批判はすいぶんありましたけれども、しかし決してそれは杞憂でもなければ、歪曲でもなくて、心配した人があつてもいいくないと念願しておつたところが、現実になつてきております。こういう事実を見せつけられたときに、果して今日の学者なり、当時からそれを心配した学者なり、あるいは国民の声を果して取り越し苦労であると断言できるかどうか、このことを立証する裏づけとして教育二法案の例をおあげになりましたが、教育二法案は確かにあのまま通れば、これは教育に対する

権力の介入になり、警察権の介入になり、そうして騒ぐようなことが予想されたわけでございます。衆議院ではそのまま通って参りましたけれども、今の加賀山委員長が中心になつてわずかに「ための」という字句を削るとか、あるいは刑事罰を削除するとか、そういうことによつて警察権の介入とか、拡大解釈、そういうことをなくしたので、今日公述人のおっしゃるような事態は起つてはおりません。こういうことから考えてみまして、しかも、そのいもそろつて、すべての新聞論調が公式にこれに反対しておる。こういう事実も考えあわせるときに、私は今の心配が杞憂であり、歪曲であり、誇張であるとは考えられないと思ふのですが、この点に対する御見解をいまだ承わりたい点が第一点。なお、そのときには、私が引きました例につきましても、御言及いただければ、仕合せと思ひます。

時間があまりないようですから、まゝとてもう一点お尋ねいたしますが、それは最初占領行政として公選を一斉に実施したところに行き過ぎがある、こういうことをおっしゃいました。もし、それでは公選を任意に行わせる、つまり当時論議されました任意設置であれば、公述人は御賛成になるかどうか。それから自治体警察を廃止するのには、手続として住民投票という手続が前段にございました。そこで廃止は最初の間は、ずっと住民の同意によつて廃止されて参りまして、決して今回のように法律をもつて一挙に公選を廃止するという態勢はとらなかつたのでございます。手続としてどちらが一体的な手続と公述人はお考え

になるか。以上の点について御説明願ひます。

○公述人(内海三三君) 全部にお答えできないかもしれませんが、最初の再軍備その他の例が杞憂でなかつたという点は、その通りだと思ひます。これは軍備の全廃というそのことは、憲法の条章にある一番これは大きな占領行政の行き過ぎでありまして、それが何年かの間に適當のところへ戻したいという必要が起つた現象であつて、これは当時の政権の座にある人たちが、責任者が、そういうつもりはないといふのは、その場の国会の答弁であつて、世の中の歴史的な勢いとしては、あのときの日本の軍備の全廃、戦力の完全否認というやうな文字は非常に行き過ぎであつた。そのために今問題が残つてゐるのでありまして、当時のあの話と、この誇張歪曲とは、全然私は違ふと思ひます。

それから最後におっしゃいました民主的手続の問題、これはこの法案の内容、あるいはこの誇張、歪曲と関係がございせんが、お聞き下さつたから申し上げます、それは確かにその方が一応民主的でございます。そういう手続の点については、私はただ抽象的な比較をここで申し上げることは、あまり意味がないかと思ひますが……。もう一つございせんか。

○湯山勇君 もう一つは任意設置であればどうだったか。教育委員会の任意設置……

○公述人(内海三三君) それも私は地方の実情は知りませんが、最初から申し上げたのは、最初からこれが公選でなくて任命制で行われたとすれば、そ

れはそのまま維持できた実在の制度ではなかつたか、つまり逆コースの必要がないから、非常にそれでも戦前の状態に比べて民主的な新しい画期的な教育制度であつたらう、こう申し上げたいのであります。

○委員長(加賀山之雄君) ほかに御質問の方はございせんか。

○秋山長造君 私も二、三点お伺ひしますが、まず第一点は、占領行政の行き過ぎといふことで、教育委員会を全

国の津々浦々に設置したのはいかぬと、だからそれを逆コースで少しあとへ戻すのだ、こういう御説なんですけれども、そういういたしますと、あなたのお考えは、小さい町村へ一つ一つ教育委員会を機械的に設けさせたのがい

かんの、もっと大きくまとめて、教育委員会というものを設けるならばいい、こういうことでございせんか。

○公述人(内海三三君) そういう点に關する、この法案と別の点に關する私の意見、見識というものは別にないのであります。私はただ占領行政の行き過ぎのものとへ戻るこれが一つの例である。その他たくさんあつてその全部を通じて同じ意味のあることであるといふ意味において占領行政の行き過ぎをこの法案に關連して申し上げたのであります。

○秋山長造君 そういたしますとおっしゃる意味は、今問題になつておる法案の具体的な内容について、たとえば公選制がいいか、任命制がいいかといふやうなことは、一応論外にして、ごく大ざっぱな議論として、まあ何か知らんけれども、とにかく逆コースで少しあとへ返すのだから大體いいのじや

ないか、こういう大體論でお話し下さつたのでしようか。

○公述人(内海三三君) それは違ひます。公選制をやめて任命制に改めようという案がここに出ております。これに賛成か不賛成か、賛成であります。これに反対する議論が過大なる表現を用いてゐるという意味であります。

○秋山長造君 その点はよくわかりました。

それから第二点としてもう一つ行き過ぎの点は、文部大臣の教育に対する権限をあまり押え過ぎたので、これもちよつと逆コースへ戻す、こういうことで大體今度の案に盛り込んでおる程度ならよからう、こういう御説明だったのでありますが、その御説明も、この内海さんのお考えとしては一応わかりませんが、ただもう少し一歩立ち入つてお尋ねしてみたいのですが、先ほどの御説明では、それはちよつと警察行政で自治警を廃止したと同じことだと、警察法であつた中央集権などといつてや

かましかつたけれども、その後の実情は、それほど心配するほどのことはなかつたのじやないかといふようなお話があつたのです。そういう説明は実は文部大臣からも再々聞いておるのです。ただし、この教育行政とそれから警察行政との場合は多少違ふことは、その他にもいろいろ違ふ点はあるが、一番根本的に違ふことは、文部大臣といふのは中央政府におけるこれは独任制の国家機関なんですね。それに對して警察行政の最高責任者は、これは国家公安委員会というこれは行政委員会ですね。独任制でないわけです。しかも政府から一応独立した機関なんです。ところが文部大臣はこれは

内閣の一員でもあるし、政友の黨員でもあるし、そして清瀬文部大臣のお言葉をもちまして、私は自由党の小使だ、自由党の出店だ、こういうことを口癖におっしゃつておるような存在なんです。だから、だいたいその点は違ふやうに私は思ふのですけれども、その独任制の文部大臣が地方の教育委員会の教育長の任命に一々関与する、承認権を持つておる、文部大臣の承認がなければ地方で教育長すら任命できないといふことは、ちよつと町村長が助役を任命しようとするのに、一々県知事の許可を得たり、あるいは政府の許可を得たりしなければ、助役の任命といふことができないといふことと似たり寄つたりの関係だと私は思ふのです。が、そういう点は行き過ぎの是正といふことによつて、また、逆にこの逆コースといつても、その逆コースに少し帰り過ぎるのじやないかという私は心配を持つのですけれども、そういう御心配はお持ちにならないかどうかお伺ひします。

○公述人(内海三三君) ちよつと私には、最初のお話し、何でございせんか。すみません。

○秋山長造君 最初申し上げたことは、先ほど文部大臣の権限を強くするのはちよつと警察と同じこと……

○公述人(内海三三君) あ、わかりました。こもつとも、その通りであります。警察行政と教育行政は違ふ、従つて警察法の建前と今度の教育委員会の建前も非常に違つております。私は文部大臣の権限強化といふことは、先ほどの上原先生のお言葉のあけ足をとるわけではありませんが、強化ではなくて皆無であつたのが少しつてもらつ

たという程度のことであつて、今まで文部大臣はほとんど何の発言もできんような制度は、少し行き過ぎではなかつたか、そういう意味において今度のこの法案に盛り込まれている程度の発言ならば、あつてしかるべきではないか、こういうふうにも思ひまして、それは最初からいろいろな世間でも言われておりますように、国民教育のためによき環境を作るのが政府、文部大臣の責任であるというならば、そのよき環境を作るために、必要な程度の立法であるとは私は理解しております。

それから今の教育長の任命については文部大臣の承認という点については、私も今御質問の趣旨と似たような、つまりこれはそれほどの必要はあるのかという意味で、心配するといふほど逆戻りしておるとも思ひませぬけれども、そういう意味の多少奇異の感を抱きましたので、文部省の方にも聞いたことがあるのでございますが、ちょうど大学総長はやはり文部大臣の任命になつておるといふようなのと同じような意味で、ひどくそのために民主主義の度合いが減りはしないと、こういうふうな説明でひどくは釈然としませんでしたけれども、多少難点があれば、そういうところではないかと思つております。それから教育の内容までそれが左右する効果があるとは考えません。

○秋山長造君 今の点は内海さんもまあそこまででもないじゃないかと、こういうふうな感じを持っておられるようですが、それ以上はお尋ねしません、さらにもう一つ、特に新聞人の内海さんでございまして、私もうー点お尋ねしたいと思つたのですが、今

この放送関係の人、あるいは新聞協会等から、今度の学校で教科書以外に使う教材について、一々教育委員会へ届け出て承認をもらわなければいけませんという項目がある。これについてはいふん新聞方面、それから放送関係の人たちから、これは不協定だといふ声があつておることは、御承知だと思つております。この点について新聞人としてどうしてお考えになりますか。たとえばあなたのお勤めになつておられる時事新報に何かいい記事が出ています。先生がちょっと教材に使いたいと思つても、すぐというわけにいかない。一々教育委員会にこういう記事を教材に使つてもよろしゅうございませうかといふことを、一々伺いを立てなければいかんというふうなことが、適当であるかどうかといふことをお尋ねしたい。

○公述人(内海三君) その点は三十三条の問題だつたらうと思ひますが、私はもうちょっと別のことを考へておつたのであります。たとえば今おつたのはその日その日の特殊のケースについて、この新聞を教材にしてもいいかというふうな許可を取るといふもののように、お話しに承りまして、たとえば教材として次のこれこれの新聞を使いたいとか、あるいは教材として学校放送を聞かせたいといふふうなことで、許可あるいは承認ということを手続をやるんだらうと、ばく然思つておつたのであります。その点は、この規則がどういふように作られますか、その場合にあまりやかましく、一つ一つ毎回のケースについて承認を求めるといふふうなことはしない方がいいのではないか、そういうことをしないことによつて、十分この目的を達しますし、また、NHKの方が見えまして、私、十分その点をお聞きしたいのであります。私はたとえばNHKの放送そのものがすでに放送法の建前、あるいはNHK当局の良識あるいは世論の監視、そういうものによつて良識的に運営されておる。そのものの、個々の、毎日々々のことについて、問題を提起してその承認を求めるといふようなことはあり得ない、その全体の良識を信頼して、おそろくNHKの学校放送を聞きたいといふのなら、それはよからうといふことになるのだらうと思ひますが、いかがでしょうか。もう一つそれからその点について手続がめんどくさいから、ついでにやなくなるといふお話をさつき先生もやはりそういうことをお話しされましたけれども、手続がめんどくさくて学校教育に教科書以外の教材が使えないようになることは、これははなはだ妙なことではあります。その手続はぜひ融通のきく簡略なものにしていただきたいと、そうしていただくことによつて、手続の問題等はないのではないか、こう考へております。

○矢嶋三義君 一、二点伺ひますが、念のために伺ひますが、公述人は、産経時事の論説委員の方でございませぬ。

【委員長退席、理事吉田萬次君着席】

○公述人(内海三君) はい。

○矢嶋三義君 そうでございませぬ、お伺ひしますが、おたくの方では、この地方教育行政の組織並びに運営に関する論説を何回掲載なさつたのでございませうか。

○公述人(内海三君) 今度の問題が起りましてから、二度は確かに書きましたが、あるいは三度かもしれませんが、それ以上ではないと思ひます。

○矢嶋三義君 まあ私は、こういうことをお伺ひするゆゑは、先ほどの公述の冒頭に、この大学の総長並びに学長の、文教政策に関する傾向の声明等を見て、どうも法律案の内容を十分検討しないで出されているのにおかしいものもあると、さらに都内の大新聞、同業者の主張に、すいぶん歪曲と誇張に満ちたものが過去にもあり、現在においてもあつて、そうして若干国民の世論指導を誤っている面があるやに考へる点が遺憾だと、この点が今日の公述人の重点でありましたので私はあえてお伺ひしたわけですが、私ただいま調査したところによりますと、この法案が国会に提出される前後から本日まで、産経時事で社説は四月二十一日一回しか出ていないようです。そしてこの二十一日の社説について、ちょうどあなたの公述と関係があるから承るわけですが、第一節、第二節、第三節と、三節に分けて、第一節においては衆議院の審議は実質的に十分審議していない、そういうことでよろしいのか、参議院に移つたのであるが、慎重審議をすべきである、こういう論陣を張つておられます。第二節において教科書法案によつて触れておられますが、これについては、本日の議題外だから申し上げません。伺ひたい点は、第三節でございませぬ、第三節において、この教育行政の組織並びに運営に関する件を取り扱われておるわけですが、この中にですね、私が拝見したところでは、朝日新聞とか、毎日

新聞、読売、東京新聞というのはいくとも数回、法案が出る前から、出たと、国会の審議と並行して刻々と社説を掲げられておるのを私は承知しておるわけなんです、おたくの社説を見ますと、他のいづれの論説にも出て参ります。文部大臣の措置要求ですね、そういう点に一言も触れておられませんか。それから今秋山委員から伺ひしました三十三条の教材届出の点です、これに一言も触れておられないのでございませぬ。それからまた、いづれの論説にもあります都道府県、教育長を文部大臣が承認すると、一体この地方公務員を国の文部大臣が承認を与えなければ、任命できないという地方公務員は、今のわが国の自治行政下において一人もないのです。全然ありません。御承知のように憲法には地方自治といふものは非常にたててあるわけですが、一人もないのです。今度初めて地方公務員の都道府県、教育長は、国のまた内閣の文部大臣の承認を得なければ任命されないといふことになる。ある人はこれは地方自治権の侵害だと言つておられるのです。この点についてはこのいづれの論説にもあるわけですが、あなたはちやうど論説委員だといふので、私は承るんですが、そういうことは一切触れておられないのです、こういう点は大きな問題ではないか、こういう御見解に立たれておられるのか、その点ちやうどあなたの口述と関連するところがたくさんありますので、もう少し伺ひたいと思ひます。

○公述人(内海三君) 論説に教科書法のことまで触れたために、スペースが足りなくて簡単に過ぎたといふ

意味において、非常に不十分なものでありましょう。それで今教育長の点なども、私はそこまでする必要はないのではないかと印象を受けた。それは先ほど申し上げた通りでございますが、これは論議というものは新聞の論議でありまして、ここで私は個人の意見を述べておりましたが、もしそういうことまでこまかく書けば、そういうことはあるいは書いたらうと思ひます。その点については御同感であります。

○矢嶋三義君 次に伺いたい点は、あなたはさっきの口述の冒頭に二つの行き過ぎがあった、それで少し逆コースにしたのであるが、その一つは全国津々浦々まで公選にしたのは、行き過ぎだったと、こういうふうには御発言になつて、私の耳にはすべての町村には無理であるが、都道府県単位くらいの行使規模であつたならば、教育委員を公選してやつた方がよろしいのだ。すべての小さい行政規模の町村には行き過ぎであつたと、かような気持で明言されたように私の耳には入つたんですが、それでございませうか。はつきりいたしたいと思ひます。

○公述人(内海三君) 全国津々浦々までやつたのが行き過ぎであつたと私が判断するんでなくて、そういう一つのいろいろな面のうちで、教育の面においてそういうのが一つある行き過ぎで今度元へ戻つてゐる現象である、こういうふうには私は理解して、そのケースだけでなくて、ほかにもいろいろの場合があると、その全体のうちの一つのケースだと、こういうふうには私は理解して、その題の賛否の態度をきめておるのだと、そういうようなこ

とを申し上げたのでありまして、それから今の先ほどの、もっと広い単位ならば公選がいいとか、あるいは任命がいいとか、そういう点に關しては、実は私自身がそつちの方を盛んに研究しているわけじゃありませんし、いろいろのものを調べてみますと、公選論、あるいは任命論、いろいろ論が過去においてもいろいろの機關で対立しているものでありまして、その両方に議論があるんであります。ただ、今度はいろいろその説明も聞きまして、けれども、公選をやめて任命にするという案に對してこれに賛成した、それでいいじゃないかと、それに対する反対論のいろいろはあまり意味がない、でそれに対する長所を若干聞きまして、それがそれで今まで委員会においても當局からお聞きだと思ひますから、ここで繰り返しません、それでよきさうだと消極的にこの案に對してこれはよからうという意味であります。

○荒木正三郎君 私どもがこの法案を今日まで審議をして参りましたが、文部大臣は非常に強い世論の反對に對して、それは誤解に基くものであるという答弁をしばしばいたしておるのがあります。ただいま内海さんのお話を聞きまして、そういう意味のことがございます。特に新聞の杜説、あるいは学長声明、こういうものは非常に誇張されておるという御意見の發表がございました。私はここにいろいろ新聞の杜説を持ち合せておるのがありますが、幸い学長声明については、ここにその本文を持っておるわけなんです。私はこれを見まして、別にこの法案を誤解しておるようには思われませんし、また、この法案に對して

非常に誇張、歪曲をしておるようには全然感ぜられないのです。私は世論の反對をそれは誤解であるというふうな言葉でこれを押えるといふますか、そういうことがあれば、これは非常に小さな問題であるというふうな考えをしておるわけですか。すでに御承知かもしませんが、国会にはこの法案に對して反對の請願がされております。しかもその請願は七百二十万という多数の人が署名をして出しておるのです。これらの反對も、これは誤解に基くものであるというふうな簡単に片づけられてしまふということであれば、これはゆゆしい私は問題になるといふふうに考へております。幸い学長声明が私の手元にありますので、どういふ点が誤解であり、どういふ点が誇張をした声明であるのか、一つ参考のために聞かしていただきたいと思ひます。

○公述人(内海三君) 学長声明につきましては、これが法案の正確な認識の上に立つていないのではないかと、この疑問を抱かせる点は、これが民主的諸制度を根本的にくつがえすものである、前のところでは變えとあり、あとのところではくつがえすとあります。二回繰り返されております。最初に申し上げましたように、これは根本的にくつがえすものではない。根本的にくつがえすというふうな表現を用いるならば、それは単なる誇張ではなくて誤解だ、あるいは歪曲だと、こう考へざるを得ない。それから誇張と考へられる点は、言論の自由の圧迫ということと、この法案の持つ内容とは少しも關係がない。これは全然關係のないものであります。そういう根拠を持った保守勢力はいずれそんなことをするつ

もりだらうぐらゐなことならば、わかりますけれども、この法案の賛否をきめる場合には、そういう言論の自由という問題に結びつけるということは、私は間違ひだと、こういう意味において歪曲、あるいは誇張という言葉を使つたのであります。

もう一つちよつと先ほどのことでお答えしておきたい。私が新聞社の論議を話題にしましたのは、前の教育二法案のときの現実の例をここに引例したのであります。その前にこういうことを言つたけれども、それは当時の案の内容を全然離れた意見であつたといふことと、その後そのような事例は起らなかったではないかという過去の例を参考に申し上げた。現在いわれておることは、将来起らぬか起るかはこれからは私にはわからない。過去においてそういうことがいわれたけれども、その後起つていないではないか、このことは現在いわれておることを判断する上で御参考にしていただきたい、こういう意味でありまして、現在の新聞社の杜説については全然私は触れておりません。

○理事(吉田高次君) 時間の關係上、遺憾ながらこの程度で打ち切ります。(質問が続いてゐるのだから許しなさい)と呼ぶ者あり……それでは荒木さんに發言を許します。

○荒木正三郎君 僕は一言吉田理事に言つておきたいのですが、やはり質問は一区切りついたので、切るなら切ると、そういうふうなやつてもらいたいと思ひます。時間がなからというこゝとでは困ります。それでは簡単にお尋ねをいたします。私は今度の地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施

行に伴う關係法律の整理に關する法律案、この中身は教育委員会法であると思ひます。しかし、教育委員会法の修正案として出すことができなかった。それほどの内容に大きな變更をきたしております。これは政府が提案してある題目を變えておるというふうな点からも判断されるのであります。私は自身については、時間が長くなりますから申し上げませんが、私はこれは相当大きな變革だと思ひます。しかし、この点はあなたと議論するということではできませんし、判断の相違といふことになると思ふのです。しかし学長声明においても、これをもつて直ちに言論、思想の自由を脅かすといふふうな表現は使つておらないのです。そういうおそれがある、そういう心配が十分ある、こういうふうな言つておるのであります。この限りに對しては、また、私もこの法案はそういうおそれは十分にあると思ふのです。これは決して誇張でも、歪曲でも私はないと思ふのですが、一つ重ねてお答え願うといふことも何ですけれども、そういうおそれが十分にあるといふことは、私はもつともな意見であると思ふのです。が、どうですか。

○公述人(内海三君) この法案のどこを探しても、私は言論、思想の自由に對する脅威を発見できなかったのがあります。もしあれば、教えていただかなければいけません。先ほどから繰り返して申し上げましたように、こういう逆コースに當ることをやる勢力は、いずれこんなことをやるなら、言論の方でも何かやりかねないぞという懸念だといふならば、それは懸念ですから、これは主観的のものでありますから、

これはそう感じておる以上は、誇張でも、歪曲でもありません。それはけっこうだと思ひます。この法案に対する反対ということならば、非常に別なことを言つておる。こういうふうな考えます。私はこの法案をここで皆さんが審議されて賛否の意見をおきめになるのに、若干御参考になりやしないかというので、ここで発言しておるのでありますから、そう御承知願ひたいと思ひます。

○理事(吉田萬次君) 以上をもつて内海三君に対する質疑は終了することにいたします。(委員長、発言)と呼ぶ者あり)

それでは村尾君簡単に。

○村尾重雄君 ごく簡単に私御意見を伺ひたいのですが、それは今の矢嶋同僚委員のあげられた新聞の論説の第一節に、また、衆議院における審議においても、もっと具体的に法文の内容に就いて論議すべきであるということが述べられております。それから公述人が当初の公述をなさるときに、内容にもっと触れるべきであつて、非常に内容に就かない、ただ傾向を憂いた表現は、歪曲並びに少し誇張し過ぎるという言葉がありました。そういう表現でなされたように、非常に傾向のみに重点が置かれておるといふ御意見があったと思ひます。私は重ねてあなたに少しお尋ねしたいのは、もちろん内容が具体的に条文に就いて、個々にこれを検討されることは当然であります。しかしそれ以上に今日この法案を審議する、たとえば政治に関与するものの立場、並びに学識経験者、教育に相当責任の立場に立つておる者、また日本の将来を非常に憂へる人たちが、

もにやはりこの法案が持つてくることの傾向、並びにこの法案からくる一つの危険ということについて、やはり相当これは検討するべきこと、こう思ふのです。こういう点で、この内容に触れることを非常に親切にわれわれに強調されますが、それ以上に、やはりこの法案が持つてくる傾向で論議がもっと私はされてもいいんじゃないかと思ひます。その点についての公述人の御意見も重ねてお伺ひしたい。

○公述人(内海三君) 先ほども申し上げましたように、傾向に関して論議されることが悪いとは思ひ、思ひませ

ん。ただ、それは一つの誇張であり、歪曲があるのだということ、それからこの内容そのものでないということ

を申し上げたのであつて、過去において同じことが言われたけれども、その後の何年かそのような懸念は見えないではないか、こういうために御参考になるのであろうと申し上げたのであります。

○理事(吉田萬次君) 以上をもつて内海三君に対する質疑を終了したものと考へます。

○理事(吉田萬次君) 次に、池上隆祐君から公述を求めるとにいたしました。池上隆祐君。

○公述人(池上隆祐君) 私はただいま審議中であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律案に對しまして反対でございます。以下その理由を順を追つて公述させていただきますと思ひます。

まず第一に申し上げたいことは、現行の教育委員会制度が、わが国の実情に合ふものであるというような議論

論が一部にあるようでございます。現に、鳩山総理大臣も参議院におきまして、わが国は独立国になつたから占領政策中の行き過ぎを是正したい、特にわが国の国情に合ふものは是正をしないと申されまして、その例をいたしまして、たとえば教育委員会制度というふうにして申しておられます。

そこで私も、このわが国の国情というふうな抽象的な表現でなしに、非常に謙虚な態度で、もっと具体的にこの言葉の内容を考えなくてはならない、きわめて重要な時期に今日際会して

おるものと私は信じます。そこで御参考までにこの現行の教育委員会制度がわが国に輸入、実施された当時の内閣の諮問機関である教育刷新審議会の報告書の一部を、これは短かい文章で

ございまして、きわめて重要な幾多の示唆を与える文章でありますので、それをまず御参考にお読みしていただき

うと存じます。「すべての行政機構について、地方分権をできるだけ推進せしめようとすることは、戦後わが国が、採用してきた重要政策の一つであ

る。教育に関する行政機構の改革も、また、その線に沿つて行われて来たことは論ずるまでもない。しかしながら

われわれは、教育行政の地方分権を図るにせよ、教育の重要性に思ひをひき

き、これを、一般地方行政と同一に取扱うべきでないと考えたのである。」

これはきわめて重要なことであります。そして、地方教育のために独立した機構をつくり、これに、一般公民

の教育行政への参画を得て、真に民主的な教育行政機構を成立させようとするしたのである。こういうふうに言つ

ております。すなわち、教育行政と一般行政とを分離しなくてはならないと言つております。国民の教育行政参画の道を開かなければならない、言いか

えれば、直接公選制をとらなければなら

ない。こういうことを報告書において述べております。次に、これもまた

きわめて重大なことであります。特にわが国の明治五年の学制発布以来の教

育行政の過去に対する深刻な反省として、同じくこの教育刷新審議会は、報告書の中で次のように述べておりま

す。これも朗読させていただきます。「日本の学制は遠く一八七二年(明治

五年)八月、フランスの学区制に模してつくられたのであるが、一八七九年

(明治十二年)九月、米人ダヴィット・モレーを参画せしめた教育令が公布

された。これによると、従来の学区取締に代えて、町村人民の選挙による学

務委員を置いて、町村内の学校事務の管理に当らせた。しかし、この制度は

翌一八八〇年十二月に改正されて、地方長官の権限を著しく強化し、児童の

就学を督促するようになって以来、幾多變遷を経たのであるが、結局教育行政

は文部大臣に帰属し、その執行に當つては、大体において地方長官が文部大臣に對して責任を負ひ、しかも地方長

官の任免は、内務大臣が、これに任ずる形を出していない。地方長官が教育事務を執行するに當つては、教育に全く無経験の若い事務官僚などを、学務課長として使う場合が多かつたのである。このようない行政制度のために、真の教育が行われにくかつたことや、これに伴う種々の弊害が續つていたことは当然といわなければならぬ。」「こういう報告書を出しております。この報告書に基きまして教育委員会制度という新しい制度をわが国に輸入したのであります。

御承知のようにこの報告書が提出されましたのは、昭和二十一年でありました。敗戦の直後でございます。當時わが国は非常に深い悔恨、深刻な反省の中にわれわれは立つていたはずであります。このときに本氣に、まじめに、深刻にわが国の教育の過去のあり方はこれでよかつたかどうかという、そういう深い反省の上に立つてこういう報告書がなされたものであることは、論を待ちません。

そこでわが国の国情という言葉をもう一度思い浮べていただきたい。わが国の国情といへば、何でもかでもいいもののように思ふかもしれない。わが国の国情の中には、しかしながら喜ぶべき国情もあれば、悲しむべき欠陥を持った国情もあり得るのであります。わが国の教育行政の歴史は、不幸にして幾多の欠陥、積もる積もる持つておつたということ、この報告書によつて明らかになりました。従ひましてわが国の国情という言葉は、どうかこの際具体的に、個別的に考へていただきたい。そしてその価値判断は、このことをまず第一に申し上げたいと存じます。

次に、かくのごとき深い悔恨と反省の上に立つて導入せられた行政委員会制度、特に教育委員会制度というものが発足以来、都道府県におきましては、すでに八年の歴史を持つております。この八年の歴史を靜かに考へてみて、果して教育委員会制度というものが有害無益なものであり、事実におい

てわが国の国情に合わない不思議な変更なものであったかどうか、この点を今一度はもう一度考えてみなくてはならぬと思ひます。私は昭和二十三年に教育委員会制度が実施されて、今日まで八年間教育委員をいたしてあります。この八年間の過去をきわめて謙虚な気持ちで振り返ってみますと、まことに感慨にたえないものがあります。なぜかなれば戦時中の荒廃を受けついで、戦後のあの社会的な不安と動揺の中にあって、しかも財政的にはきわめて窮乏をしておいた。当時は町村には強制的に委員会ができておりませんでした。町村の財政のことまで町村長の立場になったつもりで考えなければならなりません。そこへ六・三制は起つて参りました。従つて学校建築という非常にお金のかかる問題が次から次へと起つて、第一回の公選村長の大半は、この学校建築の資金造成に悩んで、ついに辞職をしておるわけでありました。中には自殺をした村長さえあります。中には自殺をした村長さえあります。こういうつまり幾多難条件の中にあって、われわれは一体八年間何をしてきたのかというのをひそかに振り返つてみますと、ここで数え上げるといふまでもありませんが、幾多の深い実績を積み上げております。時間がありませんので、その一々を御納得のいくように御説明申し上げる自由を持ちませんけれども、もし御質問の場合がありますならば、私は一つ一つ実例をもつて、いかに教育委員会というものがこの混乱と財政の窮乏の中にあつて教育復興のために実績を上げてきたかというのを申し述べさせていただきます。たいと思ひますが、これはもし質問があった場合に譲りまして、ここでは省

略をいたします。しかしながら、ここで振り返つてみますと、あの不安と動揺と財政の窮乏の中にあつて、どうしてこのような教育復興に対する情熱が生まれ、勇氣が生れたかと申しますと、これは申すまでもなく直接公選の結果であります。われわれは直接住民に對して責任をもつて教育行政をやれという大きな使命を与えられたのであります。人間はそういう使命觀に目ざめたときに、異常な情熱と勇氣とがわくものであります。また、直接公選制によつて、われわれと住民との間には精神的な深いつながりを持つております。苦樂をともにするといふほんとうの共存共榮の氣持を持つております。こういうことはすべて直接公選制のたまものであるといふことを、私は今日あらためて自覚をいたしておる次第であります。これも御参考に申し上げます。

このようにして考えてみますと、教育委員会制度というものがアメリカの占領政策の行き過ぎであつて、わが国の国情に合わないものだというような、きわめて概念的な抽象的な考え方だけでこれを論じ去ることは、いかにも乱暴しごくなことであつて、私は何ともしもこの議論には承服ができない、この点をまず第一に申し上げておきたいと思ひます。

【理事吉田萬次君退席、委員長齋席】

次に、申し上げたいことは、今回のこの法案の内容について申し上げたいと存じます。この法案は現行の教育委員会法と比較いたしますと、全く別個なものであるといふことをまず申し上げたい。これは現行法の第一条とこ

の法案の第一条とを比較してみれば、おのずからわかるところであります。で、この点につきましてはすでに先ほど上原先生が申したところとありますので、私は重複を避けさせていただきます。この点は省略させていただきますが、ごく簡単に申せば、現行の教育委員会法をさきさきおとすところの三つの大きな柱があります。すなわち教育の地方分権、教育の自主性の確保、教育の民主化、この三つの大きな柱は、この新しい法案では事実上においてみごとに取り払われております。なお、この法案の中に使われておる文字は現行法の文字と全く同じ文字を使つておるものがあります。そのうちの二つ、二つを申し上げますならば、この法案にも教育委員会という言葉を使つています。この法案に言うところの教育委員会は、現行法に言うところの教育委員会とは本質的に全く別個なものであります。また、この法案に言う指導主事という言葉は、現行法に言うところの指導主事とは全く別個のものであります。条文を一々あげます煩を避けますけれども、現行法では指導主事といふものは一つの独立したものであるが、現場へ参りましていろいろの指導、助言をするけれども、指揮監督はしないことになっております。しかるに、新法におきましては上司の命を受けて指揮監督をするといふふうになつております。同じ指導主事でありましても、文字は同じでありましても、その中身というものは全くのごとく大きな変質をいたしておるということを参考のために申し上げておきたいと存じます。

次に、申し上げたいのは、この町村の段階におきまして委員会の構成であります。町村におきましては新法によりまして御承知の通り三人の委員からできております。その三人の委員のうちから、教育長を県の教育委員会の承認を得て選ぶことになっております。従いましてこの三人といふものの、實際上の現実の構成を見ますと、一人は委員長になる、一人は教育長になる、平委員は一人である、こういう結果になります。そうして新法によりますと、教育委員会の会議招集権は教育委員長のみに与えられるようにこの法案ではできております。他の委員からは与えられておらず、これは現行法では与えられておりましたけれども、どういうわけかこの法案ではどういふうにできておらず、従いまして委員長と教育長と、会議招集権のない平委員、この三人が集まって果して合議制執行機関であるところの行政委員会の意味をなすかどうか、これは理屈でも意味をなさないと思ふ。現実の實際運営に當つてみても、これは行政委員の体制をなしません。のみならず教育長に選ばれた方は、教育長に選ばれた瞬間から教育委員たる資格を失うものではあります。すなわち教育委員であり教育長であるという形にならなければならない。従いまして教育長であると同時に、教育委員長を兼任することは許さんというふうな禁止規定もございせんから、教育長が町村の段階において委員長を兼任すれば、ほとんど独裁的な機関にもなり得るやうに法律の体制はできておるのであります。そののみならずこの教育長は常勤の職といふことになるやうにこの法律

ではできております。このことは今日の町村の財政、私は町村長ではございせんけれども、今日の地方財政がいかに窮乏しているかといふことを、人ごとならず同情も、心配もしておる一員であります。今日の町村の財政は専任の教育長を置くことができないやうな状態にあるのであります。この法案が実施されて来年の四月一日からこの通りになるとしますならば、教育長に對する給与を支払わなければならない。それだけ分、町村に對する新たな財政の負担が加わる。これに對して政府は町村に對していかなる財政援助の保証を与えておるか、この法案にはそういうところの少しも見えておりません。のみならず先ほど来問題になっておりますところのこの法案第三十三條の教材の適否を判断するのは、教育委員会にあらかじめ諮らなければならぬ、その場合には何としても教育長が矢面に立つてこの判断をしなくちゃならぬ。けれどもそれをするためには、その教育長は専門的、技術的な知識、才能、能力を持つておらなければならぬ。けれどもこの法案から見ますと、そういう適当な能力を持った教育長が選べないやうな、少くも非常に困難なやうな仕組みになっております。なぜかと申しますならば、町村の住民のうち選挙権のある者から委員を選びますので、小さな村などに、これだけの重要な判断を下し得る人材がどこにもおるとは限らないから、こういう点を考えてみますと、この法案は不可思議である。のみならず教育長の身分といふことを考えてみますと、首長が推薦して、議会の承認を得る者はこれは地公法によりま

して特別職であります。しかしながら教育長という立場から見れば一般職であります。またこの法案におきまして「教育長は教育委員会の指揮監督の下に」と書いてあります。教育長の立場では指揮監督せられる人である。教育委員の立場からすれば、指揮監督する者である。一人の人間が特別職であったり、一般職であったり、指揮監督する者になったり、指揮監督される者になったり、まことに不可思議千万なものと言わなければならぬ。しかも今言つたように、教材の適否、善悪を判断する能力を持った人材は容易に得られない仕組みになっておる。その上この人間を常勤者として、これに相当額の給与を支給しなければならぬ。こういうところから見ますと、この法案というものは一体何のためにこういうこととしたのか、私には何としても納得ができません。

また、都道府県教育委員会の段階におきまして、教育委員は知事の推薦により任命するものである。そうすれば先ほど申されました通り、何としても首長の方が優位な地位に立ちます。そうして教育委員会の一重要な専門職である教育長は、文部大臣の承認を得なければならぬ。そうなりますと、都道府県教育委員会の性格これまた不可思議なものになることは、これは当然でございます。さらに、この都道府県教育長は文部大臣の承認を得るという、この点でございますが、これは今日のわが国の民主化の程度というものを非常にすなおに、率直にながめて、はるかに民主主義から隔たったところにあるわけでありす。なかなか、今日といえども官尊民卑の思想

というものは、非常に根深く加わっております。従いまして上級官庁たる文部省に対する気がねと申しますか、単なる気がねばかりでなしに、実質上の、たとえばいろいろなことを陳情に行つたときに聞いてもらえないとか、あるいは補助金なり、交付金なりをもらえないとか、おそろく今後そういうことが起きるだろうと思ひます。自分の県の教育の定数を三人でも五人でもふやしてもらう、こういったことをするため

に、文部省のお声がかりでない教育長を持つておる県と、お声がかりの教育長を持つておる県とは非常に効果がいちがいに違ひます。非常に端的な言葉で言いますならば、外様教育長、譜代教育長というものができて参ります。そうすれば各府県は背に腹はかえられませんが、こぞ譜代教育長を承認したくなるのは、今日の日本人の民主化の程度であれば、当然そういう現象は起り得るのであります。従いまして、この法文を見ましても、なるほど都道府県教育委員会は、文部大臣の承認を得て教育長を任命すると書いてありますけれども、これは文部大臣は都道府県の了解を得て、その府県の教育長を任命すると言いかえても、結果は同じような現象が十分に起り得るのであります。（その通り）と呼ぶ者あり）

また次に、文部大臣の権限の強化というようない問題が先ほど来問題になっておりましたけれども、あの五十二条の措置要求権並びに文部大臣みずから措置することができるといふ、あの強大な権限は四十八条を踏まえて立てておるのであります。四十八条をよくご覧になりましますとおわかりと思ひます。例示的にあげておりますけれども、四十八条というものはきわめて広範な範囲にわたっております。しかも四十八条は、御承知の通り、地方自治法の体裁をそのまま置かえてきておりますので、普通地方公共団体というやうなものを前面に強く出してあります。教育委員会というものは、これに押しやられておることは、これま御承知の通りであります。こういう四十八条を踏まえて五十二条の文部大臣の措置要求権、あるいはみずから措置をすることができるといふこの強大な権限というものが、果して妥当なものであるかどうか、この点につきましては、私もはなはだ疑問に思ふ次第であります。

なお、非常に問題になっております三十三条のこの教材の問題であります。この教材という言葉が法文の中に参りますのは、今までの教育委員会法にもほとんど教材という文字は出ておりません。出ておりますのは、学校教育法の第二十一条に出ております。その学校教育法の第二十一条第二項を讀んでみますと、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができ」と、こう書いてあります。この条文によりまして、教科用図書以外の教材で、有益適切なものと判断をいたし、かつこれを使用する者は一体だれであるかと申しますと、これは社会通念から申しましても、法の解釈から申しましても、これは当然教師であります。教師の教育活動における教材の取捨選択というものは、これは非常に重要なものであります。従いまして、言つてみれば、教育上当然教師の固有権とも思われる教材の使用権、判断権

という権限は、この新法によりまして大きく制約を受けているといふことは、これはどういふことか。さらにいって申しますならば、この法案は学校教育法第二十一条の第二項と抵触をしないかとかさへ思われるものであるといふことを申し上げたいと思ひます。

なお、実際問題として、小中学校ならば、その地方の教育委員会にあるからじめ届け出たり、あるいは承諾を得るといふようなことは、しいてやれば、絶対に不可能だと言ひ切れることはできないかもしれません。非常なむづかしい条件があるとしても、しいてやれといふならば、絶対にできないといふことは、あるいはないかもしれせん。しかしながら高等学校においては、これはできるものじやありません。全県の、遠い所に幾つもある、こういう教材を使ひたい、あゝいう教材を使ひたいといふようなことを、あらかじめ届け出たり、あるいは承諾を得るといふようなことは、まあ非常な時間にもかかるし、金がかかる。事実上はできない、ほとんど不可能に近い、こういうことに相なるのであります。このように考へてみますと、この法案というものを全体的に見ますと、總括して次のようなことが言ひ得ると思ひます。すなわち、この法案には、法の解釈の上から非常な無理がある。他の教育関係法律を見ましても、法体系全体から見ても、そこには非常な自己撞着、あるいは抵触するきらいがある。非常な無理なものがある。言つてみますならば、すつきりした、一つのまとまつた法律としての体裁を欠いておるのではないかと思われる節節がたくさんあります。にもかかわら

ず、これを實際の問題として考えるならば、現場の教育者に対して非常な不信任なような、不安なような気が非常に横溢しておつて、そのためにあらゆるからちからから監視の目を光らせ、教育活動そのものにも大きな制約を加へ、その結果はどうなるか、おそろく生き生きとした教育というものが、今後は行われたい状態に立ち至るのではないかと、これは私は、先ほど来ありましたけれども、単なる杞憂であるとは思ひません。實際自分教育委員会をしておりまして、そうして現場の教育というものをときどき行つて見ております。最近の新しい教育というものは人間を形成するという大きな建前に立つております。どうしてもそこには生き生きとした創意工夫がなくちゃならない。生き生きとした創意工夫というものはある自由が与えられるところのみ発生するものであります。そういう自由の制限をするといふやうなゼスチュアが至るところにこの法案では見えております。従いまして、私はこの法案に対しては、根本的に言つて、現行法の精神を根底から抹殺しているといふ点が一点。

第二には、この法自体百歩を譲つて精細に逐条的にこまかく見てみると、非常ないろいろな無理がある。しかも教育の効果は減殺されるきらいだけが残る。そういう意味においてこの法律は趣旨としては私は賛成できない。以上をこの法律については申し上げたいと思ひます。

もう一点申し上げたい点がございす。これは先ほど上原先生も少しくお触れになつたわけでありすが、私並びに私どもの仲間である長野県教育

公選にあらざればこれが熱情が起らないということは、私はすべての日本の国民の意思であるとは私は受け取れません。が、公述人はやはりすべての日本人が将来にこの法案ができて、この委員会がこの形においていた場合に、今までの熱情が起らないという御

います。
○公述人(池上隆祐君) 任命制になればなつても、教育の使命は重大だから情熱を持つてというような御議論であります。御議論としてはごもっともだと

思います。しかしながら、教育委員というものがほんとうに情熱を持って実際に、現実には仕事をするには、教育委員だけが立ちあちをしても仕事はできるものではありません。それを選んできた自治体の住民とともに苦難の道を通り抜くというのでなければ、実態

問題として出てくるものではない。私は自分自身の体験からいいたしまして、直接公選であるがゆえに住民は教育に対していろいろの要求をして参ります。それに対して、財政が許しませんとか、そう言われても、こうだあ

だというふういろいろな話し合いをしてきました。住民たちは自分たちの、われらの教育委員だという考えを持っておりますので、こちらの苦もこちらの努力もともに分か合ってくれという形になるのであります。で、国民の

教育行政の参画の道を開くということ
は、そこに非常な大きな意義があるの
であります。その国民の教育行政への
参加というものの門を開きしておい
て、その中で任命されたものだけがい
かに熱心になろうとも、どうしても国

民の教育に対する関心というものは今

日より後退することはこれはもう火を見るよりも明らかであります。で、相手がそうになったときに教育委員だけが大きい真剣になってみても実効が上らない。上らなければ教育委員も自然にお役目式なものになる。もともと首長の任命したものであって、首長に対する責任さといばいいのだと、しかもこの法案を全体を通じてこまかくお読み下されば、現行法の教育委員の持つておる権限というものと比較にならぬほど縮小を受けております。こういうあらゆるものを閉ざしておいて、そうして今までと同じようにやれ、それが使命ではないかと云えば、それは一つのみま理論としては成り立つかもしれないが、実際にはそういうふうにはならぬということを申し上げておきます。

○笹森順造君 ただいまの点は議論になりますから、この上お尋ねはいたしません。

次にお尋ねしたいのは、今度の新しい法案によって指導主事は上司の命令を受ける——「上司の命を受け」と書いてありますが、この点に對していろいろ御異論があったように伺ったのでありますけれども、現在の教育委員会法においても教育委員会のもとに事務局がある、そこに教育長が働いておる。しかもその教育長というものはやはり教育委員会の指揮を受けるということがあるので、根本的な違いでない。今のこの何でありまして、やはり指揮を受けてやっていると、これがこの上司の命を受けるといふことと全く違ふのだという御觀察はどういうことか起ってくるか、御説明願いたいと思います。

○公述人(池上隆祐君) お答えします。笹森先生は「上司の命を受け」ということだけをお読みになっておる。これは「上司の命を受け」云々とありまして、そうして専門的事項の指導に関する事務に従事するために……、しるにこれは指揮監督権までここにはあるんです。ところが現行法では、指導助言はしてもいいけれども、指揮監督はしてはいけないというふうな禁止されておるのです。その点が違ふんです。(その通り)と呼ぶ者あり)

○笹森順造君 それは現行法の五十二条の三をらんを願います。教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、明確に書いておる点についてお尋ねです。そこをもう一べん御説明をお願いします。

○公述人(池上隆祐君) 指導主事とおっしゃられたものですから、指導主事の事を申し上げました。

○笹森順造君 それではもう一べん徹底して申し上げましょう。つまり私の申し上げたのは、これは皆専門家だから私はこまかく内容を申し上げなかつたのでありますけれども、つまり委員会というものがあつて、そこに委員会の仕事がある、御案内の通りたくさんございまして、何を委員会で行うかは、現行法の四十九条にこまかく書いてあります。そしてこの委員会がやるべき仕事につきましても、事務局を設けておる。この事務局を設けておつて、そこに教育長というものがあつて、その下に事務をつかさどる者といつたしましていろいろな主事がそこにある。その主事には指導主事もあれば、事務職員もあれば、技術職員もある、こういうことにまゐつておられます。従つて、その

事務局の仕事は、全部これは委員会の決議による指揮命令のもとにあつてやべきものではないかというふうな、ここに明確にそういう指揮監督というものはあるのに、この「上司の命を受け」といふことと非常に違ふと言つて、今その点を申し上げたので、そこまで申し上げれば返事が明確にできると思ひますので、お答えをお願いいたします。

○公述人(池上隆祐君) 行政法規として、上司の命を受けるというものは、これは当然です。しかしながら、指導主事というものは現場の教育を見に行つてそれに指導助言をするものであるべきものであつて、行政の全体の系列の問題と指導主事の事業そのものとは別個なものなんです。それを行政の一つの指揮命令権というふうなもので指導主事の仕事中まで割り切つておることがおかしいと言つてお尋ねしたいと思ひますが、新しい法案が非常に非民主的で現行法と違つておるといふことをお述べになりましたものの中に、第十六条の任命権者と承認を与える者とのことについての御表示がありました。これは逆に公述人は、この承認を与える文部大臣がむしろ任命して、そして今度は都道府県の教育委員会がこれを承認すると言つても差しつかえないというふうなことを申されましたが、これは非常に行き過ぎの言葉だと思ひます。私は、あくまで任命権者は任命権者であり、これに承認を与える者は承認を与える者である。承認を与えるければ、任命権者はまた別の者を考えるのであつて、さっきの御発言は、あれで適當なものとは私は響かなかつたのであります。これは表現が強過ぎ

たのではないかというのを疑ひますので、その点をばつきりもう一度伺ひたいと思ひます。

○公述人(池上隆祐君) よくわかりました。これは実際に教育行政の責任を負わされて、この責任遂行の任に當つた体験がありませんと、文字通りに解釈なさるはまずです。御無理はありませぬ。しかしながら、実際に教育行政の任に當つた者から言いますと、私の言うことが事実なんです。たとえば、現行の義務教育費国庫負担法のできる前の旧負担法がありましたあの時分は、文部省が何々県の小中学校の先生を何人というふうな割り当てたのです。従いまして、各県では教員の数が足りないものでありますから、文部省のその割当をする専任の主管の課長のところから全国から日参をしております。その場合に、文部省に何か足がかり、手がかりがあればよいがなあと云々、これは、だれしも考えたところなんです。こういうことがつい最近まであつた。従いまして、文部省の受けがよいとか、文部省へ行けば古巣であつて顔なじみが多いとか、そういう人は割合にうまくつながらうというふうな都道府県の教育委員会側が考えるのは、これはいかにも自然の成り行きである。しかも、日本人の現在の民主化の程度は決して高いものではない。のみならず、官尊民卑の思想といふものは、これはなかなかぬぐい去ることのできないものです。こういう現実の事実を基礎にいたしまして、われわれの体験するところを率直に申し上げると、結果においてこういうふうな結局においてなるものだといふことを申し上げる。(拍手)

○笹森順造君 それは、ただいまのお話はお話として承りますが、次にお尋ねしたいと思ひますのは、先ほど来この法案に反對をなさる方々の御意見は大体この政府に対するところの不信、国家罪惡の思想から出た考案の考案の考案。つまり、文部大臣がそこに出てきていろいろと、あるいは指揮をとるか監督をするとかいふことは非常に困ることだ、こういう思想がすべての反対者の方々の心の中に流れておるようによろこばれる。私どもはその点については、過去においてはそうであつたかもしれない。また、事実そういうようなことも私も体験したこともあります。しかしながら、現在の民主日本、日本の民主主義の教育の姿に對するわれわれの期待と熱情は、それではならないと、そうでないものであるべきだと、これが私は、総理大臣にせよ、あるいは文部大臣にせよ、すべての公務員の心得ていなければならぬ、それに合わないようなお考えで、これに反對する言ひ方がずいぶんあつたと思ひます。ところで、私はその考えは、まあ皆さん方の認識と私の認識及び日本の将来に對するところの期待及び熱情とは違つておるかもしれないから、それはあえてお答えを願ひませんが、つまり私どもの考え方は、そういう熱情を持つところの日本の行政の責任にある者、公選によつてできた者を、さらにまた議會で選んだ総理大臣、それらの者を中心としてやつておるところの国家的責任、文教の責任を文部大臣がとるといふことは、私はぜひ必要なことではないかと、そこで先ほど公述人のお話になりました日本の教育の實態を地方的に

ながめてみると、いろいろバランスを必要とする、でこぼこはすいぶんある、こういうことを仰せになった。私もそれはそのように思う。このでこぼこのあるところの、及ばないところのこれらのものを、どうしてもある水準に上げてゆかなければならない。これは地方だけにまかしておけばなかなかできない、こういう意味で、全体的に有機的に国の教育というものを考えたその地位にあつて、視野を広げて、実際にその問題を処理し得るところの文部大臣がここに出てきて、そうしてこの足りないところを親切丁寧に補うということが、この法案を通しての精神でなければならぬ。その理解があつてこそこの法律というものを私は考えるのだが、これに対して、やはり依然として国家政府罪惡觀の思想に立つてこれを批判されるとしたならば、どうも私もその点についてしっかりとしないところがありますので、根本的な問題に加えて、今の地方の教育の変わったところの、でこぼこの水準を上げるということのために、国がもつと力を入れるのだ、それがために、あるいは知事の任命権のようなものが要なのだ、あるいは教育の実際のこともある程度親切丁寧に、民主化のために力を入れる方がいいのじゃないかというところがあつた方がいいのじゃないかという気がするので、その点に対してお尋ねいたします。

○公述人(池上隆祐君) 教育というものの本質からいまして、教育というものが一般行政と異なるということ、をまず十分に理解してかからなければならぬ。この点については、先ほどの上原先生のお説と全く私は同じ意見

を持つております。それからそういう考えからいまして、教育というものをすくなく健全に成長させるためには、教育の行政の独立というものを期さなければならぬ。そういうふうな考え方が一方にありますと同時に、他方日本の民主化の現在の段階というものがどの程度のものであるかということについては、これはわれわれは率直に事実を認めてからなければならぬ。決して私どもは国家罪惡觀だとかいうような、そういうへんばな、固陋な考え方はなしに、すなおな気持で、今後の日本の教育と現在の日本の民主化の段階というものをから考えまして、現行の制度は完全無欠ではないにせよ、この方が、これでしばらくゆく方がいい。そういう際に、先ほど来幾たびも繰り返される善意を信じるといいますけれども、これはあくまでも個人間の話で、人間の個人のつき合いにおきましては、あくまでも相手のグッド・ウィルというものを信頼してかかるということとは非常に大切なことであります。

しかしながら、これは制度の問題である。個人間のグッド・ウィルという問題ではないのです。この点はどうか一つ私どもの心持を非常なへんばなものであるとお考えにならずに、制度の問題として考えたときに、文部大臣というところに非常な強大な権限を持たせるといふことがいいか悪いかということとは、教育の本質、また日本の現在の民主化の程度というふうなものを考えた上で、今後の教育行政はどうあるべきかというふうな点をお考えのときには、制度として文部大臣の権限を非常に強化すればいいというふうなふうには、私は結論としてはもつてゆけない

と、そこに非常な疑いを持たざるを得ないと考えます。

なお、私は先ほど申し上げましたことは、地方と中央との間に調和のとれた一つの権限があることが望ましいといつたわけでありまして、地方の町村間にアンバランスがあるということ、を申したわけではないのです。私は地方自治というものをものと日本の国ではもう少し重大に考えてほしい、そうして地方というものを、地方を生かしますせんといふと、国家の基礎というものは非常に脆弱なものになるのです。地方自治こそは民主主義の母であるといふことわざまである、こういう地方自治というものを非常に大事に考えるという考え方が、従来日本には非常に希薄であつた。その証拠には、先ほど申した通り、せつかくの明治二十二年の自治制というものが四十四年の改正で根本的に書き直されてきた、その明治四十四年から二十二年またたつたのが昭和の初頭である。そのときにどういう現象が事実として起つたか、歴史的な事実を証拠にいたしまして、今日ほど地方というものを重大視して考えなければならぬときはない。この地方というものを考えてくれば、この地方制度というもののあり方というものは、当然また別な考え方をしなければならぬ。この地方制度のあり方と教育行政のあり方とは密接不可分の関係にある、こういうことを申し上げておるわけでありまして、私はこの法案ではそれであるのかかわらず、都道府県の教育委員会の権限を圧縮したり、あるいは住民の直接教育行政参加の道をふさいでしまつたりしておいて、一方文部大臣の権力を増大しておきながら、そ

れでも大臣のグッド・ウィルを信じてゆけばいいじゃないかというお説には、制度論として何としても承服できないといふことを申し上げておるのであります。

○田中啓一君 まことに適切な御議論でありまして、ありがとうございます。遠いものでありますから、最初の時分におっしゃつたことを聞き漏らしただかと思ひますが、現行教育委員会制度が実施された際に、教育刷新委員会の建議の意見がこれこれ、こうおっしゃつたわけですが、実施だけではなしに、輸入するとか何かそんな言葉があつたように思ひますが、移入でございましたか。

○公述人(池上隆祐君) 輸入です。

○田中啓一君 インポートという意味でございますか。

○公述人(池上隆祐君) そうです。

○田中啓一君 そうすると、教育委員会制度は輸入品なりという、まず御判断でございますか。

○公述人(池上隆祐君) その通りです。

○田中啓一君 ありがとうございます。それから次に、上原先生も、池上さんの午後の御公述でいろいろお話があるというところで、よく聞けとおっしゃつておりました。上原先生の方では、現行の教育委員会法と今度の新法案とを比べてみると、今度の新法案は行き届いた、体裁の整つた法律だと、こういうお話でございます。(都合のいいところだけ耳に入つておる)と呼ぶ者あり)今お話を伺いますと、新法の体系は全体から見て無理ありということ、これはまた整うておらぬ、大いに中

に混乱その他矛盾撞着ありということではないかと思ひますが、その辺はどういうことになりましようか、これをまずお聞きしたい。

○公述人(池上隆祐君) 上原先生の公述について、私も聞いておりましたけれども、上原先生は、この新法は文部大臣を長として非常に行き届いたといふのは、そういう形になつておるといつたわけでありまして、それに対して価値判断として、だからいいとか悪いとか言つてはおられなかつたのであります。私はこの上原先生とは全然別個な立場でこの法案を逐条的にこまかくみましたし、また他の関係法律、現在ある関係法律の全体系からいろいろみましたし、また現実実際にこれが通つた場合の、執行された場合の起つてくるいろいろの具体的事実、こういうふうなものを考えてみまして、そうしてみますと、この法律は非常に解釈に無理を生ずるようなところがあつたり、自己矛盾があつたり、あるいは他の法律と抵触しはしないかと思はれる節も相当たくさんある。非常にこれは無理な法律であつて、まともな一つのある目的、この目的をちゃんとして、そこに整然とした一つのものというふうな、しかも現在ある法律の全体系の中にびしゃつとすなわに当てはまるものではない、こういうことを申したのであります。

○田中啓一君 現在でございます憲法並びに全法律体系からみましますと、私はよく当てはまつておるよに思ひますのでございませうけれども、それはもうせつかく公述者の御意見を伺つておるのでございませうから、それを論ずるわけに参らないのでございませうが、そ

こで今この本法律の反対の理由として、一つは今の法体系全体から見て混乱、矛盾、無理ありとこういうことと、もう一つは現行法の精神、しかも教育行政の組織運営法を作る以上は、どうしてもその精神は出さなければならぬものを、その精神を捨ててしまつておる、これがいかぬのだ、これはおそろしく体裁論よりもっと強い論拠のように伺いました。そこでなぜそうおっしゃるかと思つて伺つておりますと、現行法の第一条には、教育基本法をそのまゝ引いて、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行わなければならない、こういう文言がございますのを、それを取つてしまつた。だから精神はなくなつたじゃないか、かようにお話してございますけれども、私も教育基本法と別な規定を作つておるのでございまして、それから、これはもう御承知のように、憲法の次には教育を律するものは教育基本法であることは今日何として疑うべからざるものなのです。でありますから、直接文言を引かないところで、教育基本法各条を受けてこの法律ができておることは、もう法体系から見まして、きわめて私は明白なことだと思つてあります。でございまして、法体系全体から見まして、今度の法律にその文言を引いておらぬから、その精神は抹殺したのだ、こういうふうにお断じになることは、どうも私には了承できないのでございまして、御見解を伺いたい。

○公述人(池上隆祐君) 法体系と申し上げましたのは、憲法とか教育基本法ばかりではありません。もとより憲法や教育基本法に抵触しておつては大へ

んです。そうではなくて、もっと立法技術的に申しますと、非常にたくさんな法令があります。これらの全体を、何十というものを渉猟してみますと、そこに非常な無理がある。たとえば先ほど引例しました学校教育法第二十一条に第二項ですか、それとこの新法の三十三条というふうなものを比較してみますと、そこに法解釈の上に何かわれわれが割り切れない、すつきりしないものがあります。これはほんの一例であります。私は法律の専門家でありませんので、ここではあまり細かいことは申し上げませんが、私の知る範囲でも相当無理なところがあります。そういう意味で、法体系という言葉を使つたわけでありまして、それから、その現行の教育委員会法の精神を抹殺しておるということ、これは単なる紙の上に書いた抽象的形容詞的な表現で御理解を願いたくない。私は現行の教育委員会法第一条は、単にお題目を唱えておるのではない。二つのりつばな目的を立てて、その第一条を受けているからこそ教育委員の公選制というものが必然的に出てきている。それを現行法では当然のこととして規定しておる。また教育行政と一般行政との分離ということ、当然あれから出てこなければならぬ。またそれを受けて現行の教育委員会に対して予算の原案、あるいは条例案の発議権を認めておる。こういうことは、この新法では、直接公選制を抹殺しておる。また予算の問題、あるいは条例案の発議権は全然首長の手に移されておる。中身が具体的に違つておるのです。決して、単に抽象的な言葉の表現の上で精神と申しますと、いかにも抽象的であ

りますけれども、私はそういう抽象的な意味ではなくて、具体的な、この新法の法案を一つ一つに當つてみて、それを要約すれば現行法の精神を抹殺しているという結論に簡単に言えなば、こういうことを申し上げたのです。

○田中啓一君 意見にわたることは申し上げませんが、ただいま「不当な支配に服することなく」ということとか、一般行政と教育行政とを分離してということが出てくるのだ、今度は大分分離というのが、一般行政と教育行政との調和とか統一とかいうことを企図したために薄れて、従つて不当な支配に服することになるおそれがあるのだ、こういうようなまあ御意見があつたように思いますが、そもそも私は教育基本法なり、現行の教育委員会法に「不当な支配に服することなく」ということは、私は正当にでき上つておりますところの政治なり行政権なりに服していくことをもつて「不当な支配に服することなく」と教育基本法にうたつたものとはどうしても思われません。これはもう先ほどからもいろいろおっしゃるうちに、たとえば教育について、一般教育については、責任のない軍部が無理々々に口を出すとか、極左の団体が出すとか、極右の団体が出すとか、あるいはボスが出すとか、そういうことであらうと、これは考えておるのであります。教育委員会といふものは、やはりあれで、でき上りましたものは一つの行政権力でございまして、これに服するのは当然のことだと思つておられます。でありますから、どうもあそこから一般行政と教育行政との分離が論理的に必然的に出てくる

とは私は考えませんのでございまして、どうもそこところよくわかりませんでございまして、なお一つ伺いたいと思つた。

○公述人(池上隆祐君) それは教育が、教育といふものの本質から考えますと、繰り返して申し上げますが、教育といふものの本質からすれば、一般の行政と教育行政とは違つておるのであります。それは具体的に非常に違つたものが出てきますけれども、その中で一番われわれが考慮しなければならぬのは、教育が不当な支配から常に守られなければならない。それはなせかという、教育が政治の手段としてこれを使われる。これに使われるとか、あるいは政争の具に供されるとかいうようなことは非常に困るわけなんです。そういう大きな問題ばかりでなしに、日常のささいなことであっても、たとえば教員の人事等におきましては、情実採用というやうなことを非常にいろいろ言つてきたり、ある特定の人の感情的な憎しみから、あの教員を首切れというやうなことは從來あつたのです。そのために教育者は地方の有力者といふものに対してずいぶん卑屈にされてきております。またそればかりじゃなくて、官の力、官僚の方からの命令の力、これによつてずいぶん役義道なことを言われてきて、それに対してレジスタンスをしなればならぬなかつたというやうな事実は枚挙にいとまがない。私の県の事実なんか申しましても、長野県は今日皆様からおほめにあずかつておりますけれども、実にそれに至るまでの間に七十年という長い苦闘の歴史を経てきております。その中にはレジスタンスの極点に達し

て、ついに鉄道往生をして抗議している先生もおります。七十年の歴史はまさに血をもつて色どられた歴史であります。これは何のためか、古い言葉で申せば教権の確立のためであります。言いかえれば、教育が不当な支配から常に守られなければならないという本気な努力の一つの現われであります。こういうふうな七十年や七十年や参りましたので、世の中が民主主義と願ひだした分には、私の県では民主主義といふものが別に珍らしいものではなかつた、教育の民主化といふものが決して珍しいものではなかつた、当然来るべきものが来たという氣持でおつたのです。それにもかかわらず、終戦の直後実はあるボスの感情からして何でもない校長が知事によつて首を切られていたという事実があります。これに對して現行の教育委員会法によれば、複数人による合議制の執行機関であります。一人の人間がいかに憎しみをもちて人事を左右しようと思つても、多数の人たちの前ではそういうことは言えない、ここに合議制の執行機関といふものの妙味があり、ここに一派や個人の感情に偏しない妙味がある。今日われわれが考えられる範囲内ではいろいろ考へてみても、教育の政治的中立性を守らしめたり、あるいは教員の自主性を確保して不当なる支配からこれを守ろうとするには、やはり直接公選による合議制の執行機関、すなわち行政委員会制度、これは日本には今まではなかつた、先ほど申し上げました通りアメリカから輸入したものであるに相違ありません。しかしながらアメリカから輸入したものであらうが何であらうが、日本の短を補つてくれるものな

憾の意を表しておる次第でござい
ます。そこで私どもあなたの方の会からい
ただいた資料の中に、あなたの方の代表
がこの法案を提案するに当って、どう
してその意見を十分聞かないか、こう
いうふうに文部大臣にただしたところ
が、文部大臣はあなたの方に聞くぐらい
ならば中央教育審議会に諮問します
よ、こういふと、そういうプリント

には十分この法律案を出すに當つて世論を聴取するという雅量がなかつたのではないかという点が一点と、それからその当時あなたの方のこの会の名前によつてわれわれは書類を受け取つたわけですが、その中に、教育委員会法を改正するときに教育委員に相談することとは、監獄法を改正するときに囚人と協議するようなものだとか、かういふ言つたといふことをプリントしていただいたわけですからよろしゅうございませう。そこで参議院の予算委員会の審議の段階にこれを大臣にただして、そ

初はないと言つておつたが、あとで、最
こういわれわれの質疑に對して、最
いや、これはないことにしてあると、
そうして相手が、ことに国權の最高機
関であるところの予算委員會で、速記
をつけて、どうもあのときは相手は酒
氣を帯びておつたようだと、こういう
何で、酒氣という言葉は速記に残つて
おります。ともかく、しかししないこと
になつたのだが、今度は文教委員會に
おいて審議の段階に入りましたところ
が、一切否定して何もこれはないのだ
と、こう文部大臣は発言されているの
です。そこで私は文部大臣の世論に對

う発言があつたかというところは、きわめてこれは重大なことであり、あなたの方からいただいた書類と文部大臣の言とをいふ食ひ違つてゐるから、少くとも全国道府県教育委員会協議会というところは公けの団体であるから、われわれは正式にこういう陳情をいただいている以上、これをばつきりしなければならぬ。そこで従つてその代表を国会にお呼びしてはつきりすべきだということを私は発言をいたしました。で、委員長・理事懇談会で御協議願ひました。ところが不幸にして各会派の意見がまとまらなかつたためにお呼びすることができなかつた。ところが本日われわれの公述人としておいでになつた教育委員会関係はあなただけです。しかもあなたはこの全国道府県教育委員会協議会の構成メンバーであり、しかも非常に重要な役員であるとお承りなされたので、私は承るのをごさいます。一体そういう事実があつたのかどうかというところ。実際なかつたとして、少くとも私たちにこういう書類をあなたの方の会の名前で出した以上は、あれは誤まりであつたと、何とか陳謝の意を表明されてしかるべきだと思つたのです。私は平素からあなたの方の会からいろいろと資料なり、また日本の教育に関するところの識見豊かな資料をいただいていることは非常にありがたく思つております。その点については常に敬意と感謝の意を表しておるわけですが、これに関する限り、これを出して放しではならぬと思つたのです。あつたのかどうか。そうして果して相手の人が酒気を帯びておつたのか帯びていなかったのか。ともかく酒

気を帯びておつたというところは速記録に残つておりますから、全国道府県教育委員会協議会の名譽のために明瞭にしなければならぬと思つた。私は特に招致して明確にしたいのですが、いとうことを要望したのでありますが、これができなかつたので、この席でお伺ひするより機会がないのですから、簡単によろしくうごさいますから、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○公述人(池上隆祐君) お答えいたします。本法案の作成の前に、現文部大臣である清瀬文部大臣と話し合ひをする機会を申し込んだわけでありまして、私も、その機会が残念ながら与えられなかつたという点は事実であります。これは少し余談になりますが、私も、松村前文部大臣はいずれ十分に相談しよう、またこれは国会に提出する前に中教審にも必ずかけると言われまして、大連文部大臣も同じようなことを言われました。ところが清瀬文部大臣の代になりましたら、どういふものか、こちらから懇談の機会をお願ひいたしましたけれども、残念ながらその機会が与えられなかつたというところは事実であります。

○委員(加賀山之雄君) 次に伊部政一君から公述をいただくことにいたしますが、前もって申し上げておきますが、伊部先生はどうしても六時までに御帰宅にならなければならぬ所用を御控へておられますやうでございます。そのおつもりでどうぞお願いいたします。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 次は伊部政一君から公述をいただくことにいたしますが、前もって申し上げておきますが、伊部先生はどうしても六時までに御帰宅にならなければならぬ所用を御控へておられますやうでございます。そのおつもりでどうぞお願いいたします。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもちまして、池上公述人に対する質疑は終了するにいたします。どうもありがとうございました。

自由が認められておるにせよ、教育界において、たとえば「チャタレイ夫人の恋人」とか「太陽の季節」、ああいうようなものを認めていいか。少年、児童の教育の中で、やはりこういう点については国家的立場から教育の自由というものを制約していかねばならない、こういうふうには私は考えます。こういうような民族的、国家的な秩序というものがまだ確立されない今日の教育状態、そういうところにつけ込んで、今日特定の政治的立場を教育に持ち込むところの運動が行われておる、教育界を混乱に陥れようとしておるのである。今日の教育委員会、現状のこの教育委員会制度の弱点を利用して、教育界の無政府状態をついて、客共的、破壊的な行動が今日の日本に猛威をたくましくしておるのであるというふうに私は考えます。これは私一個の国民的感情と申しますか、こういう立場から申し上げておることではありましようが、私自身は、やはり教育界というものは、階級的利益に奉仕するものではない、あるいは個人々の利益、権益に奉仕するようなものであってはならない、国民的利益に奉仕するようなものたるべきである。国民的利益は、個人的利益や階級的利益に優先しなければならぬ、もとより階級的利益、個人的利益というものも尊重しなければならぬけれども、それ以上に国民的利益ないしは民族的利益というものがこれらに優先すべきである、こういう観点で日本の教育というものを今後再編成していかなければならないと思うのであります。そうでない、ある特定国の思想が、先ほど申し上げましたように、猛威をふるい、特定

国の思想の支配下に置かれる。日本は国民的基礎、教育の基礎である精神的基礎としての教育が植民地化されていく。私は今日の日本は精神的に植民地化されている面が、非常に教育界に多いというのを嘆いておる一人であります。私はそういう意味において今日国民的自覚というものを強調したい、そうして教育の確立と申ししても、これはやはり国民的基礎の確立でなければならぬと考えるのであります。私は今般の法案に対して幾多の大学学長ないしは教授がこれに反対意見を述べていることをも知っております。しかしながら、われわれの立場に立つ数百あるいは数千をこえる心ある教授のいることを皆様方に申し上げたいと思うのであります。なるほど宣伝はしておらないでしよう。表面には出ておらないでしよう。しかし、こういう立場の教授がわが日本にまだたくさんあるということを実はここで申し上げたかったのであります。私個人は経済学の専門の者でありまして、教育に関する知識をここで披瀝するには不十分である、しかし、私はこういう心ある学者、大学教授が多数あることをこの際ここで強調しておきたい、こう考えまして、あえて非才を省みず今席に参りました。

実は二時間ほど前に参りまして、長い間待つておりました。もう当然私の終了時間くらいに考えておりました、万やむを得ざる約束がございまして、残念ながら、今日私の申し上げるところの言葉を非常にはしょってしまつたのでございますけれども、これをもちまして私の意図するところをお

く取り願いたいと存するのでござい

ます。

【委員長退席、理事吉田萬次君着席】

○荒木正三郎君 私はただいま伊部さんのお話を聞きまして、非常に意外の感に打たれておるのであります。ただいまのお話の中に、教育は無政府状態にひとしいような状態にあるというお話がございました。これは私は非常なお言葉であると思つておるのであります。教育に對しましては、教育委員会が御承知の通りでございます、教育行政については責任をもつてやつておるのでございまして、さらに、学校には教師がおりまして、その教師は責任をもつて教育に當つておるのであります。また、父兄もPTAを組織して、学校の先生と協議をしながら子供の教育を進めておるのであります。どこに今の日本に無政府状態にひとしいような状態があるか、これは私はこの言葉はゆるしい言葉であると思つて、聞き捨てにならない言葉である。何かある意図をもつてやつておるのじゃないかというふうな感じさを持つのであります。そこでどこにそういう状態があるか、まず第一点お伺いいたします。

○公述人(伊部政一君) 教育基本法の第十条でございますが、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」というのがございまして、私は教育は私の見解からいたしますならば、さきほど申し上げましたように、国民的自覚という点に立つてそうして国民的基礎に立つて行われなければならぬ、各地方々々で個々ばらばらに行われるのであつてはならない

と、それから「教育は、不当な支配に服することなく」という言葉がありまして、むしろ今日はたまたま日教組の一時早退とか、こういうようなかえつて全国的団結の日教組は文部省の意図に反していろいろな行動をとつておる。こういうことは私は国民的な立場に立つて見るときには、かなり無政府的な状態があるものと私自身はそういう意見を持つております。全部がことごとく無政府とはいきません。私は無政府的な面が非常に多いということを遺憾に思つて、こう申ししたわけであり

ます。

○荒木正三郎君 個々ばらばらの教育というお話がございましたが、現在教育に對して非常に大事な教科書は文部大臣が検定をしてきめておるのであります。さらにどういふふうにしてこれらの内容を教えるかということについては、先ほどからお話がありましたように文部省において指導要領、これが全国一律にいつておるわけでありま

す。これを中心にして教育が行われておるのであつて、個々ばらばらの教育が行われておることとは考えられ

ないのです。もし、大阪でやつておる教育と東京でやつておる教育とが非常に隔たりがあるというならば、そのことを私は御説明いたしたいと思ひます。少くとも私どもの見るところでは、それは地方によつて地方の実情に即するやうな考慮が払われておりま

す。これは当然のことでありまして、し

かし、大綱においてはそう変化のないように定められておるのであります。個々ばらばらの教育などということとは考え得られないことだと思ひます。この点を私はどういふ理由でおつ

ことであります。「議事進行」と呼ぶ者あり）それで私はともかく各市町村において、それぞれ特殊の教育方法をやつておる、全国的国民的統一というものが無いと私は考えております。それから次に日教組の問題でございませうけれども、ともかくあの日教組は一つの共産主義というものを（笑聲）中心に動いております。たとえばソ連の悪いことなんか一つも言っていない。ああいう団体が日本に横行しておるじゃありませんか。「議事進行」「議事進行」と言つても質問があるじゃないか」と呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） まだ答弁中ですから。

○公述人（伊部政一君） 国民的な自覚、国民的な基礎に立つた自覚なんというものは、全然ない私は考えております。「議事進行」質問が横行されておるのに議事進行もないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） いや、議事進行だからお許しいたします。

○田中啓一君 けさほど矢嶋君から議事進行について御発言がありました、せつかく公述に來ていただきました方たちに對して、詰問的な態度はお互いにやめようじゃないか、私はまことに適切なお言葉であらうと思う。しかし今押聴しておりますという、どうもやはりこれは詰問的に聞える。でありますから、「傍聴者黙っていなさい、委員長傍聴者を整理しなさい」と呼ぶ者あり）発言中。（君以上に問題じゃないか、傍聴者がヤジつておるじゃないか、大きな声を出すな、傍聴者がヤジつておるのに御士何をしておるのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） 傍聴者御発言を禁止いたします。（ヤジつておるじゃないか、退場を命じなさい」と呼ぶ者あり）

○田中啓一君 ですから、お互に一つ端かに疑義を御質問申し上げるようにお取り計らいを希望する次第であります。

○荒木正三郎君 それではその次の問題といたしまして、日教組に対する御意見がございました。これにつきましてもお尋ねをいたしましたと思いますが、先ほどお話しの中に、日教組は教育界を混乱に陥れるようなことをやつておる、教育委員会の弱点につけ込んで容共的、革命的な勢力をふるつておる、さらにたゞいまは日教組は共産主義を信奉してやつておるということでございます。これは全国の五十万の教育に従事しておる人々が作つておる団体であります。従つてこれはこのまま私が質問しないで黙過するということとは、非常に重大な影響を私は与えると思ひますので、この点は明らかにしておきたいと思ひます。日教組が共産主義を信奉しておるということ、私は実は初めて聞いた言葉であります。私も、伊部さんは御存じであるかどうか知りませんが、初代の日教組の委員長をいたしておりました。日教組結成以來これに關係をいたしておる一人であります。そうして今日といえども若干の知識を持つておるつもりでございますが、日教組が容共的な考えを持つておるというようなことは、いまだかつて私の知らないところであります。また、教育委員会の弱点につけ込んで革命的な猛威をふるつておるというところは夢にも考えられないところ

でございます。もちろん日教組のいろいろの運動が何人をも満足せしめるようなそういう行動をしておるというふうには、とうてい参らないかもしれません。しかし、今日日教組は日本の教育の危機を救うために非常な努力をしておるというところは、私は認めなければならぬと思ひます。それを共産主義の思想を信奉して、そうして革命的な行動をしておるということとは、あまりにも私は事実を無視した御意見であるように思ひますので、もし言い過ぎであるとお考えになれば訂正していただくし、そうでなければ、やはりこの際なぜそういうふうに判断せられたか、それらの資料をお示し願つて明らかにしていただきたいと思ひます。何せ、先ほど申しましたように全国の教職員をもつて組織されておる団体であり、しかも子供の教育に携つておる人々の団体という点において、軽々な判断は許されないと、特に私は感じますので、この点は明白にしていただきたいと思ひのであります。

○公述人（伊部政一君） 先ほど、今の質問の前に、教科書の問題も持ち出されになりましたが、私は憂うべき教科書という、ああいう問題からでも言うべきことがあると思つております。と、とにかく日教組が容共的であるという考え方は、今日私は捨てておりません。もしそうでなければ、今日の日教組の幹部の何人でもよろしい、われわれは共産主義に反対である。そして今日の日本のいわゆる共産主義に反対の立場の人々、ないしはそういう制度をこきおろすばかりでなく、今日のわれわれの立場と協力し得る、そうして共

産主義には反対だということを、幹部の一人でも言える人があるならば、私は私の今まで考えておる考え方を改むるにやぶさかではありません。

○荒木正三郎君 私はこの問題について伊部さんとこれ以上論争しようとは思ひませんが、この際私は伊部さんにもお願いをしておきたいと思ひます。日教組の幹部とも、ときどき御懇談をいたしたい、どういう考えを持つておるか、直接一つ御承知をいただきたいと思ひます。そうすればおのずからそういう極端な考えを持つておらないかということを知ることができると信じます。

○矢嶋三義君 簡単に伺いますが、最近こういう意見があるのをごさいます。公述人、どういふ御見解か、この際承知したいと思ひます。それはこの私学に對して文部省なり、さらに地方にある高等学校以下の私学に對して、教育委員会なり、あるいは知事、いわば官制ですが、そういう方面からの私学への発言権というものが非常に薄い、従つて私学にそういう方面からの関与力を強めるべきである、こういう意見、並びに一つの私学の経営を能率化するために、経営者の権限をもう少し強めていくべきじゃないか、こういう意見があるわけですが、こういう意見に對して、公述人はどういふ御所見を持つていらつしやいますか、お願いをいたしたいと思ひます。

○公述人（伊部政一君） 私は今日大学に教職を持つておる者でありますので、大学のことは私は自身はつきりした見解を表示することができません。私は各大学においては、経営者の経営権及び教授の教権、この教権と経営権

が両立していく体制を考えており、それが可能である、こういう方針で、私学、この場合は私立大学であります、私立大学を運営することができ、こう思つております。これは大学に關するところで、私自身中学、小学、高等学校という体験を持つておりませんので、その点についてははつきりしたお答えを今ここで出すことはお許し願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 文部省の大学に對する関与権については……。

○公述人（伊部政一君） これは大学で……、これは私立大学ですか、官立大学ですか。

○矢嶋三義君 私立大学。

○公述人（伊部政一君） 私はね、私立大学は特殊の立場にありますから、私立大学の経営権というものは、当然に確立しなければならぬと思つております。教権と経営権とは別でありますけれども……。

○矢嶋三義君 もう一つ伺つて、さにもう一回伺つていただきたいのですが、それは先ほど來あなたのお公述の中に、さかんに無政府状態という言葉をあつたわけですが、従つて公述によりますと、この法案が成立すれば、今のこの日本の教育の無政府状態は、相当程度に解消するといふお考えのもとに公述されておりますが、この法案のですね、どういふところで今のあなたが無政府状態とお考えになつていらつしやる面が解消されるように、この法案を説いていらつしやるか。一、二の例でよろしうございますから、お答え願ひたいと思ひます。

○公述人（伊部政一君） 私は今般の法案を見ますと、文部大臣が全権を握つ

が両立していく体制を考えており、それが可能である、こういう方針で、私学、この場合は私立大学であります、私立大学を運営することができ、こう思つております。これは大学に關するところで、私自身中学、小学、高等学校という体験を持つておりませんので、その点についてははつきりしたお答えを今ここで出すことはお許し願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 文部省の大学に對する関与権については……。

○公述人（伊部政一君） これは大学で……、これは私立大学ですか、官立大学ですか。

○矢嶋三義君 私立大学。

○公述人（伊部政一君） 私はね、私立大学は特殊の立場にありますから、私立大学の経営権というものは、当然に確立しなければならぬと思つております。教権と経営権とは別でありますけれども……。

○矢嶋三義君 もう一つ伺つて、さにもう一回伺つていただきたいのですが、それは先ほど來あなたのお公述の中に、さかんに無政府状態という言葉をあつたわけですが、従つて公述によりますと、この法案が成立すれば、今のこの日本の教育の無政府状態は、相当程度に解消するといふお考えのもとに公述されておりますが、この法案のですね、どういふところで今のあなたが無政府状態とお考えになつていらつしやる面が解消されるように、この法案を説いていらつしやるか。一、二の例でよろしうございますから、お答え願ひたいと思ひます。

○公述人（伊部政一君） 私は今般の法案を見ますと、文部大臣が全権を握つ

ておるといふほどの権限を要求しているものではないと考えております。でありますから……。

○矢嶋三義君 無政府状態の傾向が緩和される点で賛成だという御意見ですわね。それでこの法案のどういふところで今のあなたが無政府状態とお考えになられるところが直されると、この法案を讀んでいらつしやるか、お伺いしたいんです。

○公述人(伊部政一君) ですから、文部大臣の権限を、教育委員会に対する権限を高めていくということが必要だと私は思ふんです。

○矢嶋三義君 そこで無政府状態は解ける……。

○公述人(伊部政一君) そうですね。

○矢嶋三義君 もう一回、よくわかりました。私もこの無政府状態にわが国の今の教育制度があるとは考えておりません。時間がありまけんから申し上げまけん。ところが公述人の方は無政府状態、それを解消するのに、文部大臣の権限は強くなったからということをお認めになりました。それはとりもなおさずわれわれが中央集権、国家統制になるからといって心配している点なんです。問題は現在のわが国の教育の情勢分析いかんにあると思ひます。私はここでなぜこういうことをあえて申すかと申しますと、これは皆さん御承知の通りに、公聴会というのは何人公述人を呼ぶかということを含めまして、そうして社会党の方は社会党の意見にふさわしい最もこの人がいいと思う人を推薦します。自民党の方ではまた最も自民党の主張に近いという人を御推薦申し上げる。緑風会においてもまたしかり。かようにして公述人というものは構成されているわけでござい

ます。で伊部公述人は、この自民党推薦にかつておられるお方でございませう。従つてこの伊部さんのさっきの御発言というものは、御推薦なさつたところの自民党側においても私は責任を持たるべき御発言だと思ひつてございす。ところが政府並びに与党においてはですね、文部大臣の権限を強めるものではない、こういうことを常にいわれております。ところが公述人はです、文部大臣の権限が強まるので、今無政府状態かどうか私にはわからんのですが、この無政府状態が解消する、そういう意図をもつてこの法律案が出されたとするならば、きわめて重大だと思ふんです。幸いにして委員長は自民党出身の方ですが、ただいまの伊部公述人の意見が自民党の意見に最も近いという立場においてこの公述人を御推薦申し上げて、われわれに公述を聞かしていただいたのでございませうか。答弁次第ではさらに質問をします。

○理事(吉田高次君) お答えいたしました。内容を御承知なから、そして私せんから、それに対する十分な私個人としてのお答えはできません。

○矢嶋三義君 これで終わります。個人云々というのを言われますが、自民党さんで推薦されたことは事実なんです。それから、それとまたですね、私は極端にかに申し上げますがね、すいぶんと現実把握が私は若干偏向されているんじゃないかと心配しております。そしてあえて申し上げる点は、この点については公述人と全く意見は同じです。あなたは私学に対して文部大臣の権限を

強化すべきでない、また私学の経営に当つては、経営権と、あなたは私立大学の教授でいらつしやるわけですが、その教権とははつきりと確立しなければならん、そういう点で意見が一致するわけですが、それは公立学校関係で無政府状態だといふのとちよつと私は矛盾するように思ふのです。それで何うわけですか。今のわが国の国立並びに公立学校の教育の実態はこれは無政府状態であるというなら、私はそれ以上に国民教育という立場から言うならば、わが国の今の私学はこれを無政府状態と、かように私は分析されなければ首尾一貫されていらないのではないかと思ふのですが、その点少し私は納得いたしかねる点がありますから、その点御説明願ひたいと思ひます。

○公述人(伊部政一君) 私は教育委員会の法案に關して申し上げたのです。が、無政府状態の面があるということ、を今経営権、教権について申し上げたのは大学に關して言つておりますから、大学の場合とは別にしなければならぬと思ひます。簡単に申し上げます。それから文部大臣の権限ということも申し上げましたけれども、私は再三申し上げましたように、日本の国民的な立場に立つて文部省の機能というものはもつと拡大してしかなるべきだと、そういう意味で申し上げたことであります。と同時に、さらにこの文部省の権限というものが極端に中央集権化への道をたどらないためのいろいろの手段というものは、当然に講ずることができるといふことは前に申し上げた通りであります。

○理事(吉田高次君) 矢嶋君、簡単にお願いいたします。

○矢嶋三義君 教育委員会法に關連してだけでなくて、あなたのさっきの発言は、教育は無政府状態、さらに冒頭に特定外国に奉仕しているものがあるといふことを述べられてゐる。おそれくこれは何かをマークして言われたと思ふのだが、ただあなた六時までに御歸りになるということですから、失礼になるから、あまりお伺ひいたしません。が、それで委員長に御要望申し上げますが、この公聴会の公述人の意見というものは聞きっぱなしというわけではわれわれ開いたわけじゃございませぬ。今後の審議に當つて国民の代表とも目すべき、しかも各政党内の推薦にかかるといふ十分意見を承わつて、そして法案審議の一つの大事な資料にしようといふわけなんです。それから、参事院の御発言というものは今後の法案審議に非常に関係があるわけでありませう。今のところ社会党は百パーセント出席しております。自民党さんは平素は質疑を打ち切るやうな切やうと言われるが、今ようやく七〇%になったが、さつきまでは五〇%であります。緑風会は七五%であります。それで至急に全委員の方をおいで願つて、そして公述を願ひたい。これを私は委員長に要望いたします。

○理事(吉田高次君) 了承いたしました。以上をもちまして伊部公述人に対する質疑は終了いたしました。どうもありがとうございます。

○理事(吉田高次君) 次に、森戸辰男君の公述をお願いしたいと思います。

○公述人(森戸辰男君) 広島大学の森戸でございます。

めて重要な一環であることは皆さんもよく御存じのところと思ふのでございす。同時に終戦後の教育改革のうちで、最も多くの問題をばらんでゐるものが、私は教育委員会の制度であらうと思ひます。そこでこの制度について現状維持ではなくて、何とか現状が変えられなければならぬといふことは、私はだれもも考へてゐるところであらうと思ふのでございす。と同時に、この問題は政治的というよりは、政治政治的にきつて關連の多い制度でございまして、これは末端にある教師、児童、生徒、保護者といふようなものとの關連もありませう。また、政党におきまして、政治的な傾向があるといわれる教育者団体におきましても、そういう面ではきつて關心の強い問題であることは争われなかつたのでございす。過去の、ことに地方教育委員会制度の自主性をめぐる賛否の議論を見ましても、そういう感じが深いのでございす。現在の法案につきましても議論をいろいろ拝見いたしておりました。政治的な傾向というものが相当地に強くなつてゐるやうな印象を受けるのでございす。教育本来の問題というものが必ずしも直接第一義に出てゐるとのみは限らないやうな感じがいたすのでございす。

ところが教育委員会法というものは、まさにそれと反対のことを目ざしてゐるのでございまして、教育が何とかして政治政治的な面から上にあつて、中立的なものにならなければならぬといふことを意図してゐると思ふのでございす。そこで私は本院におきましては政党的な立場ばかりに拘泥することなく、より高い立場と教育を思ふ熱

意、しかも公正な立場で実質的に冷静慎重にこの法案が検討されることを期待いたしているのでございます。

私はしじゅうこの問題につきましては関心を抱いてきているのでございますが、これは先ほど申しました日本教育民主化という戦後教育改革の基本線の一つであるものでございますので、そういうことのほかに私自身といたしましては、実は私が文部省におりますときにこの法案ができて、ここに釧路議員もいらつしやいますけれども、そういう点で、実は私には特別に関心が深いのでございます。実はつい二、三日前に本院の公聴会に出るやうにという御依頼がありましたのですが、ちょうど明日で、差しつかえましてお断りをしたのでございます。ところがその電報がどういう間違いかうまく着きませんで、どうも来ることになつてゐるというやうな話で、むげにお断りすることもはなはだいかかかと存じまして伺うことにいたしました。が、そういう事情で、私今日いろいろこの法案の詳しい細密な問題についてお話をした資料は持つて参つておりませんが、この法案ができましたそのときの事情などをお話し上げますならば、何らか御審議のお役に立ちはしないかと存じまして、そういう点を主として申し上げたいと存じておるのでございます。

申すまでもないことでございますけれども、教育改革の基調は教育民主化という点にあったのでございまして、教育行政におきましても、この原則が取り上げられたのは当然のことでございます。そこで従来の戦前、戦中の教育行政が中央集権化しており、文部官

僚の支配が非常に強く、また地方においては内務行政、ときには軍の勢力というものも非常に強かったのでございまして、そういう地方行政の姿を民主的にしなければならぬということが、教育行政の民主化の最も主眼を置いたたところであつたことは御承知の通りでございします。そこで教育の地方分権化中立性、自主性の確立という方向に向つたのでございしますが、その具体的な政策といたしましては、一つは、大学の自治を確立すること、もう一つは、教育委員会制度を作るといふことであつたのでございします。当法案で問題になっております教育委員会の制度というものは、そういう意図を持って戦後教育改革の重要な一環として行われたのでございします。この教育行政の民主化の方途としてとられました教育委員会の制度というものは、その範をアメリカの教育委員会の制度にのっとつたのでございします。そういう形でこの面における教育行政の民主化が行われたのでございまして、この制度は、日本の戦前、戦中における教育行政とはまさに対象的な姿を持つておるのでございまして、この点ではまことに適切な方向を示したものであるといふことができるのでございします。と同時に、現実の方策といたしましては、その中には幾多の問題点を含んでおつたこともいふめないものでございします。と申しますのは、第一に、この教育委員会の制度というものはアメリカの新しい国家建設と非常に結びついて、アメリカの開港と非常に結びついてできた制度でございまして、そういう点で一つの特長を持つておると思うのでございします。また制度といたしまして

は、極度に地方分権の方向がとられ、また自主化という面でも非常に強い自主性を持つておる制度でございます。こういう制度は一面からいいますと、アメリカ自身におきまして、なんだんとこれは何とかしなければならぬというふうに考えられてきておるの政の大きな一つの方向というのも、そういうあまり極端な地方分権化をある程度調整していこうということがうかがわれるようでございますし、またその点では教育行政の何と申しますか、地方自治の統一をどういうふうにして求めたらいいかという問題、それからあまり末端組織の独立制というものがだんだんと薄れて、重点が上位の組織に行つておるといふような傾向がうかがわれるのでございます。こういう制度を日本に、しかも従来の日本の制度とは非常に違ったものを敗戦を機会に取り入れたのでございまして、これは全く新しい道であり、しかも先ほど申しましたように、外国でもいろいろと問題を含んでおる制度でございましたので、これを取り入れる場合にはきわめて慎重でなければならぬと、こういうふうに考えられたのも当然でございます。そこでこういう新しい教育の制度を取り入れる場合に、日本では教育刷新委員会というものができまして、これで教育改革のいろいろな問題を審議されたのでございますけれども、そこでもこの問題が審議をされましたけれども、なかなかそう簡単にはきまりませんで、あるいは一年以上も続いたのではないかと思われるのでございます。いろいろと議論があり、日本の実情にどうして即せしめるかといううな問

題が審議されたことと思うのでございます。その結果、ともかく相当な期間の後に教育刷新委員会の答申ができて、まして、私ちょうど文部省におりましたので、これが一つの大きな文部行政の、ことに教育行政の方針となるものでございいますから、これを参考とし、文部省の見解も加え、さらに当時占領治下でございましたから、司令部のCIEと交渉をしまして、この教育委員会の原案の骨子を作ったわけなのでございいます。この折衝に当って一番私が、少くとも責任者として努力いたしましたのは、選挙に当りまして公正妥当な推薦母体を作って、その推薦されたものを候補者として考えていく、これは選挙の場合もそうでございましたが、第一次には私も他は任命制が適当であると考えたのでございいます。しかしそれはやはり公正妥当な推薦母体で推薦された候補者の中から任命するということでございます。これは新しい制度を作っていく場合、地方自治体との関係を円滑にしていくと、こういうようなことが考慮に払われた点が一つと、公選ということが必ずしも手放しでよい結果を持つかどうかということについても不安を感じたからでございました。しかし任命の場合もそうでございいますが、公選の場合におきましても、これを手放しにするということでは、これは必ずしも望ましい結果を得られがたいというふうに考えまして、一般投票によります場合にも、妥当な公正な推薦母体を作って、それからある数の候補者を推薦して、それに対して一般投票を行うのが妥当であらうと、こういうふうに考えまして、この推薦母体を持った一般投票の制度を次

には提案いたしましたのでございます。けれども、これにつきまして、なかなか当時のＣＩＥは同意いたしませんでした。あるいはＣＩＥというよりは、むしろもっと上位の総司令部の部局でございましたか、公選というものはそういう制限を付してはならぬものであり、むしろ手放しの選挙にしなければならぬ、それでなければ民主主義でないという考えでございました。私はそれは必ずしもそうではないのであって、この新しい制度を始める場合には、公選によるとすればなおさら推薦母体が必要であると、こういうふうに強く主張いたしました。けれども民主主義は試行錯誤であって、やってみなければ直したらいいじゃないか、こういう意見でございました。私はそうは考えなかったのであります。抽象的に進歩的なと考えられる制度を作って、それがうまく合わないからこれを直すということは容易なことではないのであります。これを変えるといえばすぐ反動だといわれるのであります。実情に即するというふうに直しても、なかなかこれは抵抗が多いのであるから、むしろ初めに実情に即したものを作って、漸次進歩的な方向に進めていくのが正しい立法のやり方であると主張いたしましたのでございます。労働組合の立法についても、方式としては初めに行き過ぎで、あとからいろいろ制限を加えるということとは、実に当局者として困難であるということは、あなた方はよくわかっておいでになるはずであると申しましたけれども、ともかく私たちの主張は通りません。そしていわゆる手放しの何ら制限をつけない一般投票、公選の制度が作られた

というのが経過でございます。私個人としては、どんな制度でも公選制であれば民主的である、それが違うと非民主的であるというふうには必ずしも考えておりません。正しい判断力のある民意が反映されることが望ましいのであって、抽象的に公式的に、ただ公式で公選をやればそれで民主主義が進んだというふうには考えることはどうかと私個人は考えておるのでございます。また民主主義であるという日本の制度のお手本になっておりますアメリカの実情を見ましても、少くとも上位の教育委員会は、公選によらぬものが半数くらいあるのではないかと、数はしつかり申し上げられませんが、あるのではないかと私は考えておるのでございます。

それでは日本の事情はどういうふうであつたかといふと、これは私の個人的経験でございますから、一般に及ぼすことは危険でございますけれども、広島で教育委員の選挙演説会に行きまして、ごく少数でございまして、数人しか出席しておられぬのでございまして、とうとう候補者は話し合つて演説はやめるといふことになつたのでございまして、ところで候補者についての知識を持つといふことが、この選挙には特に大事であるといふことは、大部分が実は政党に属しておらないのでございまして、政党に属しておつて、政党の綱領等を知つておれば、ある程度、選挙ができますけれども、そうでない場合にはなかなかその判断がむずかしいのでありまして、私個人もわかりませんでしたので、私の大学の教育学部や付属の先生に聞いてみましたけれども、みなよう知らぬと言つており

ます。私も知らない、教育学部の先生方も知らぬというのですから、一般の人にもつと知らないのじやないかと思うのです。そういうところでは、選挙されるという状態というのは、一休選挙されても、ほんとうの民主主義が生きておるかどうかといふことは、教育にはなりませんけれども、必ずしも即断はむずかしいと思ひます。なお投票率を見ましても、いろいろな数字がございまして、大阪府が二〇%でございまして、東京都はちよつと調べてもらつたところ、八王子で二四%、立川で二三%、武蔵野で二〇%、三鷹で二六%、青梅は多くて四四%、これは例外的に多いのです。この数字がどのくらいに指票になりますか知りませんが、大都會では約二割ちよつと上ぐらいです。一割五分ぐらいの投票を得れば、大体当選するといふことになつておるのでございまして、投票であれば民主的であるといつても、一割五分という票で当選するのは、果してよく全体の民意を代表しておるかどうかといふことは、そう簡単に結論は出ないのではないかとおもうのであります。と言ひましても、手放しの任命制といふものについていろいろな危険があるのではないかと、もちろん自治団体の長が党派心をもつてへんばなものを選ぶといふふう

に即断することも非常に間違つておるのでございまして、法案に書いてあるような人が選ばれたとすれば、また自治団体の長が政党人である場合もあり、しかも公共団体の代表者でもございしますから、そう乱暴な選択をいたすことはなからうと思ひます。けれども同時に党派的な選択をされるという心

配もないわけではない。場合によつては相当にあるかもしれないと思うのでございまして。そこで党派所属者数の制限といふものが出ておるのでございしますけれども、そういう党派所属者数を制限することよりは、望ましいことは、むしろ政治的に中立の人が教育委員になるといふことの方がより望ましいのではないかとおもうのでございします。こういうふうな方向をとりましますには、私は選挙といふよりは、妥当な公正な推薦母体を作つて、そこで適切な人を選ぶ、そうすればそれが選挙されましたも、またそれが任命されましたもすでに一定のワケができておりますから、そう将来大した逸脱といふものはないのではないかと、こう思われるのでございします。かようにして、教育委員につきましても、公選でなければ非民主的である、それでなければ民意が十分に伸びないといふ議論につきましても、私はそう簡単に賛成しかねるのでございまして、もつとこれは深く考へて、適当な民意を代表し公正な立場に立てるものが、ただ手放しの公選よりはより妥当な方法で選ばれ得るのではないかとおもうことが考えられるのでございします。

それから第二の点は、町村に教育委員会を置くかどうかといふことでございしましたが、これは教育刷新委員会におきまして、少くとも初めはそういうふうなところまでには置かないがよろうなといふことでございしました。なお私言ひ忘れましたけれども、教育刷新委員会の十七回の建議におきましては、「教育委員会委員の選挙は、当分の間——とございしますが——」

育委員会委員については、都道府県会議長、都道府県内の市長の互選による者一人、都道府県単位の町村長、中等学校長、小学校長の互選による者一人、教員組合の選出する者一人、並びに都道府県知事が産業経済関係二人、文化関係一人、労働関係一人、婦人一人を議会の同意を得て選任した者計十人の選挙委員により、定員の三倍の候補者を選び、これについて一般投票を行う」として「市区委員会については、これに準ずること」といふふうな建議をいたしておるのでございまして、当時教育関係その他の団体でなされたいろいろな建議等には、大体この推薦母体といふものを基礎にしたものとなつておるのでございします。

先に返りまして、町村の委員を置くといふことにつきましても、この教育刷新委員会におきましても、「当分の間、都道府県、市及び特別区のみ」に教育委員会を置き、町村にはこれを置かないけれども、従来の学務委員のような方法その他適当な方法により得るだけ民意の反映にとめること」といふふうな書いておられて、小さなところまでは少くとも当分の間は置かない方が妥当であらう、それは経済的その他の事情によるのでございします。が、そういうふうな建議案がなされておりました、私どもがこの案を作り出す場合にも、そのように考えたのでございします。従つて小さな町村には少くとも町村一般についても考えましたが、教育委員会は当分は置かぬといふ方針でございします。それはどういふわけであるかといふと、この新制度は先ほど申したようないろいろな事情もこ

さいますから、まだしつかりとテストが終つてしまつていない、いろいろこの制度については、よしあしの問題が含まれておるから、少くとも都道府県市等のところで十分検討して、これなしに、末端の方に伸ばすべきであつて、そういう確信のつかないときに、まだ町村に及ぼすべきではなからうといふ見解でございしました。それが基本でございしましたが、さらに過度の地方分権といふものは、いろいろアメリカ等の事情を見ましても、だんだんとこれが弱くなつておるといふ傾向もございします。そういうときに非常に末端の小さなところまで機械的にこれを持つてゆくのは、私は少くとも自信を持たなかつたのでございします。

あるアメリカの人なども私に個人的に、教育委員会の制度を作るのはよろしいけれども、小さな町村に作つておるのだ、そういうようなことはせぬようにといふような話をした人もございしました。それからもう一つは、先ほどもちよつと述べましたが、小さな自治体の経済的な能力といふものが、これを耐え得るかどうかといふことの問題もございまして、少くとも都道府県市——五大市並びに市くらのところとどめておいて、よく実験をした上で、末端に及ぼすのが妥当であらう、こういうふうな考えをこつたのでございまして、法文には規定されておりましたが、延期をすることにしておつたのでございします。ところが二十七年に、これはどういふことでございしますか、偶然といふか、意図しな

かつたのみならず計画的でなかつたのでございますが、国会が解散になり、これを延期するという法律ができなくて施行されるということになったのでございまして、十分な準備なしに町村にまで施行されたということでありまして、その当時のいろいろな議論を見ますと、これにもなかなか教育がどうしたらよくゆくかということだけはなくて、政治的ないろいろな考え方がそれにかみ合っていたような印象も受けたのでございます。かようなふうにして町村にまで教育委員会が現に行われるようになったのでございまして、これに対してどういうふうな考えてゆかかという問題が起つておるのは、私は当然なことであると思うのでございます。そうしてすべての教育委員が同じ重さをもつて考えらるべきであるか、重点をどこに置いて考へべきであるかという問題が客観的に考えられなければならぬのではなからうか。形式的な民主主義の議論でなくして、実際の民主的な形がどうしたらよく行われるかというところに重点を置きながら考へてゆかれるべきではないかと私は考へておるのでございます。中教審の決議の中にも、あまり小さいところ、経済力の弱いところに――町村に教育委員会を置くのはどうかというふうな意向も表明されておるのでございまして、これが第二点でございます。

第三の点は、教育委員会ができたときに、私どもの考へでは、これはいわゆるレマンといひますか、いわゆる教育専門家でない、職業的な教育者でない者が委員になつて中立的な立場で教育全体を見ていく、こういうことが建前であつたのでございます。そこで、そういう趣意に沿ひまして私どもは、現職の教職員は立候補するのは適当でないという見解をとつたのであります。そうしてそういう法案を作つたのであります。けれども、これは国会におきまして修正をされました。これは当時の社会党も自由党も共同であつたと思ひますけれども、教育者は現職でも立候補できる、こういうことになつたのでございまして、もちろん教育者としての経験のある者が立候補して悪いというものでないのでもございますけれども、職業的な利益と直接に結びつくことについては十分注意をしなければならぬということでもございました。先ほど申しました中央教育審議会の教育委員会についての決議におきましても、教職をやめて一定年限の後に立候補するようになるのが妥当であろうというふうな意見が付けられておつたと思ひますのでございまして。教育の中立性を確保するというのは、一面では政党の問題もございまして。同時に、教育職業者といひますか、そういう人々が職業的利益を教育委員会にすぐに持ち込んでくるということについていろいろと疑問があるのでもございまして、そこで現職の教育者というものが教育委員に立候補するのは遠慮してもらつたらいひのではなからうか、そういうことでほんとうにレマンな、公正な立場で中立的に教育行政を見ていくということができらるものであらうかと、こういう考へ方でもございましたけれども、これも実は国会の修正によりまして、それとは違つた事情に今日なつておるのでございまして、教育委員会法ができました本来の趣意からいひますと、これは少し曲つておりはせぬかと私個人は考へ

ておるのであります。これが私の過去の経験から申し上げる点でございます。〔理事吉田萬次君退席、委員長着席〕
なおちよつと触れておきますことは、これは教科書の問題と関連いたしまして、私は中央教育審議会の教科書の問題の主旨をいたしたので、実はそれに関連いたしましたので、実は私もはさういふうなことを答へしたのでございまして。夏休み帳、読本等の使用については届出制とすること、ということも答へいたしました。それは現在夏休み帳、読本等の使用は、野放しにされておる、父兄の負担も相当になつておるので、この際、これらの使用の際には教育委員会等の監督に届け出ることにしたいと考へます。これによつて監督は十分その使用状況を把握することができ、これに基いてその使用の適正化を期することができらるからであります。こういうふうな答へをいたしました。それは教科書法に載りませんが、本法案の三十三條の二項に、そのある部分が載つておる。教科書以外の材料の使用につきまして、規定でございまして。三十三條の二項に「前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする」といふふうに出しております。これは私どもの考へましたものとはよほど強い形で出しておりますのでございまして。この点はいろいろ問題になつておると承知いたしておりますが、私どもの考へは、教科書につき

まして価格の問題を問題にいたしておりますが、同時に読本その他任意ではあるけれども、事実上生徒が買わなければならぬ。そういう書物その他の資料といふものがむしろ教科書のお金よりは高いような実情にございまして、教科書の値段だけを下げてもそれではいかにぬから、そういうものがやたらに使われるというふうなことになるについては、相当地に考慮しなければならぬといふようなことが主で、もちろん多少日記事件といふようなこともございまして、それとも、そういうふうなことで一つこれは別に承認を得るとか許可を得るとかいうことではなくて、届け出してもらふようにして、教育委員会で見通しをつけられるような状態にしておいた方がよいといふことでございまして、たけれども、ここではや教科書以外のすべての教材について承認を……届け出させ、あるいは承認を得るといふ強い形に出してございまして、これらにつきましましては、少くとも私どもの教科書の関係で考へた形とは相當に強い形で出ておる。そのことが教育の教材の使用の上に非常な圧迫を加へるようなことがあつてはなりませんので、この点をちよつと申し上げ添えておきたいと思ひますのでございまして。以上申しましたように教育委員会の制度は、重ねて申しますように、新しい教育の改革の重要な一環であるといふこと、同時にそれは多くの問題を含んでおる。そういう改革を必要としておるのであります。従つてこれを變へるということは必ずしも反動でも非民主的でもそのこと自身はないのでございまして。ですから民主主義の抽象論からではなく、抽象論や公式論からで

はなく、わが国の現状に即しながら世界の教育行政の方向についても十分考慮に入れながら、教育民主化の実をあげ得るものにしていくといふことが、何よりも大事なことでございまして、参議院におきましては、かようにして教育自体といふことを中心にいたしながら、この法案が公正に審議がなされて、よいものとして日の目を見るようになることを私は心から期待いたしておる次第でございまして。
○委員長(加賀山之雄君) どうもありがとうございました。
○荒木正三郎君 いろいろ貴重な御意見を伺ひまして、ありがとうございます。今お話のように、教育委員会が発足をいたしました当時、教育委員会制度については非常に議論の多い法律でございました。特に地教委を設置するかどうかといふことは、国会でもかなり議論されましたし、各政党でも非常に議論された問題でございまして。従つて現行教育委員会制度が十分なものであるといふふうな考へておる人は、私は非常に少いと思ひます。私も、私ども委員会制度については絶えず研究もし、検討をしてきたところであります。しかしなかなか教育の民主化をはかるとともに、今後の十分なる地方教育行政を打ち立てるといふことは、非常にむずかしい問題でございまして、今日私どもは森戸先生も御承知の通り、政府が提案をいたしております法案につきましましては、非常に強い賛否の意見があるのでございまして。しかしこういう重要な教育の制度を改変するといふ場合には、やはり大かたの世論といふものが一致する点を見出し、そして改革すべきものは改革し

たとえばいきなりの任命というふうなもの、これは私どもはむしろ考えませんので、適当な推薦母体があつて、そしてそれで倍数なり、三倍というのにはちよつと少し多過ぎると思うんですけれども、倍数なら倍数の候補者を選んで、その中から選挙をし、あるいはその中から任命するというところでございますすれば、その点は非常に弊害がなくなつてゐると思つてあります。で、そういう点が、私は大事な点が取り入れら

れていないような、これは私どもとしては非常に力点を置いて実は主張したところでございまして、もし当時の事情を考えて、一面手放しの公選にも弊害があり、また手放しの任命にも危険があるとするならば、それをどういう形で防止したらいいかという面に、この法案については考慮がされていらないような感じがするのであります。

○森藤順造君 私のお尋ねいたしましたのは、教員の人事権のことをお伺い申し上げましたので、第二段の問題は、私同意でございまして、その形式は、委員の選挙のことは、後段のことは私も議論があると思っております。

しかし今度の法案はその通りでないことは、これはまあ別の考えでございませうけれども、しかし最初に私のお尋ねしましたのは、教員の人事のことについて、今度の法案の方がいいのではないかと、こういうお尋ねでございませう。第一段はそれで御同意でございませうか。

○公述人(森戸辰男君) はい。

○笹森順造君 それではもう一つだけお尋ねしておきたいと思ひます。それは今公選制の問題は、それで御意見もわかり、私どもの考えもございませう。

が、その次の問題は委員に對する社会的な期待と、それから国家的な処遇というものが、当時の司令部の考え方とよほど違つておつたのではなからうか、つまりあの当時、委員に對しましては、いわゆるレーマンというお話を述べた後になりましたが、そういうような考え方でも、むしろ良識を持った社会的に地位の高い方が率任的に、これは社会奉仕的な性格を持つてゐるものであるから、率任的に無報酬でやるべきであるという工合に、向うの人が考へておつたように私は記憶してあります。ところがそれを日本側は、むしろ積極的に日本人の教育生活の事情であるとか、あるいは社会的事情であるとか、その人の努力であるとかという考へを考へて、報酬を出すことになつたという工合に私は考へてきております。今度の新しい法律ができた場合に、やはりこれらの処遇の問題がいろいろ考へられてこなければならぬ、従つてその当時どうして向うの意見と變つた形になつたのか、これがどういふことに運ばれたとお考へになるか、その点をこの機会に御意見を伺つておきたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) これはおそれる本来的な考えはレーマンで、無報酬で、率任的な形で、教育行政のために使つてもう人を得るということでありましたけれども、日本の当時の事情等、なかなかそういう形がむずかしかったのと、それからもう一つは、教育の職員が相当に入られて、これは當選すれば職員をやめなければならぬので、生活を保障する必要があるというやうなこともございまして、それからまたある程度地方政治に志す人

が委員会の委員になるという場合もあり、そういう場合にはやはり生活支持が必要であるというやうなこともありまして、そういう形になつたと思ひます。そのことはまた、委員会の性質なり、そのことではいふ變つてきたのではないかと考へられるのであります。

○矢嶋三義君 まず、まづ公述に御出席いただいたことを厚くお礼を申し上げます。

第一番に伺いたい点は、先ほど先生が引用されました教育刷新委員会第十七回建議事項、この件については、衆議院の文教委員会の公聴会において南原先生が、アメリカの強制等は絶対になくて、われわれ教育刷新建議委員会が、全く自主的にこの第十七回建議事項は打ち出したのである、かように公述なさつてゐるのでございますが、先生もその点はお認めになられることと存じますが、あえてお伺ひいたし

て、はつきりしたことは私は申し上げかねますけれども、しかし当時の国会の事情などから考へてみましても、いろいろと影響は少くもあつたと思ひます。ただ教育刷新委員会につきましても、影響であつて、そう強制的にものが言われるというところは性質上なかつたかと思ひます。

○矢嶋三義君 先ほど先生は、この第十七回建議事項の中で、教育委員会法が立案されたときに、採用された面と採用されなかつた面があつたという御説明をいただいたわけでありましたが、私、先ほどから先生の公述を清聴いたしてございまして、現在における先生のわが国教育委員会制度に対する荒筋といふものは、教育長の件について、あるいは設置単位について、あるいは選出方法について、あるいは教員の人事権の所在について、これらの諸点について、ほとんど第十七回建議事項の線を先生はまあまあ適當だ、こういう御見解を持たれてゐるやうに私は拝聴したのでございまして、いかがでございましょうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) それは必ずしも全部その通りというわけではございません。しかしその一々の細かい問題につきましましては、今日私御答弁をいたすことは差し控へさせていただきますと存じます。それは私は当時の事情をお話しするということでは一応お断りをしたのでございませうけれども……。

○矢嶋三義君 私たち敬服してゐる權威者でございまして、若干お尋ねすることをお許し願ひたいと思ひます。その一つは、先生先ほどから教育委員には教育専門家でない方がよいという考へ方であつたが、現実においては若干この線はくずれてゐるのではないかと考へ、こういう公述をなさいます。これから私考へることは、教育委員会が教育長といふものは教育専門家の方が適當であり、教育委員は教育専門家でない適當な人の方が望ましいのだ、こういう御見解と拝承するのですが、いかがでございましょうか。

○公述人(森戸辰男君) はあ。ただですね、町村の委員会において、完全な委員会の型を持てるかどうかという点についてや疑問があるわけなんです。

○矢嶋三義君 ということとあわせてお伺ひいたしたい点は、先ほど、この自分らは当時市町村全部に教育委員会を設けることはいかがかというので、漸進的な方途を考へたが、という御発言がございました。このことは教育委員会の設置単位といふものについて、先生は特別の御見解を持つてゐるものと推察をいたしました次第でございまして、そのことと、このたび全国の町村に設けられる教育委員会が果して教育委員会としての形態を整へ得るかどうかという点に疑問を持つてゐるというこの公述とあわせ考へるときに、わが国の現在の行政規模からいって、すべて

の市町村に教育委員会を設置することは賛成いたしかねるという御見解を持つてゐるやに私は拝聴したのでございしますが、念のために伺ひいたしたいと存じます。

○公述人(森戸辰男君) なかなかむずかしい……この完全な能力を持った、完全な人的な、物的な設備を持った委員会が日本の小さな町村にまで作られることはむずかしいのではないかと考へるのであります。

○矢嶋三義君 次に承りたい点は、委員の選出の方法でございまして、先ほど先生が朗讀されました第十七回建議事項の算用数字の2のこの形態が大前提としてとられるのが適當だ、こういう御見解のように承るのでございしますが、すなわちこの大前提のもとに、あるいは住民の直接選挙の道を選ぶなり、あるいは地方公共団体の議会においてさらにこの推薦母体の推薦した範囲から選ぶ、そういう選任方法がまず適當である、かような御見解と先ほど拝聴したわけですが、さう了承してよろしうございしますか。

○公述人(森戸辰男君) そうであります。ただ教育刷新委員会の書いてある推薦——選定委員でございまして、その構成などはこれはその通りであると考えておるわけではございませんけれども、たとえばそういうやうなものである。公正な形で選ばれた、そして信頼のできるもので、委員よりは広い幅の候補者が選定されるということ、公選であれ、また任命であれ、重大な前提である、こういうふうに考へます。

○矢嶋三義君 私は次に、先生はかつて、

は、はつきりしたことは私は申し上げかねますけれども、しかし当時の国会の事情などから考へてみましても、いろいろと影響は少くもあつたと思ひます。ただ教育刷新委員会につきましても、影響であつて、そう強制的にものが言われるというところは性質上なかつたかと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) 私は当時刷新委員会の中にはおりませんで、詳しいことは存じません。しかしこれにはス

○公述人(森戸辰男君) それは必ずしも全部その通りというわけではございません。しかしその一々の細かい問題につきましましては、今日私御答弁をいたすことは差し控へさせていただきますと存じます。それは私は当時の事情をお話しするということでは一応お断りをしたのでございませうけれども……。

○公述人(森戸辰男君) はあ。ただですね、町村の委員会において、完全な委員会の型を持てるかどうかという点についてや疑問があるわけなんです。

○矢嶋三義君 ということとあわせてお伺ひいたしたい点は、先ほど、この自分らは当時市町村全部に教育委員会を設けることはいかがかというので、漸進的な方途を考へたが、という御発言がございました。このことは教育委員会の設置単位といふものについて、先生は特別の御見解を持つてゐるものと推察をいたしました次第でございまして、そのことと、このたび全国の町村に設けられる教育委員会が果して教育委員会としての形態を整へ得るかどうかという点に疑問を持つてゐるというこの公述とあわせ考へるときに、わが国の現在の行政規模からいって、すべて

○矢嶋三義君 私は次に、先生はかつて、

○公述人(森戸辰男君) これはおそれる本来的な考えはレーマンで、無報酬で、率任的な形で、教育行政のために使つてもう人を得るということでありましたけれども、日本の当時の事情等、なかなかそういう形がむずかしかったのと、それからもう一つは、教育の職員が相当に入られて、これは當選すれば職員をやめなければならぬので、生活を保障する必要があるというやうなこともございまして、それからまたある程度地方政治に志す人

が委員会の委員になるという場合もあり、そういう場合にはやはり生活支持が必要であるというやうなこともありまして、そういう形になつたと思ひます。そのことはまた、委員会の性質なり、そのことではいふ變つてきたのではないかと考へられるのであります。

○矢嶋三義君 まず、まづ公述に御出席いただいたことを厚くお礼を申し上げます。

第一番に伺いたい点は、先ほど先生が引用されました教育刷新委員会第十七回建議事項、この件については、衆議院の文教委員会の公聴会において南原先生が、アメリカの強制等は絶対になくて、われわれ教育刷新建議委員会が、全く自主的にこの第十七回建議事項は打ち出したのである、かように公述なさつてゐるのでございますが、先生もその点はお認めになられることと存じますが、あえてお伺ひいたし

て、はつきりしたことは私は申し上げかねますけれども、しかし当時の国会の事情などから考へてみましても、いろいろと影響は少くもあつたと思ひます。ただ教育刷新委員会につきましても、影響であつて、そう強制的にものが言われるというところは性質上なかつたかと思ひます。

○矢嶋三義君 先ほど先生は、この第十七回建議事項の中で、教育委員会法が立案されたときに、採用された面と採用されなかつた面があつたという御説明をいただいたわけでありましたが、私、先ほどから先生の公述を清聴いたしてございまして、現在における先生のわが国教育委員会制度に対する荒筋といふものは、教育長の件について、あるいは設置単位について、あるいは選出方法について、あるいは教員の人事権の所在について、これらの諸点について、ほとんど第十七回建議事項の線を先生はまあまあ適當だ、こういう御見解を持たれてゐるやうに私は拝聴したのでございまして、いかがでございましょうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) それは必ずしも全部その通りというわけではございません。しかしその一々の細かい問題につきましましては、今日私御答弁をいたすことは差し控へさせていただきますと存じます。それは私は当時の事情をお話しするということでは一応お断りをしたのでございませうけれども……。

○矢嶋三義君 私たち敬服してゐる權威者でございまして、若干お尋ねすることをお許し願ひたいと思ひます。その一つは、先生先ほどから教育委員には教育専門家でない方がよいという考へ方であつたが、現実においては若干この線はくずれてゐるのではないかと考へ、こういう公述をなさいます。これから私考へることは、教育委員会が教育長といふものは教育専門家の方が適當であり、教育委員は教育専門家でない適當な人の方が望ましいのだ、こういう御見解と拝承するのですが、いかがでございましょうか。

○公述人(森戸辰男君) はあ。ただですね、町村の委員会において、完全な委員会の型を持てるかどうかという点についてや疑問があるわけなんです。

○公述人(森戸辰男君) これはおそれる本来的な考えはレーマンで、無報酬で、率任的な形で、教育行政のために使つてもう人を得るということでありましたけれども、日本の当時の事情等、なかなかそういう形がむずかしかったのと、それからもう一つは、教育の職員が相当に入られて、これは當選すれば職員をやめなければならぬので、生活を保障する必要があるというやうなこともございまして、それからまたある程度地方政治に志す人

が委員会の委員になるという場合もあり、そういう場合にはやはり生活支持が必要であるというやうなこともありまして、そういう形になつたと思ひます。そのことはまた、委員会の性質なり、そのことではいふ變つてきたのではないかと考へられるのであります。

○矢嶋三義君 まず、まづ公述に御出席いただいたことを厚くお礼を申し上げます。

第一番に伺いたい点は、先ほど先生が引用されました教育刷新委員会第十七回建議事項、この件については、衆議院の文教委員会の公聴会において南原先生が、アメリカの強制等は絶対になくて、われわれ教育刷新建議委員会が、全く自主的にこの第十七回建議事項は打ち出したのである、かように公述なさつてゐるのでございますが、先生もその点はお認めになられることと存じますが、あえてお伺ひいたし

て、はつきりしたことは私は申し上げかねますけれども、しかし当時の国会の事情などから考へてみましても、いろいろと影響は少くもあつたと思ひます。ただ教育刷新委員会につきましても、影響であつて、そう強制的にものが言われるというところは性質上なかつたかと思ひます。

○矢嶋三義君 先ほど先生は、この第十七回建議事項の中で、教育委員会法が立案されたときに、採用された面と採用されなかつた面があつたという御説明をいただいたわけでありましたが、私、先ほどから先生の公述を清聴いたしてございまして、現在における先生のわが国教育委員会制度に対する荒筋といふものは、教育長の件について、あるいは設置単位について、あるいは選出方法について、あるいは教員の人事権の所在について、これらの諸点について、ほとんど第十七回建議事項の線を先生はまあまあ適當だ、こういう御見解を持たれてゐるやうに私は拝聴したのでございまして、いかがでございましょうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) それは必ずしも全部その通りというわけではございません。しかしその一々の細かい問題につきましましては、今日私御答弁をいたすことは差し控へさせていただきますと存じます。それは私は当時の事情をお話しするということでは一応お断りをしたのでございませうけれども……。

○矢嶋三義君 私たち敬服してゐる權威者でございまして、若干お尋ねすることをお許し願ひたいと思ひます。その一つは、先生先ほどから教育委員には教育専門家でない方がよいという考へ方であつたが、現実においては若干この線はくずれてゐるのではないかと考へ、こういう公述をなさいます。これから私考へることは、教育委員会が教育長といふものは教育専門家の方が適當であり、教育委員は教育専門家でない適當な人の方が望ましいのだ、こういう御見解と拝承するのですが、いかがでございましょうか。

○公述人(森戸辰男君) はあ。ただですね、町村の委員会において、完全な委員会の型を持てるかどうかという点についてや疑問があるわけなんです。

○矢嶋三義君　まあ学長さんだから
お伺いしたい、関係ございます
から……。

○公述人（森戸辰男君）　学長としては
関係あるけれども、しかし、あれは学
長としての声明じゃないですよ。教育

有志の声明であります。学長としての声明ではない。これは新聞が非常に間違っております。個人的意見であります。個人的意見はいろいろございます。書かれた人もございますし、東京の大学長で書かれぬ人もございます。勧誘されて書かない人もございます。それですから、教育者の一群の方が今日の政治についていろいろと心配をされておるといふことは、これも私は理由のあることだと思います。と同時に、これは皆さんもみな政治については、日本が将来どうなるか、ことに文教につきましてはどうなるかということは、それぞれ皆さん学長の方々に劣らず御心配になっておることと思うのです。で、それについてそれぞれどういう形で意見を出すかということ、これは各人の自由でございますまして、皆さんが確信に基いて意見を發表されるということにけっこうであると思

私はその点では敬意を表しておるわけでございます。しかし、たとえば學術會議などで、これに対して二法案についての何か反対の意味の決議をするというようなことにつきましては、私はこれは適當でないと考えておるのでございます。それは、學術會議は本来學問を中心に行っておるわけでございます。教育というものは間接的なのであります。やっけないことはございませぬけれども、間接的なのであります。しかし政府の機関でございますか。

ら、政治の問題に全然触れていかぬというわけではございませんけれども、開接の問題で、非常に政府にデリケートな問題で機関が全体としてどちらに肩を持つというような形は、私も避けたい方いいと考えております。しかし、それでも、開接の問題でもまた政治に関する問題でも、確信を持って場合には、よく知って確信を持って言わなければならぬ。法文を讀んだことも十分ないような人が、みんなが言うからこりゃいかにぬだらうというのでは、私は学術會議の決議としてはどうも不十分だと思います。そこで、この會議の方はもちろんこれはおわかりになつておるだろうが、そうでなければ、一部の報告に基いて決議をされるのは妥當でない。もっとよく知つて確信に基いて、学術會議らしい確信に基いて、しかも決議をもつて宣言をすることは、私もそういう意味において反對をしませんけれども、よく見たこともない、ただ人に様子を聞いただけであるのでは、これは私はどうも賛成できませんというところでございまして、おそれはその署名された方でも、たとえば教科書法案と教育委員会法案とはよほど違う性質のものでございまして、二つひっくりかへてこれは民主主義の教育を根本から変えるものであるというようには、なかなか即断ができません。これはそれそれ人々の判断によることとございまして、そういう声明をされる人についても、そういうお考えを持つておることを私は承知をいたしますし、もちろん大学学長として

ではありません、個人として……。同時にそれは、そういうことは適當でないと考えておる人につきましても、これもまた私どもは敬意を表しておるわけとございまして。お答えになりませんけれども……。

○矢嶋三義君 けつこうです。

○湯山勇君 私には二点だけぜひ先生にお伺いしたい点がございまして、お願いしたいと思ひます。

第一点は、現在の市町村の教育委員会は、そのほとんどが一回選挙をやつただけでございまして。当時の事情につきましましては、先生も御承知の通りに、大多数の国民が時期尚早、あるいは設置について批判的な意見を持つておりまして、そういう関係で、大多数の国民の望んでいない状態の中で、あの教育委員が生まれたと思ひます。そういう関係でございまして、先生が御指摘になりましたように、教育学部の先生にお聞きになりましたも、関心を持つていない、こういう実情はあつたと思ひますし、私は、私自身の経験に徴しまして、当時これが設けられるか、られないかという点には非常に強い関心を持つておりましたけれども、急遽設置されるということになりました、これを選挙するという点については、私自身の当時の実情から申せば、故意に無関心の態度をとりました。ですから当時の実情と今日の市町村の教育委員会との実情を比べますときに、それ以後における教育委員会が、たとえば戦災のあとに寄付を集めて回つて、各部落を回つて学校を建てて回つた、あるいは青年団の集會なり婦人学級なり、そういった社会教育の面に非常に強い力を示して回つた、権力という意味

ではございせんけれども、非常に働いた、さらにまた子供たちのいろいろな修学旅行に當つてとか、あるいはその他の問題についても相当その後の働きというものは、私自身の氣持からいへば、当初期待しておつたものよりもはるかに大きいものがあつたのではなからうか、そういうような感じがいたします。それであればこそ、今日この問題に對して、先生がただいま失職委員の質問に對してお答えになりましたように、私も率直にいろいろ申しておる声の中には、あるいは十分理解しないでも人の言うことをただ無批判に受け入れたものもあるかもしれないというところは認めなければならぬ、しかしいまだかつてないほどの多数の署名なり、請願なりというものが今国会に、当委員会に寄せられておる、そういう実情等をにらみ合せますときに、今日の教育委員会に對する国民の関心というものは、ああいう状態の中であつたふううに生まれた教育委員会とは若干違つておるのではないかと、そういう感じが持たします。そこで先生は特に伝統的に教育の問題については歴史ある学校の学長であられ、かつまたこの法案の生みの親であられる関係上、そういう経緯についていろいろ御観測をしておられると思ひますので、そういう点について思ふのでございまして。

○公述人(藤戸辰男君) 今お話のように、地方においても教育委員会に對しての認識というものは初めよりは高まつておる、全部ではございせんけれども、高まつておると考えられます。ただ投票の結果を見ますと、これは都道府県ですけれども、二十三年が五六%、二十五年が五二%、二十七年が四四%で、投票者の数が漸次減つております。これは都道府県の教育委員であつて町村のなにはないのですけれども、そういう数字も出ておりますから、選挙についての関心というものが高まつておるといふことは、数字的には出てこないようにこれは思ひますけれども、さつきおっしゃいましたように、地方で委員会が村にあるいは町の、あるいは部落のために非常に働いたというところでは、この委員会についての認識がふえておるといふことも事実と思ひます。と同時に、この委員会が委員会として十分の働きができたかどうか、これは教育委員会として、寄付を集めたり何かするといふようなことは別に、教育委員会としての働きというものは、よい先生あるいはよい教科書等を選ぶ、そういうような任務については、小さい教育委員会が果して十分に任務を果せるかということについての問題があるものであります。そういう点からは少くともアメリカの例によりまして、漸次非常に末端の教育委員会の重点というものが次第に上位に移つてきています。ことに教育委員会本来の仕事としてですね、アメリカではもちろん教育税がございまして、それを取るといふ仕事は残つておりますけれども、教育本来の仕事については、どうも上位の方に動いていくというものが大勢であるように承知いたしております。

○湯山勇君 いま一点お尋ねいたしましたのは、この教育委員会法を最初文部大臣として国会に御提案になったときの提案理由の中に、こういう一節がございまして。「最後に教育の本質的使命と從つてその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自由制を保つような制度的保障を必要といたします。教育委員会は、原則として、都道府県又は市町村における独立の機関であり知事または市町村長の下に属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負つて行われるべき教育の使命を保障する制度を確立するに至りました。」。こういう一節がございまして。そこで先生が公述なさりましたように、この生まれた教育委員会が先生の御意図の通りでなかつた点等から考えまして、最後の御断定になつたところには私も觸れないで、前段である「教育の本質的使命と從つてその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自由制を保つような制度的保障を必要といたします。」。こうお述べになつたことは、これはそのときの特殊な事情に支配されたものではなくて、今日もなお通じている原則であり、原理であるといふように私は受け取つておるわけでございまして。そしてまた、前回の質問にお答えいただいた、アメリカ等においても上級の機関にいろいろ権限等が移行しているというお話もございましたけれども、それはやはり教育行政機関という、そういう範疇の中において下から上に移つていくということをおさしになつておるのだと私は了解いたしております。ところが先生が御指摘になつたこの原則に立つて考えますときに、ただいま出されております法律案には、この原則と違つて、つまり制度的な保障はかつて先生が立案された

当時よりもくずれて参りまして、たとえば市町村長あるいは知事、そういう人たちが、従来教育委員会の持つておった権限なり、あるいは事務を相当たくさん持つことになっております。さらにまた文部大臣がこれに相当強く関与するようになって参っております。その他あげていけば、幾つかこの法案の中からそういう例をあげることができると思ふのでございますけれども、そういう事例から判断いたしましたら、先生のお持ちになつておる、教育行政機関も自由制を保つような制度的保障を必要とする、こういう命題はこの法律においては若干後退しておるのではないかと、こういうふうには感ずるのでございますけれども、これに対する先生の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) これは御指摘になつたところに相当の真理があるのではないかと私は感じております。ただ問題は先ほども申しましたように、従来の過度に中央集権的であり、過度に外部的な力に圧迫されておつた教育行政が、新たに出現するために非常に強い形をとつたのでございますけれども、同時に教育行政の地方的過度の細分化と、機能の過度の独立化というもの、また地方自治全体の問題からしますと幾多の問題を含んでおるのでございまして、アメリカでもヨーロッパでも、この問題が地方自治の問題で、地方自治をいろんな形で分割して果してうまくいくのか、あるいはこれをどういう形でか統合していつて地方自治というものがうまくいくのかというところは、今日非常に大きな問題になつておると私は考へておるのであります。

ます。そこであまりに機械的に分割をし、機械的に分割をし、また地域的に小さく分割することは、かえつて全体の機能を十分に育てることを困難にするのではないかと、そうするとあまりに地方に分たれ、過度に機械的に分たれたものが、どういう形でか有機的に調整されるようなことが同時に必要になつてくるという事態、これは過度にいわゆる民主化されたところでは、今日そういう反省がなされておるのでございまして、日本の民主化はややこの点では、ことに教育に関しては多少反動といひますか、逆作用で過度に進められた点もございまして、全体的な調整というものが考えられなければならぬのじゃないかと、同時に、そのことはしかし中央集権にかえるという意味のことを申しおるのではないし、おそらくこの法案も、その意図するところは、中央集権を確立しようという形ではなくて、全体の中の自主性の、あるいは地方の分権の調整をどういうふうにしていこうかという意図が現われておるのではないかと、思ふのです。その点では今御指摘になつたような点は確かにあると思ひます。だけれどもそのことは先ほども申しましたように、過度の形で形式的に民主化されたところでは、最近の反省では、全体的な調整をどういうふうにして保つていくかというところに苦勞しておるようでございまして、いろんな形で、それがことにヨーロッパの諸国の教育制度には現われておるようでございまして。

○委員長(加賀山之雄君) 森戸先生、大へんに長時間になつておりますので、恐縮でございしますが、できるだけ簡単に……

○村屋重雄君 一点だけ公述人森戸先生にお尋ねしたいのですが、先ほど同僚からお話があつた教育委員の選出の方法についてであります。これはわれわれの新しい教育法案を審議するについて非常に重大な問題なのであります。そこで重ねて御意見をお尋ねしたい点は、現行教育委員会法案が生まれた当時のお話がどうなつてありまして傾聴いたしました。当時民主主義を正しく貫くためにおいても、当時において公選制という行き方は決してとらるべきものではない。そこで推薦母体によつて何人かの候補者を選び、その候補者によつて選ぶという行き方を考へたのだというお話がありましたが、しかし現行のような公選制をとることによりまして、その結果第一回の選挙が二十五年にあり、二十七年と選挙が続けられたのでありますが、私も直接関係者でありませんが、選挙には直接関係にその都度関係いたしました。教育委員選挙のあるときには非常に安心を持った一人であります。そこであなたは最初の投票率が都道府県においてはどうであつた、また二十五年においてはこういふ率であつた、二十七年にはこういふ率であつた、幾分か都道府県においても減少の状況があるという例を引かれて、それを一つの根拠にされた、こうと考へるのです、現在新しい教育法案が公選制を廢して、これがたまたま議論になりましたような各自治体の長の任命により、これが地方議会の承認という形によつて選ばれるのです、さてこれが正しいか、あるいは公選制によつて選ばれることが正しいかにおいては、あなたはどちらにも一つの疑問があるというようにお答

えであつたように私は思ふのであります。一番最初に考へられたときに推薦母体を作り、それによつての候補者を選ぶその選挙において選ばれるべきだという考へ方を持たれたようでありまして、が、当時と現状とは非常に状態が違ひます。その点については十分御考慮になつておることと思ひます。それで今度出された、これは新しい法案と現行法案とは明確に公選と任命という二つになつてゐるのです。ここでどちらに正しいという解釈は、ウエイトをつけられるかという点について、私は非常に今後法案の審議についてもわれわれは重要でありますので、あなたの御意見を伺いたい、こう思ふのであります。

それから公選制の選挙ですが、私があなたに申し上げるのはさかさまだと思ふのですが、たとえば選挙というものは、戦後の、女子に選挙権を持たせた選挙が一回、二回、三回、四回、五回と続けるにつれて、どれだけその選挙というものは非常に啓蒙が今日行きて居いていたかというのを考へた場合に、一回、二回、三回の教育委員選挙、それが二十九年度の教育委員選挙がともかく施行されなかつたというところはわれわれ非常に残念なのです。こういう点から考へると、教育、特に今日の教育、特に義務教育、子供の教育に對する国民一般の考へ方をわれわれがこれをどう把握するかということ、また選挙があつたままでも一回でも続けられていた場合には前時代の時代とは非常に情勢を異にしておりますので、私は教育に對する選挙というものは非常に関心の度が高められ、高められておると、こう思ふのであります。

こういう点からいって、どうか現政府案による任命制並びに現行の公選制、こういう点について、あなたが考へになるようなたとえ推薦母体を作り、出た候補者を選ぶというこの可能がない場合に、どちらにウエイトを置かれますか、一つ御意見をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(森戸辰男君) 私は政府の法案に、この問題で政府の法案に賛成するか現状維持であるか二つのどちらかを選ぶなければならぬという制約が私にはないのであります。両方とも欠陥があるので、その欠陥を直すことには、どうしたらよいのかということについて私の考へ方では、これは私がここで考へたのではなくて、長い間、というのは、相当前に日本の教育者などが集まつて考へられたことをもう一度ここに持ち出しておるわけでございます。そうして法案としても、私は政府案を出されたら、政府案が現状か、そう二つを選ぶというのが国会のなすべきことでもないと思ふのでございまして、政府案で適當でないところは改めるとか、どうもあの全体が適當でなければ、それが成り立たなくなるといふこともございまいしょうから、こういう政府案が現状維持かということだけで態度をきめるというのはどうかと思ひます。ことに私のような政黨に屬さない立場にある者は、もう少し客觀的なものを考へていいのではないかと私は思ふのであります。

○委員長(加賀山之雄君) 以上をもちまして、森戸先生に對する質疑を終了することといたします。

森戸先生には大へん長時間、特にまけて時間過ぎまでおいでをいただきました。

して、非常に貴重な御意見をお聞かせ
いただき、委員会を代表しまして厚く
お礼申し上げます。

また今朝来御出席の各公述人の諸先
生方におかれましても、本委員会のた
めに非常に貴重な御意見を公述いただ
きました次第であります。この機会
に各委員を代表いたしまして厚くお礼
を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後七時三十七分散会

昭和三十一年五月十六日印刷

昭和三十一年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局